

議案第 4 6 号

過疎地域持続的発展計画の策定について

過疎地域持続的発展計画を別冊のとおり定めることについて、過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法第 8 条の規定により、議会の議決を求める。

令和 3 年 9 月 7 日提出

壱岐市長 白 川 博 一

(提案理由)

過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法第 8 条に基づき、過疎地域持続的発展計画を定めるときは、議会の議決を経る必要がある。



過疎地域持続的発展計画



令和3年度～令和7年度

令和3年9月

長崎県 壱岐市

目 次

1 基本的な事項.....	1
(1) 壱岐市の概況.....	1
(2) 人口及び産業の推移と動向.....	4
(3) 行財政の状況.....	6
(4) 地域の持続的発展の基本方針.....	9
(5) 地域の持続的発展のための基本目標.....	11
(6) 計画の達成状況の評価に関する事項.....	12
(7) 計画期間.....	12
(8) 公共施設等総合管理計画との整合.....	12
2 移住・定住・地域間交流の促進、人材育成.....	13
3 産業の振興.....	15
4 地域における情報化.....	31
5 交通施設の整備、交通手段の確保.....	34
6 生活環境の整備.....	38
7 子育て環境の確保、高齢者等の保健及び福祉の向上及び増進.....	43
8 医療の確保.....	50
9 教育の振興.....	52
10 集落の整備.....	56
11 地域文化の振興等.....	58
12 再生可能エネルギーの利用の促進.....	60
事業計画（令和3年度～7年度） 過疎地域持続的発展特別事業分.....	62

1 基本的な事項

(1) 壱岐市の概況

(ア) 自然的、歴史的、社会的、経済的諸条件の概要

① 位 置

本市は、福岡県と対馬の中間地点に在り、博多港から北西に約67km、佐賀県唐津東港から北へ約42kmに位置する。北西約68kmには対馬を望み、対馬海峡東水道と壱岐水道、玄界灘に囲まれており、その大きさは南北約17km、東西約15km、面積139.42km²である。古来より大陸文化の中継地として重要な役割を担ってきており、中国の『魏志倭人伝』に「一大國（一支國）」と記されている。

② 自然資源

本市の地形は一般に丘陵性の玄武岩をなし、高度100mを超える山地が占める面積は極めて少ない。分水嶺は西へ偏り、谷江川は北西から南東に、幡鉾川は西から東に流れその流域には、本市最大の平野が発達している。市内の耕地面積は40.0km²、田の整備率は62.6%（平成30年）に達し、ほ場条件が整った地域である。また、海岸線は、発達した海蝕崖がみられる北東部を除けば出入りが多く、大小の湾入があり天然の良港として古くから発展してきた。特に対馬海峡東水道に面した西岸一帯は激しく、溺谷の原型を保っている。また、南東岸には大小の砂浜をはじめ市全体に美しい砂浜が点在する。昭和43年7月22日、本市の一部が壱岐対馬国定公園に指定され、また、昭和53年6月16日辰の島、手長島、妻ヶ島の3か所が海域公園地区に指定されるなど自然景観に恵まれている。

③ 土地利用

本市の面積は、139.42km²であり、県全体の約3.4%を占めている。令和3年度現在の土地利用の状況は、田、畑、樹園地を合わせた農用地は38.3km²（27.5%）であり、山林の52.27km²（37.5%）とほぼ並ぶ。宅地（民有地）は8.73km²（6.3%）である。また、原野や水面、道路、その他の面積は40.12km²（28.8%）で、市全体の穏やかな地形を活かし、古くからの開拓を引き継ぎ、効果的な土地利用を進めている。

④ 気 候

本市の気候は、対馬暖流の影響を受けて、全国的に見ると概ね温暖な海洋性気候である。県本土の長崎市や佐世保市などに比べると、年間を通して気温は低い。福岡県北部の同緯度の地域と比較しても、夏季は涼しく冬季は同程度かやや暖かい。氷点下になることは少なく降雪や積雪も稀である。

降水量は、6～7月の梅雨期と9月の台風、秋雨時期に多い。年間降水量は県本土と比べると多く、全国的にも多い方に属する。

⑤ 歴 史

本市は3世紀の中国の史書『魏志倭人伝』に「一大国（一支國）」として登場し、「広さ三百里平方ばかり、竹林・叢林が多く、三千ばかりの家がある。ここはやや田畑はあるが、水田を耕しても食料には足らず、やはり南や北と交易して暮らしている。」と記されている。本市には弥生・古墳時代の遺跡が多く残っている。

古代に入って本市は対馬とともに国境防衛の要地となり、「日本書紀」には天智3年（664年）に、壱岐・対馬に防人と烽火を置くと記されている。防人は守備隊、烽は危急を知らせる施設で、日中は煙を上げ夜は火を放って伝達した。

中世、元寇直後の1293年、唐津・岸岳城主の波多氏が旧武生水村（現在の郷ノ浦町・武生水地区）に亀丘城を築城したが、波多氏に内紛が起こり1571年以来明治維新まで平戸の松浦氏が壱岐を統治した。

明治11年、郡区町村編制法が制定され、壱岐・石田2郡となり、22村に分かれた。また、明治22年には市町村制施行により2郡12村、昭和30年「町村合併促進法」で3町1村などの合併等を経て、平成16年3月1日には、郷ノ浦町、勝本町、芦辺町、石田町の4町が合併して壱岐市となった。

⑥ 社会・経済

本市においては、昭和28年に制定された離島振興法をはじめとする様々な国・県の支援策により社会基盤の基礎条件の改善、産業振興のための基盤整備、生活環境の整備等が行われた。近年では、観光・交通の要であるフェリー接岸施設や付近の混雑解消に伴う橋やトンネルの整備、幹線道路・生活道路の計画的な改良、文化施設、スポーツ・レクリエーション施設の整備等により住民の生活環境は確実に向上している。

また、福岡・壱岐・対馬を結ぶフェリーや高速船の就航・増便や長崎と空路を結ぶダッシュエイトの就航、大型客船が接岸できる岸壁の整備、携帯電話・インターネット網の急速な発達に対応できる通信施設の整備など、交通・通信の分野で飛躍的な取組がなされている。しかしながら、高齢化の進行と若者の就業先不足による市外流出が、地域社会の活性化に大きな課題を残している。また、離島であるがゆえに、医療に対する本土との格差など大きな問題を抱えている。

（イ）過疎の状況

① 人口等の動向

本市の人口は、復興期を終えた昭和30年の51,765人をピークに、高度経済成長期の都会的生活願望や第1次産業の低迷、進学率の増加などによる市外への人口流出が続き、平成27年の国勢調査では27,103人となり、最多時から約52%まで減少している。この人口減少とともに若年層の市外への流出が高齢者比率の上昇を招き、過疎化に一層の深刻度を増している。

② 現在までの対策

本市は、合併以前に、旧石田町を除く旧郷ノ浦町、旧勝本町、旧芦辺町が過疎地域に指定されていた。平成16年の合併で壱岐市となって以降は市全域が過疎地域に指定されており、過疎地域自立促進特別措置法に基づく過疎対策事業等により、農林水産業の基盤整備や地場産業の振興、観光レクリエーション施設等の整備、市道・農道の整備、上下水道、廃棄物処理

施設、消防・防災施設、各種公園等の生活環境施設の整備、福祉・保健施設、学校教育施設、文化施設、体育施設等の整備などあらゆる振興施策を実施し、住民生活に必要な社会基盤の整備を図ってきた。

交流を高める交通体系の整備では、航路は平成１２年から壱岐福岡間的高速船ジェットフォイルが２隻体制となり、福岡との交通も便利になった。空路は壱岐福岡間が平成１５年１月に路線廃止となり、現在は壱岐大村（長崎空港）間の１路線のみの運行となった。平成２９年に制定された有人国境離島法により航路・航空路運賃の低廉化も実現し、住民を取り巻く環境は、着実に改善されているが、本土非過疎地域との生活環境の格差は未だ是正されていない状況である。壱岐地域の持続的発展のためには、人口の市外流出対策としての産業振興による雇用の確保、医療・福祉の設備と人的充実、教育関連施設の拡充、高度情報化社会に対応できる情報基盤の整備・充実、観光地としての基盤づくりなど、島の自然と歴史のなかで共生し協働できる基盤整備が必要である。

③ 現在の課題と今後の見通し

本市においては、若者の流出、出生数の減少、高齢化の進行、就業人口の減少などにより地域活力の低下を招くなど依然として多くの課題を抱えている。

今後、過疎地域の多様で豊富な自然や文化、地域固有の特性を活かしながら持続可能な地域社会を構築していくために、自立性を育むことが求められている。

そのため、今後も引き続き、農業、水産業、観光業などの基幹産業の活性化施策、若年層の市外流出と人口の減少に対応する施策、急速に進む少子・高齢化に対する施策、自然環境と共生する社会的施策、生活道路や公共交通機関の整備に対する施策など創意工夫のあふれる施策を展開し、人と人、人と自然、人とまちなど、多様で豊かな関わり合いの中から、市民が真に誇りと愛着を持ち幸福を実感できるまちづくりを目指す。

（ウ）壱岐市の社会経済的発展の方向の概要

① 産業構造の変化

本市の平成２７年の就業人口総数は１３，０２９人で、昭和３５年と比して１２，００２人、４７．９％減少しており、産業別にみると、第１次産業が１５，２９１人、８５．２％の減少、第２次産業が２６５人（１５．８％）の増加、第３次産業が３，０００人（５５．５％）の増加であり、第１次産業から第２次、第３次産業へと産業構造が大きく変化している。

平成２７年の産業別就業人口比率は、第１次産業が２０．４％、第２次産業が１４．９％、第３次産業が６４．５％となっている。産業構造の変化の背景には、第１次産業では農産物価格の低迷や高齢化・後継者不足による農業者の減少、第２次産業では製造業や建設業の増加、第３次産業では大型店舗や飲食店の増加等が見られる。

② 地域の経済的な立地特性

本市は、平坦地に恵まれ、周辺を海に囲まれ、従来から農業と水産業が盛んな地域である。農業は、肉用牛、米、葉たばこを基幹作物として、イチゴ、メロン、アスパラガスなどの施設園芸や花きなどを組み入れた複合経営が行われている。水産業は地域の基幹産業であり、イカ釣、一本釣、定置網、刺網、採貝藻等が営まれている。

また、本市には美しい自然景観や歴史・文化などの観光資源に恵まれ、これらを活かした体験型観光や教育旅行の誘致などを行っているが、観光客も団体から個人へと移り変わり、

観光客数も、平成3年をピークに年々減少し、ここ数年は横ばいの状況で伸び悩んでいる。

地場企業は建設業が多いが、小規模企業がほとんどで、九州本土に近いこともあって、魅力ある職種を求めて、若年労働者の市外流出を招いている。

そのため、本市においては、産業の活性化や就業機会の創出を重要な課題として位置付け、IoT・AI等の先端技術を積極的に取り入れながら、基幹産業である農業、水産業の効率的な生産・供給・販売システムの確立などによる再構築を進め、地元農水産物の高付加価値化やブランド化を図り、これら農林水産業と十分に連携した観光業の振興に取り組み、関係者の所得の向上を目指す必要がある。

（２）人口及び産業の推移と動向

（ア）人 口

① 年齢階層別、男女別等から見た人口の推移

本市の人口は、昭和35年から昭和40年の間に9.6%の減少を記録して以降、依然として減少傾向にある。年齢階層別に見ると、少子化の影響により、年少人口（0～14歳）が昭和55年に昭和50年と比較して減少率が10%台を切ったものの、その後、5年ごとに10～16%の割合で減少を続けている。

若年者（15～29歳）の人口は昭和50年にプラスに転じたものの、昭和60年からまた減少率が10%台となり、平成12年には1.7%と持ち直したが、平成17年には15.2%減少し、その後も5年ごとに15%を超える減少となっている。

高齢者（65歳以上）については、昭和35年以降増え続け、平成27年の高齢者比率は35.5%となり、本市は約3人に1人が高齢者という、超高齢社会に突入している。

男女別に見ると、平成17年度までは男性の減少率が高かったが、平成22年からは女性の減少率が男性を上回っており、女性の市外への進学や就職が増えていることが理由として考えられる。

一方、世帯数は、核家族化の進展により、緩やかながら増加傾向にあり、1世帯あたりの人口が平成25年から2.5人を割り込んでいる。

② 今後の見通し

本市の人口は、少子高齢化が進行し、今後も人口減少が進むことが予測されていることから、さらなる定住人口の減少抑制とUIターン・関係人口の拡大に重点を置いた施策を展開する必要がある。

（イ）産 業

本市の産業構造は、昭和30年代からの高度経済成長の影響を大きく受け、第1次産業就業者数は都市部への労働人口の流出をきっかけに減少傾向となり、第2次産業就業者数は農業・漁業の加工業、地場産業である焼酎製造業の販売の伸びや建設需要の増加等により、第3次産業就業者数は観光業の発展等により、それぞれ増加傾向となり、以降も産業就業者数の推移は同様の傾向が続いた。

しかし、近年の市内人口の減少及び高齢化や長引く景気の低迷が各産業に悪影響を及ぼし

ており、第1次産業では農業水産業の後継者不足、就業者の高齢化が進んでいる。第2次産業及び第3次産業でも同様の影響が見られ、これまでの産業就業者数の推移傾向に変化が現れている。平成27年と平成22年の国勢調査数値の比較では、第1次産業就業者が484人、15.4%減、第2次産業就業者数が256人、11.6%減、第3次産業就業者数は32人、0.4%減と減少を続けている。

今後も市内人口の減少とともに就業人口の減少が続くことが予想される。

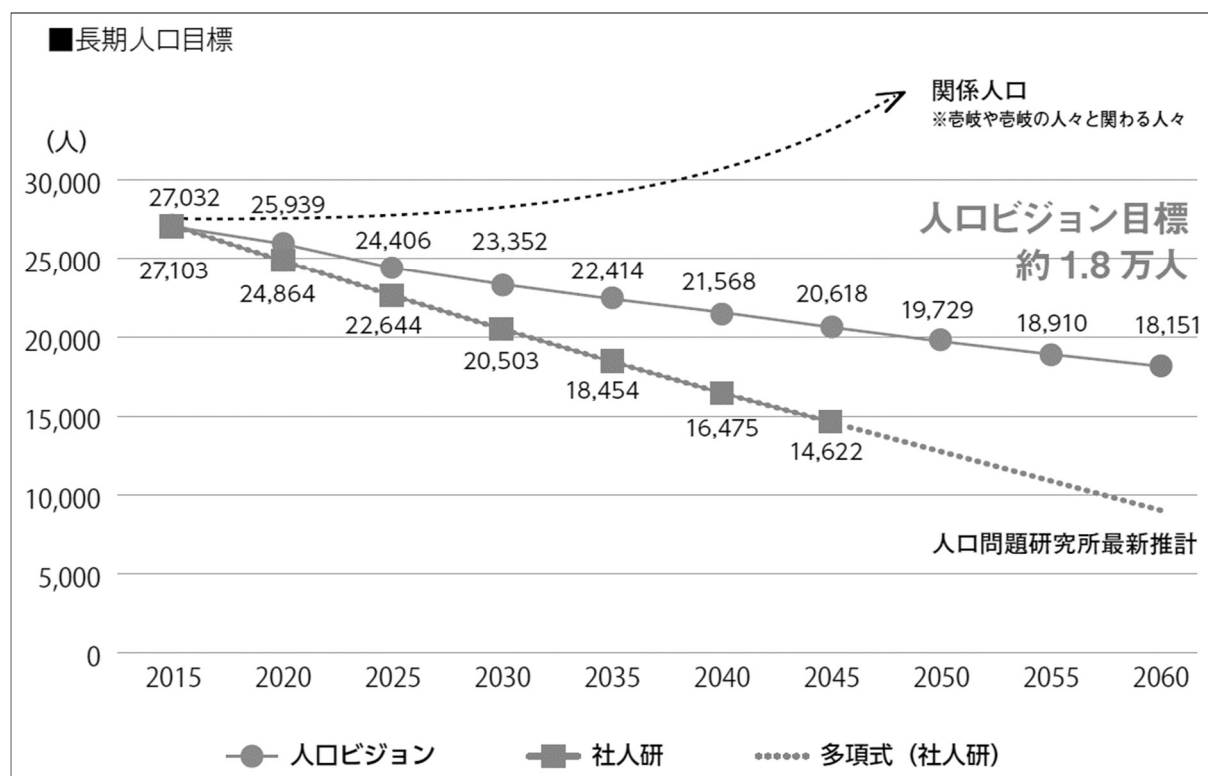
表 1-1(1)人口の推移（国勢調査）

区 分	昭和35年	昭和40年		昭和45年		昭和50年		昭和55年	
	実数	実数	増減率	実数	増減率	実数	増減率	実数	増減率
総 数	人 50,497	人 45,654	% △ 9.6	人 42,983	% △ 5.9	人 41,871	% △ 2.6	人 41,035	% △ 2.0
0歳～14歳	18,138	14,915	△ 17.8	12,783	△ 14.3	11,276	△ 11.8	10,480	△ 7.1
15歳～64歳	28,410	26,262	△ 7.6	25,336	△ 3.5	25,390	0.2	25,006	△ 1.5
うち15歳～29歳(a)	9,897	7,880	△ 20.4	7,454	△ 5.4	7,729	3.7	6,703	△ 13.3
65歳以上(b)	3,949	4,477	13.4	4,864	8.6	5,205	7.0	5,549	6.6
(a)/総数 若年者比率	% 19.6	% 17.3	—	% 17.3	—	% 18.5	—	% 16.3	—
(b)/総数 高齢者比率	% 7.8	% 9.8	—	% 11.3	—	% 12.4	—	% 13.5	—

区 分	昭和60年		平成2年		平成7年		平成12年	
	実数	増減率	実数	増減率	実数	増減率	実数	増減率
総 数	人 39,528	% △ 3.7	人 37,308	% △ 5.6	人 35,089	% △ 5.9	人 33,538	% △ 4.4
0歳～14歳	9,407	△ 10.2	7,978	△ 15.2	6,632	△ 16.9	5,582	△ 15.8
15歳～64歳	24,068	△ 3.8	22,483	△ 6.6	20,443	△ 9.1	18,878	△ 7.7
うち15歳～29歳(a)	5,807	△ 13.4	5,122	△ 11.8	4,604	△ 10.1	4,524	△ 1.7
65歳以上(b)	6,053	9.1	6,844	13.1	8,014	17.1	9,078	13.3
(a)/総数 若年者比率	% 14.7	—	% 13.7	—	% 13.1	—	% 13.5	—
(b)/総数 高齢者比率	% 15.3	—	% 18.3	—	% 22.8	—	% 27.1	—

区 分	平成17年		平成22年		平成27年	
	実数	増減率	実数	増減率	実数	増減率
総 数	人 31,414	% △ 6.3	人 29,377	% △ 6.5	人 27,103	% △ 7.7
0歳～14歳	4,773	△ 14.5	4,180	△ 12.4	3,736	△ 10.6
15歳～64歳	17,304	△ 8.3	15,855	△ 8.4	13,750	△ 13.3
うち15歳～29歳(a)	3,837	△ 15.2	3,028	△ 21.1	2,476	△ 18.2
65歳以上(b)	9,337	2.9	9,342	0.1	9,617	2.9
(a)/総数 若年者比率	% 12.2	—	% 10.3	—	% 9.1	—
(b)/総数 高齢者比率	% 29.7	—	% 31.8	—	% 35.5	—

表 1-1 (2)人口の見通し



(3) 行財政の状況

(ア) 行政の状況

平成16年3月1日の市制発足以降、これまで、行政組織の見直し、中学校統廃合をはじめとした各施設の整理・合理化、事務事業の見直し、人件費・経常経費の抑制、地方債の繰上償還の実施など、行財政改革に取り組んでいる。今後も、限られた財源の中で、新たな行政課題や社会経済情勢の変化に的確に対応していくために、事務事業について継続的な見直しを進めながら、効率的な事業の実施を図り、市民サービス向上の観点から事務手続の簡素化、効率化を進めていく。特に現在の4庁舎分散方式により、庁舎間移動等に時間を要するなど、行政運営に一部支障を来している状況にあることから、これら課題の克服・改善を図るため、自治体専用のチャットツール等ITを活用した取組を進め、庁内におけるコミュニケーションの効率化を図っていく。

(イ) 財政の状況

本市の財政状況は長引く地方経済の低迷や人口減少などにより地方税等の自主財源の確保が難しい中、地方交付税や臨時財政対策債などへの依存度が高い財政運営が続いており、なお不足する分については財政調整基金や減債基金の取り崩しで対応している状況である。

その地方交付税は合併後、１０年間は合併する前と同じように、旧４町分が交付されていたが、１１年目の平成２６年度から段階的に縮減され、普通交付税及び交付税と同じ扱いの臨時財政対策債の合計は、平成２２年度の約１０９億８千万円をピークに、壱岐市本来の算定となった令和元年度では約９０億５千万円まで減少し、その差額は約１９億３千万円の減少となっている。

今後、少子高齢化の進展等に伴い、扶助費や国保・介護保険事業等への繰出金の割合が大きくなっていくことが見込まれる中、令和３年度を財政基盤確立推進元年と位置付け、徹底した内部経費削減に向けた見直し、壱岐市公共施設個別計画に基づく、施設のあり方の見直しなど、あらゆる業務について検討を行い、基金に頼ることない持続可能な財政基盤の確立に向けた取り組みを進めている。

また、補助費など、市民サービスに直結する事業についても、補助金等検討委員会を立ち上げ、公益性、効果性、公正性の視点で見直しを行い、計画的・段階的な歳出予算の縮減を図っていくこととしている。

表１－２(１) 市町村財政の状況

(単位：千円)			
区 分	平成２２年度	平成２７年度	令和元年度
歳入総額 A	28,805,859	22,958,735	26,564,231
一般財源	13,811,230	13,610,279	12,771,815
国庫支出金	7,160,548	2,535,220	2,966,579
都道府県支出金	1,868,606	1,810,291	2,645,034
地方債	3,777,600	2,256,900	3,799,900
うち過疎対策事業債	643,000	783,600	789,700
その他	2,187,875	2,746,045	4,380,903
歳出総額 B	28,034,636	22,343,979	25,792,248
義務的経費	9,556,328	9,563,756	9,671,627
投資的経費	9,680,904	3,166,379	6,095,936
うち普通建設事業	9,498,184	3,095,208	5,089,416
その他	8,797,404	9,613,844	10,024,685
過疎対策事業費	1,775,302	1,371,786	1,144,919
歳入歳出差引額 C (A－B)	771,223	614,756	771,983
翌年へ繰越すべき財源 D	379,562	35,113	325,332
実質収支 C－D	391,661	579,643	446,651
財政力指数	0.239	0.220	0.219
公債費負担比率(%)	20.8	—	—
実質公債費比率(%)	—	4.7	6.4
起債制限比率(%)	—	—	—
経常収支比率(%)	80.1	84.8	94.8
将来負担比率(%)	—	—	38.3
地方債現在高	26,467,558	26,602,645	27,756,810

（ウ）公共施設等の整備状況

本市の主要公共施設の整備については、計画に沿って年次的に行われているが、改良が行われていない地域からの要望等は山積しており、十分な整備とはいえない。

市道の改良率は、令和3年4月1日現在、50.8%、舗装率は89.1%で、狭隘で緊急車両が通行できない道路及び属島の道路等の整備が必要である。

環境施設は、平成24年3月に集約化され、ごみ処理については「吉崎市クリーンセンター」で、し尿処理については、「吉崎市汚泥再生処理センター」で行っているが、稼働後10年を迎えることから、ストックマネジメントの考え方による適切な運転管理と定期点検整備及び適時の延命化対策を実施することにより、施設の長寿命化を図ることが重要である。

また、公共下水道及び漁業集落排水整備事業の整備は、年次的に進めているが、今後、加入促進を図る必要がある。

その他、葬斎場については、令和2年4月に改築整備を終え、新しい管理運営体制の見直しを図っており、さらに新しいサービス水準の向上を目指している。

福祉施設については、児童福祉施設として、石田こども園を含め保育所14か所が整備されているが、少子化の影響で入所児童数が減少し、今後は施設統廃合を検討する必要がある。児童通所施設としては吉岐子どもセンターを設置している。また、高齢者福祉施設として養護老人ホーム、障害者福祉施設として障害者地域活動支援センター及び地域生活ホームを設置しており、高齢者福祉、障害者福祉の拠点となっている。

医療機関は、吉岐本島に中核となる長崎県吉岐病院を含め、病院5か所、診療所12か所、歯科診療所9か所あるが、二次離島における緊急の通院や検診対応等に苦慮しており、これらの状況を解消するための対策が必要である。

教育施設は、幼稚園8園、小学校18校、中学校4校、高校が2校ある。施設の多くは老朽化が進み必要な改修や修繕を行っている。小学校、幼稚園、保育所については、児童生徒の減少が見込まれる中、教育水準の維持、経費削減のため、規模の適正化を検討する必要がある。

スポーツ・レクリエーション施設は、体育館、夜間照明付多目的広場、陸上競技場、テニスコート、ゲートボール場、プールなど住民の健康増進の施設として早くから整備されており、その利用度も高い。また、学校体育施設も地域と共同で利用し、大切に扱われているが、老朽化が著しいため雨漏り等が原因である施設の屋根修繕など大規模な改修等が必要となっている。

文化活動の場としては、市内3カ所に中核的集会施設を備えており、本格的な舞台施設を有した施設やホール機能を有した施設として、吉岐文化ホールや吉岐島開発総合センターなどが整備されており、住民の情操教育の中心的施設となっている。今後も引き続き、施設の定期点検等を実施し、必要な修繕を行うなど適切な管理に努める必要がある。

また、平成22年3月に島民も観光客も訪れる博物館相当施設として一支国博物館が開館し、令和2年3月には10周年を迎え、令和3年3月末で入館者数が110万人を超えるなど、交流の拠点となっているが、開館後10年を経過し、施設の老朽化に伴う改修等が必要となってくる。遊興施設としては、平成31年4月に既存の吉岐イルカパークがリニューアルオープンした。リニューアル前までは年間2.2万～2.5万の入館者数が平成31年度は年間3万人を超え、併せて消費額も増加している。

表1－2(2) 主要公共施設等の整備状況

区 分	平成12年度末	平成22年度末	令和元年度末
市町村道			
改良率(%)	37.1	49.5	50.8
舗装率(%)	67.9	88.7	89.1
農 道			
延 長(m)	52585.0	68363.0	75731.0
耕地1ha当たり農道延長(m)	19.1	17.9	18.9
林 道			
延 長(m)	1970.0	4370.0	4370.0
林野1ha当たり林道延長(m)	1.6	1.2	0.9
水道普及率(%)	96.8	99.3	99.7
水洗化率(%)	—	39.2	47.0
人口千人当たり病院・診療所の病床数(床)	—	20.9	16.6

(4) 地域の持続的発展の基本方針

本市では、壱岐4町合併協議会が作成した合併後10年間にわたる壱岐市づくり「飛翔・・・壱岐21世紀計画(新市建設計画)」を踏襲し、平成17年3月に壱岐市の基幹計画である「壱岐市総合計画」を策定し、平成27年10月には「第2次壱岐市総合計画」及び「壱岐市まち・ひと・しごと創生総合戦略」を策定している。令和2年12月には、「第3次壱岐市総合計画」を策定し、人口減少問題の克服と地方創生を主眼とした「総合戦略」を取り込んだ一体的な計画としている。

「過疎地域持続的発展計画」は「第3次壱岐市総合計画」の下位計画として位置付け、「第3次壱岐市総合計画」に示された壱岐市の目指すべき指針に沿った各種施策を推進するものとする。なお、「第3次壱岐市総合計画」が掲げる将来像、基本指針等は次のとおりである。

第3次壱岐市総合計画

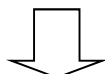
本市では、平成27年度に「第2次壱岐市総合計画」を策定し、「海とみどり、歴史を活かす癒しのしま、壱岐(いきいきアイランド)」を将来像に掲げ、総合的かつ計画的に各種施策に取り組んできた。

合併から17年が経過し、人口減少問題や高齢化社会の到来、市民ニーズの多様化、また、有人国境離島法の制定やSDGs未来都市への選定など、時代の変化に対応した取り組みが求められている。

そのため、これまでの取り組みの成果を踏まえながら、さらなるステップアップのための指針として、本市のまちづくりの方向を示す「第3次壱岐市総合計画」を策定した。

「第3次吉崎市総合計画」では、SDGs の理念である「誰一人取り残さない」をスローガンとして、その実現に取り組むとともに、まちづくりの課題を、市民、団体、企業等と一丸となって解決に向け、「共創、協働」により取り組んでいく。

基本理念 誰一人取り残さない。協働のまちづくり。
未来宣言 吉岐、誇り 我々が未来をつくる



＜基本目標1＞希望の仕事があり安心して働くことができ、起業もできる

- 農林業の振興
- 水産業の振興
- 物産ブランドと商工業の振興
- 次世代産業の育成と企業誘致の促進
- 観光の振興

＜基本目標2＞結婚・出産・子育て・教育の希望がかなう

- 結婚・子育て環境の充実
- 学校教育の充実

＜基本目標3＞地域コミュニティが守られ、安心して健康に暮らせる

- 持続可能なコミュニティの形成
- 健康・医療の体制づくり
- 地域共生社会の実現
- 高齢者福祉の充実
- 障がい者福祉の充実
- 生涯の生きがいづくりと青少年育成
- 人権・男女共同参画社会の形成

＜基本目標4＞自然・歴史文化が調和した持続可能な社会基盤が整っている

- 循環型社会の構築
- 情報基盤の整備とICTを活かしたまちづくり
- 公共交通体系の充実
- 社会基盤の充実
- 防災・危機管理体制の強化
- 歴史文化資源の保全・活用

＜基本目標５＞関係人口を増やし、吉岐への新しい人の流れをつくる

○UI ターンの強化

○大学・企業連携や地域間交流などによる新たな交流の創造と地域創生

＜基本目標６＞協働のまちづくりのもとで、効率的で質の高い行政運営が行われている

○官民連携による効率的な行政運営

○持続可能な財政基盤の構築

（５）地域の持続的発展のための基本目標

地域の持続的発展の基本方針に基づき達成すべき基本目標は次のとおりとする。

（ア）人口に関する目標

指標	基準値 (令和２年度)	目標値 (令和７年度)
総人口	25,626 人	24,406 人
〔自然増減の目標〕 出生数	149 人/年	185 人/年
〔社会増減の目標〕 移住者数	91 人/年	125 人/年

（イ）その他、地域の持続的発展の基本となる目標

指標	基準値 (令和２年度)	目標値 (令和７年度)
農業産出額	57 億円	72 億円
漁獲量	2,739t	3,000t
漁獲高	25 億円	28 億円
新商品開発支援数	6 件	9 件
起業・創業者数	3 者	19 者
観光消費額	35 億円	63 億円
観光客延数	229,681 人	453,000 人
学校評価における学校経営満足度(４段階評価)	3.8	3.8
まちづくり協議会設置件数	12 団体	18 団体
健康寿命の延伸	男 78.18 歳 女 82.84 歳	男 78.78 歳 女 83.44 歳
要介護（要支援）認定率	22.40%	22.50%
小規模型障害者就業・生活支援センター運営数	0 か所	1 か所
社会教育施設、社会体育施設、文化施設の人口 1 人当たりの利用回数	7.63 回	15 回

指標	基準値 (令和2年度)	目標値 (令和7年度)
各種審議会・委員会等への女性登用率	21.30%	30.00%
CO2 排出量削減	7.3%	8.0%
時代に応じた情報通信基盤の整備と安定稼動	90%	100%
公共交通機関乗降客数	53 万人	104 万人
市道改良率	50.8%	50.9%
災害による死者を出さない	0 人	0 人
文化施設の年間利用者数	81,168 人	146,000 人
壱岐テレワーク施設利用者数	3,891 人	4,000 人
財政力指数	0.222	0.260

第3次壱岐市総合計画の成果指標に基づき設定

(6) 計画の達成状況の評価に関する事項

目標達成の為に実施する各事業については、実施年度の翌年度に政策評価（事後評価）を実施し、成果指標の実績分析を行う。このうち、主要事業等については、壱岐市行政改革推進委員による外部評価を行う。

評価結果については、市議会へ報告し、市ホームページへの掲載により公表する

(7) 計画期間

本計画は、令和3年4月1日から令和8年3月31日までの5か年間とする。

(8) 公共施設等総合管理計画との整合

「壱岐市公共施設等総合管理計画」では、公共施設全体を貴重な資産として捉え、市民と問題意識を共有し、協働で公共施設等の将来の方向性の確立に向けて取り組む必要があるとし、公共施設の管理に関する5つの基本方針を設定している。

1. 公共施設の保有総量の抑制と圧縮
2. 地域特性を踏まえた施設の共用化・複合化の促進
3. 施設の管理運営の効率化
4. 全庁を挙げた体制の構築
5. 市民・民間事業者との協働の推進

このほか、長寿命化、機能再編、施設総量、点検・診断等、実施体制について、それぞれ基本的な考え方を設定している。

本計画においても、「壱岐市公共施設等総合管理計画」におけるこれらの考え方との整合を図りながら、過疎地域対策事業を適切に推進する。

尚、今後公共施設等総合管理計画の改訂を行った場合は、改訂後の方針に沿うものとする。

2 移住・定住・地域間交流の促進、人材育成

（１）現状と問題点

平成２７年度国勢調査における本市の合計特殊出生率は 2.22 と、全国水準の 1.45 を大きく上回っており、全国的にも高い水準となっているものの、出生数は減少傾向にあり、未婚化・晩婚化が課題となっている。今後も人口減少と少子高齢化が進むことが予想され、人口減少による経済規模の縮小や人手不足など様々な課題が懸念される。人口減少に歯止めをかけるためには、少子化対策や移住・定住施策が重要であるとともに、人口減少は避けられない事実であることから、人口が減少しても持続可能で豊かに暮らせる社会・経済モデルを作りあげることも必要である。

移住・定住人口については、これまで受入環境の整備や市外からの移住・定住を促進するための PR 等の対策により、転入者数の増加や若者の転出率の低下など、効果が見えつつあることから、今後も大都市圏を中心とした転入促進策と若者の UI ターン施策などの更なる強化が必要である。

また、UI ターン施策とともに、二地域居住などの新たなライフスタイルに対応したまちづくりやリモートワーク・テレワーケーション等による関係人口を増やし、本市への新しい人の流れをつくる必要がある。

地域間交流については、平成１７年に長野県諏訪市と姉妹都市締結し、平成２７年に兵庫県朝来市及び令和元年に福島県楡葉町と友好都市の提携を結び、交流を行ってきた。今後も引き続き交流を重ねながら友好関係を深め、教育・文化、経済、防災等の分野で広域的な連携を図っていく必要がある。

また、本市では多文化共生、国際交流を推進しており、令和３年３月末で 79 名の外国籍住民が暮らしている。今後本市に暮らす外国籍住民は増えてくと想定され、国籍関係なく安心して暮らすことができる社会づくりが必要である。

人材育成については、人口の減少や高齢化の進行による担い手不足が深刻化し、集落機能の低下が懸念されており、集落機能を維持するために地域を支える新しい担い手の育成を進めていく必要がある。

（２）その対策

○大都市圏における移住相談会や各種イベント開催等による UI ターン促進に向けた情報発信の強化とともに、長崎県及び関係機関との連携による相談・支援体制の充実を図る。

○移住者の住まいの確保を図るため、良質の空き家の確保及び提供のプラットフォームとなる空き家バンクの充実に努める。

○リモートワーク・ワーケーションや逆参勤交代など、新たな発想での企業間交流を推進し、多様な交流による関係人口の拡大に努める。

○国・県及び関係機関との連携により、男女の出会いの場の創出、結婚に係る経済支援等、婚活及び結婚に対する支援の拡充に努める。

○姉妹都市・友好都市をはじめ、国内の自治体との地域間交流を促進し、教育的、経済的連携等が図られるよう努める。

○国際交流を深めるため、民間と行政が連携して取り組むための体制づくり及び国際交流事業を推進するとともに、国際感覚豊かな人材の育成に努める。また、本市を来訪する外国人のための受け皿づくりに努める。

○地域おこし協力隊をはじめとした外部人材の積極的活用及び大学や企業との連携協力体制の構築により、地域力の向上を図るとともに、新たな地域の担い手の確保・育成を推進する。

(3) 事業計画（令和3年度～7年度）

持続的発展 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業 主体
1 移住・ 定住・地域 間交流の促 進、人材育 成	(4)過疎 地域持 続的発 展特別 事業	移住・ 定住	
		ふるさと就職支援事業 【事業内容】若者等の地元就職及び定着を促進するため、事業主が若者等を雇い入れた場合の人材育成費用及び、市内企業の雇用の促進を図るため、市内における就職者に対し就職奨励金を交付する。 【事業の必要性】若者等の地元定着を促進する必要がある。 【見込まれる事業効果】雇用人材の確保やU・Iターン者の創出により地域社会の維持に寄与する。 ※基金積立による事業実施を含む。	民間
		移住・定住促進プロジェクト 【事業内容】移住希望者の相談体制をはじめ、住居環境の整備、経済支援等により、移住希望者のニーズに沿う魅力ある島づくりを目指す。併せて、都市圏に向けた情報発信を強化する。 【事業の必要性】人口が年々減少し高齢化が急速に進んでいる中で、地域の活力を維持向上させるため、移住定住を促進する施策が必要である。 【見込まれる事業効果】移住定住の促進により、人口減少抑制及び地域活性化に繋がる。 ※基金積立による事業実施を含む。	市
		吉岐市結婚支援事業 【事業内容】婚活イベントの実施、結婚新生活に対する経済支援等により、若者の結婚を奨励する。また、成婚奨励事業により市民全体で若年層の結婚を後押しする機運を醸成する。 【事業の必要性】少子高齢化が急速に進む中、地域の活力を維持向上させるため、嫁不足の解消及び若者の定住を促進する施策が必要である。 【見込まれる事業効果】若者の定住を促進し、少子化対策にも繋がる。 ※基金積立による事業実施を含む。	市
		島外通勤等交通費助成事業 【事業内容】定住人口の増加を推進するため、船舶及び飛行機の利用による居住地から島外への通勤及び通学を支援する。 【事業の必要性】1次産業の低迷等により島内での就業が困難により、転出者の多くは就業のための島外転出であり、就業対策への取組が必要である。 【見込まれる事業効果】島内から島外への通勤を支援することにより、就業のための転出をくい止め定住人口減少の抑制に繋がる。 ※基金積立による事業実施を含む。	市

（４）公共施設等総合管理計画等との整合

岐阜市公共施設等総合管理計画において、施設類型ごとに定めている数量、品質、コストに関する基本方針に基づき、整合性を図りながら、過疎対策に必要となる事業を適切に実施する。

尚、今後公共施設等総合管理計画の改訂を行った場合は、改訂後の方針に沿うものとする。

３ 産業の振興

（１）現況と問題点

（ア）農 業

本市における農業は、総農家数は２，２８０戸（平成２７年）で、平成２３年に比較して４４８戸減少している。販売農家の専業兼業別では、専業農家は５１８戸（１９．０％）、兼業農家は１，０６７戸（４６．８％）でその８０％は第２種兼業農家である。農業就業人口は１，９９４人で、５９１人減少している。

耕地面積は４，０００ｈａ（平成３０年）で総面積に対する耕地の割合は約２８．７％と県全体の１１．４％に比較してかなり高くなっている。

本市の主な作目としては、平成３０年の肉用牛１０，３６７頭、水稻９０６ｈａ、葉たばこ５６，６５ｈａといった基幹作目を中心に、アスパラガス、いちご、メロンなど施設園芸や野菜、花き等を取り入れた複合経営が主体となっている。

令和元年度の農業産出額は６４億円で、うち基幹作目である肉用牛が４６億５千万円（７３％）、米が５億８千万円（９％）、葉たばこ２億９千万円（５％）と、この３作目で本市全体の８６％を占めている。

しかしながら、急激な国際化の進展による海外農産物との競合、産地間競争などにより、農業所得の低下や農業従事者の減少、高齢化及び後継者不足の進行のほか耕作放棄地の増加等が深刻な問題となっている。よって、今後は、地域農業の担い手となり、効率的かつ安定的な農業経営を目指す認定農業者等の確保・集落営農組織の育成を引き続き図る必要がある。

また、機械施設の整備については、農業経営の安定のために機械の共同利用を進めるとともに、農作業の受委託を推進する必要がある。

一方、生産基盤の整備は、水田においては１，４６７ｈａが整備済みで、整備率は６２．６％（平成３０年）と県内でも最も進んでいるが、昭和期に整備された小区画の圃場や、中山間地等の狭小区画地にあっては、農業用機械の大型化や営農の効率化に向かない条件不利地として、農業用水の確保等を含めて改善が求められている。

農産物の流通については、福岡都市圏等を主に、東京市場も見据えた大消費地への販路の拡大、消費者と直結した産地販売等による流通の強化が必要である。

林業については、後継者不足等により山林の管理が難しくなっている状況の中で、森林経営管理制度を活用し、適切な経営管理が行われていない森林を林業経営者に集積・集約するとともに、集積・集約化が困難な森林については、市の直営による保全管理下におくことで、

林業の成長産業化と森林の適切な保全管理の両立を図る。

（イ）水産業

本市における水産業は、天然の良港も多く、島の周辺海域には対馬暖流分岐流と九州沿岸流が交錯し、天然礁も多く、イカ類・ブリ類・マダイ・マグロ類など好漁場に恵まれている。また、沿岸浅海域は起伏に富む岩礁地帯が張り出し、アワビ、ウニ類等の磯根資源も豊富である。

漁港港湾施設については、年次的に整備を進めており漁業基盤の改善が図られているが、今後も長期的・計画的な整備を実施する必要がある。また、市内漁協所属の正組合員数は835人で、令和元年と平成26年を比較して182人減少しており、また、漁業者の高齢化が進んでいる。漁船については、高速化、レーダー、GPS、カラー魚探、電動リール等の漁労装備の充実が図られているものの、過剰投資となっている面も見受けられる。また、漁船の高性能化が進むにつれ、漁場での操業競合も激しくなり、そのために資源の減少を来すという悪循環が繰り返されている。さらに「磯焼け」に代表される藻場の衰退は、水温などの海洋環境の変動や、ウニなどの底生生物および魚類による食害など、様々な要因によって起こると考えられる。特に最近は、アイゴ、イスズミ類などの植食性魚類による食害が主な要因とされる藻場の消失により、島内全ての地域が深刻な磯焼け状態となっている。

本市の漁業形態は、小型漁船によるイカ、ブリ、マダイ、マグロ類等の一本釣漁業、定置網、採貝藻、刺網、延縄漁業が行われ、入江の静穏域では真珠、マグロ、トラフグ、貝類等の養殖が行われている。また、これら水産物の干物や塩漬などの水産加工も行われている。

近年、本市の主要水産物であるイカ、ブリ、マグロ、アワビ、ウニ類の漁獲量減少に加え、資源の減少、魚価の低迷、漁業生産資材の高騰、イルカの食害等、漁業を取り巻く環境の変化により漁家の経営は悪化の一途をたどりつつある。併せて後継者不足、漁業従事者の減少も進んでいる。

令和元年の漁業生産量は約2,262トンで、生産額は21億円と、平成26年と比べて生産量は54%、生産額では34%減少している。

このような漁業不振の主な原因は一過性だけのものではなく、将来にわたる構造的な問題と考えられることから、従来の漁業のあり方を根本的に見直し、新しい環境に即応することのできる足腰の強い漁業を育成することが緊急の課題となっている。

従来、栽培漁業は、本市の漁民に馴染みの薄いものであったが、近年の資源の枯渇の対策として、獲る漁業から育てる漁業への転換を図るため、カサゴ、アカウニ、アワビ、クエ、アオナマコ等の種苗放流を計画的に実施している。また、資源管理型漁業にも積極的に取り組み、漁獲物の安定供給を目指している。

更に今後は、限られた漁獲物に対する付加価値の向上及び生産コストの削減を図り、漁家経営の安定を図る必要がある。

（ウ）商工業

本市の商業は、飲食料品・日用品等の小売業、飲食業、生活関連サービス業を行う小規模店がそのほとんどであったが、大規模小売店舗の相次ぐ立地やドラッグストア・コンビニエンスストアの郊外立地、消費の多様化に加え、福岡都市圏等への人口流出やインターネット等によるEC（電子商取引）の普及等から、年間販売額は減少傾向にある。

今後は、個々の事業者の個別相談・経営指導の強化による経営改善に加えて、島外からの外貨獲得による販売額の回復や、労働生産性を高める取組が必要である。

第2次産業では、就業人口は建設業を主として、焼酎製造業などの製造業が続いているが、分野別の総生産はほぼ同程度であり、その中でも家内工業的な小規模事業者が多い焼酎製造業では「壱岐焼酎」が平成7年に、世界貿易機関（WTO）から地理的表示の産地指定を受けており、世界に認められるものとなっている。引き続き、壱岐焼酎ブランドの確立とアフターコロナを見据えた展開が必要である。

（エ）企業誘致

企業誘致については、本市は離島のため、輸送コストが高くなるなど企業誘致にとって条件的に厳しい状況であるが、本市においては市内全域に光ファイバー網の整備を行っており、その高速情報通信インフラと壱岐テレワーク施設を活用し、情報サービス業などのサテライトオフィスの誘致を展開している。

さらに、流通コストの負担が比較的少なく、付加価値の高い製品の製造を行う事業者の立地も実現している。

今後も、本市の実情に即した企業誘致を進め、若者等にとって就きたいと思える様な多様な業種において、雇用機会の拡充に努める必要がある。

（オ）情報関連産業

SDGs未来都市である本市は、「壱岐活き対話型社会『壱岐（粋）な Society5.0』」の実現を2030年のあるべき姿として、IoTやAIなどの先進技術を積極的に活用して、基幹産業である1次産業から、就業者数の多い3次産業までの様々な領域をスマート化していくとともに、Industry4.0を駆使した新たな6次産業モデルの構築に取り組んでいる。

あるべき姿の実現には、既存の市内高速情報通信インフラの性能の強化を図るとともに、IoTやAIを含む情報関連産業における高度専門人材の育成と併せて、先端技術により付加価値の高いサービス等を創出する企業の誘致やスタートアップ等を強化する必要がある。

（カ）観光・レクリエーション

本市は、昭和43年7月、壱岐対馬国定公園の指定を受けた自然景観に優れた島で、海、温泉、史跡等の文化財等、多くの観光資源に恵まれており、折からの離島ブームもあって、夏の海水浴客を中心に盛況が続いていた。

しかし、長引く不況や交通アクセスの問題、海水浴ブームの衰退等により、年間観光客延数は、平成3年をピークに年々減少。令和元年では39万人と、ここ数年は横ばいの状態である。

また、本市の経済浮揚にとって観光の振興は重要であるが、観光消費額は56億円前後で推移しており、客単価も横ばい傾向（令和元年 宿泊客単価21,143円）にあることから、付加価値化が進んでいない状況と言える。

平成22年2月に一支国博物館開館、平成31年4月に壱岐イルカパークがリニューアルし、2つの施設を拠点とした滞在型観光の推進に取り組んでいる。宿泊事業者においては、施設の老朽化、後継者問題、資金不足等から顧客サービスの低下が問題となっているとともに

に、修学旅行などの団体旅行の受け皿が不足している。

多様化、変化する観光客のニーズに応じた施策の変化に対応した通年型、滞在型観光の島づくりを、様々な業種との連携により、島民総力で進めていく必要がある。

平成28年から九州のハブである福岡市と福岡市から直行便で行くことができる離島（対馬市、五島市、新上五島町、鹿児島県屋久島町）が連携し、観光面を中心として交流人口、関係人口増加に向けた取組を実施している。また、近隣である対馬市、唐津市と連携し互いの地に誘客しあう事業の実施や、平成29年度からの「有人国境離島法」の施行に併せて、県と関係市町が一体となり体験プログラムの開発や磨き上げ、その体験を組み込んだ旅行商品の販売等を実施し、観光客の滞在時間の延長、観光消費額増加等を促進している。

海外部門においては、九州圏内の自治体と連携してアメリカ、中国、香港、台湾市場等をターゲットとした誘客事業を実施し、認知度向上、誘客促進を図っている。

公園等レクリエーション施設については、老朽施設改修や快適な利用のための拡張等の整備が必要な施設が少なくない。レクリエーション施設の安全で快適な利用を促進するため、これらの施設整備を図る必要がある。

（２）その対策

（ア）農 業

○肉用牛、米、葉たばこ等基幹作目の産地体制の維持と、ハウス等の導入によるアスパラガス、いちご、メロンなどの施設園芸の振興と、ブロッコリー・かぼちゃ・加工用たまねぎ等の露地野菜等の振興に加え、未使用ハウスや水稻育苗後のハウスを利用したミニトマト等の生産拡大を図るとともに、流通の強化による販路の拡大も図る。

○強い農業の確立を図るため、生産組織や農作業受託組織等を育成し、機械の共同利用と農作業の受委託を進め、省力化、低コスト化により生産性の向上を図る。

○スマート農業（ＩＣＴ等先端技術）の導入・普及により、生産現場の課題を解決し、省力化と高品質生産による収益性向上を図るとともに、同技術の応用による、適切な農薬散布や施肥、効率的な管理作業と収穫作業など、生産活動に係るデータの蓄積と分析による熟練技術の継承を推進する。

○地域農業の担い手として、認定農業者や新規就農者、集落営農組織等の確保育成及び法人化を図る。

○遊休農地や耕作放棄地の解消及び発生を防止するため、農地中間管理事業等による集約を進め農作業の効率化を図るとともに、農地流動化等を進める。

○耕種・畜産が連携した良質堆肥の供給による環境にやさしい資源循環型農業を推進する。

○生産性の向上、経営近代化等による農作業の効率化及び農山村の多面的機能維持を図るため、生産基盤や機械等の整備を促進する。

○本市の特色を活かし、観光資源と連携して、都市と農村の交流を図り、農村集落での体験型農業や農家民泊などの体験プロジェクトを推進する。

（イ）水産業

○漁業後継者不足による漁業就業者の高齢化が進む中、高齢者が安心して就労できる環境を整備する。

また、新規就業者、漁家の後継者の確保を積極的に推進し、漁業担い手として育成強化を図るとともに、経営感覚に優れた担い手の育成も行う。

○イスズミ等の植食性魚類を積極的に駆除することで、海藻の生産量と魚の摂食圧とのバランスを取り、藻場を回復させる。

○栽培漁業に対する漁業者の意識高揚に努め、資源管理型漁業を推進する。

○アワビ・サザエ・ウニ等の根付資源を対象とした地先型増殖場の整備や磯焼け対策、藻場の造成を図り、水産資源の生息環境を保全する。

○イカ、ブリ、サワラ、ウニ、ひじき等や水産加工品の産地ブランドの確立・定着化を推進し、消費者ニーズに対応した商品開発と流通体制の迅速・効率化を行うとともに、地産地消を拡大し、総合的な販売促進を図る。

○漁業・漁村を観光資源として、都市と漁村の交流を図るブルー・ツーリズムを推進し、漁家の就労機会の増大と漁家経営の安定化及び多角化を推進する。

○港湾施設、漁業施設設備の整備改良及び維持補修等により、漁業の近代化及び安全で効率的な漁業環境の維持、向上を図る。また、違法操業の取り締まり等を推進し漁場保全を図る。

（ウ）商工業

○商工業者の経営改善や労働生産性を向上させるため、生産性向上に資する先端設備やＩＴツールの導入等、チャレンジする事業者の設備投資を推進する。

○経営指導等を行う関係機関と連携して、雇用機会拡充事業等の積極的な運用により、創業及び事業拡充を支援し、地場産業の活性化による雇用機会の拡大を図る。

○キャッシュレス決済の普及促進や、しまの産品振興を担うふるさと商社等のＥＣサイトの強化など、消費者ニーズにマッチした販売環境の整備を支援する。

○吉岐市内のしまの産品の高付加価値化とともに、農林水産業と商工業の連携強化を後押しして、魅力ある売れる商品の開発を促進する。

○壱岐焼酎をはじめとした壱岐産品の商品開発を支援するとともに、ターゲットを定めた効果的なプロモーションを国内外で展開し、壱岐産品のブランド化を図る。

○平成29年度からの「有人国境離島法」の施行に併せて、県と関係市町が一体となって地域商社事業を展開しており、壱岐市ふるさと商社を活用し、大都市圏や海外での商談会やフードショーへの参加、バイヤーの招へい事業等を展開することで市内事業者とのマッチングに繋げ、壱岐産品の販路開拓を促進する。

○離島のハンディである海上輸送コストの一部を支援することで、販路開拓と事業拡大を促進し製造業の活性化を図る。

○ハローワークや商工会等の関係機関と連携して、雇用人材の確保、事業承継などの支援に取り組み、経営基盤の安定に努める。

（エ）企業誘致

○一定の事業用資産を取得した対象業種を営む企業に対し、その資産に対する税制優遇措置の適用や、雇用機会拡充事業補助金及び企業立地促進事業補助金等による企業支援制度を積極的に運用する。

○企業訪問や立地相談などにより、事業所立地に適当な用地情報や、立地意欲のある企業の情報収集を行う。

○立地意欲のある企業に対し、ニーズに応じた用地情報その他の情報提供及び現地案内等を実施する。

（オ）情報関連産業

○壱岐テレワーク施設及び民間所有施設を拠点に、付加価値の高い先端産業や情報通信関連企業等の誘致に加え、各種ベンチャー企業の誘致及び経営支援を行う。

○高度なITリテラシーを有する人材やITを活用した副業に従事できる人材等を育成するために、目的に応じたIT教育プログラムの実施によるスキル獲得を行う。

（カ）観光・レクリエーション

○個人、団体、教育旅行、スポーツツーリズム、各種大会誘致など、多様なニーズに応じた旅行商品や滞在プログラムの充実化を行う。

○観光の島として快適な空間や宿泊施設を提供するため、宿泊施設の魅力向上支援や観光施設のバリアフリー化、観光案内板整備、国民宿舎壱岐島荘の整備等を実施し、島の良好な空間づくりを推進する。

- 観光コンテンツとワーケーション、テレワークを連携させ、新たな交流人口増加、滞在日数増加に繋げる。
- OSDGs を組み込んだ体験プログラム、旅行プラン等を開発し、コンテンツの質向上に繋げる。
- 観光の啓発活動を推進するとともに、観光に関連する人材の育成、おもてなしの心の醸成を図る。
- 夏型観光から通年型観光への転換を図るため、観光資源の有効活用、滞在型観光の充実及び魅力あるイベントの開発等を積極的に行う。
- 一支部博物館及び壱岐イルカパーク&リゾートを核として、歴史、自然及び周辺観光スポットを組み合わせた周遊ルートの開発、整備に取り組む。
- 大型客船や修学旅行、スポーツ合宿、実業団誘致、コンベンションなどの誘致により、交流人口の拡大を図る。
- 福岡都市圏、関東圏をメインターゲットとした効果的な情報発信により、本市の知名度アップと誘客を図る。
- 外国人観光客にとってストレスフリーな環境を整備するため、多言語化の推進、サインや案内板の統一、観光人材の育成等を図る。
- 市民の憩いの場及び交流の場となる公園等レクリエーション施設を整備し、市民活力の増進を図る。
- 今後も引き続き、他自治体との連携を図ることで、1つの自治体では実施できない誘客施策等を展開し、誘客促進に繋げる。

(3) 事業計画（令和3年度～7年度）

持続的発展 施策区分	事業名 (施設名)		事業内容	事業 主体	
2 産業の 振興	(1)基盤 整備	農業	県営圃場整備事業（木田地区）	区画整理 A=25.9ha	県
			県営農村地域防災減災事業（ため池整備）郷ノ浦地区	ため池堤体改修 N=7ヶ所 区	県
			県営農村地域防災減災事業（ため池整備）芦辺地区	ため池堤体改修 N=4ヶ所	県
			県営農村地域防災減災事業（ため池整備）吉岐地区	ため池堤体改修 N=4ヶ所	県
			土地改良施設維持管理適正化事業	農業用施設維持補修	市
			地域ストックマネジメント事業(郷ノ浦地区)	農業用配水管更新 L=1.0km	改良区
			地域ストックマネジメント事業(芦辺地区)	農業用配水管更新 L=2.0km	改良区
			県営基幹ストックマネジメント事業(梅ノ木ダム)	ダム施設補修 1式	県
			県営基幹ストックマネジメント事業(当田ダム)	ダム施設補修 1式	県
			農地耕作条件改善事業	暗渠排水(地下かんがい)	改良区
			農村地域防災減災事業	ため池ハザードマップ作成 N=54ヶ所	市
			農村地域防災減災事業	ため池劣化状況調査 N=39ヶ所	市
			農村地域防災減災事業	地震耐性評価 N=2ヶ所	県
			多面的機能支払交付金事業（旧農地・水）	管理作業手当、水路・農道・ため池 の軽微な補修・更新活動	地元
			耕作放棄地解消等小規模基盤整備事業	農業用施設維持御補修	地元
		水産業	持続可能な新水産業創造事業	箱崎漁協冷凍施設	漁協
			浜の活力・成長促進交付金	郷ノ浦町漁協冷凍冷蔵庫 勝本町漁協製氷・冷蔵・冷凍庫	漁協
			6次産業化市場規模拡大対策整備交付金	吉岐東部漁協急速冷凍機等	漁協
	(2)漁港施設	農山漁村地域整備交付金事業(初山地区)	初山漁港(防風柵116m・簡易浮桟橋 120m)	市	
		農山漁村地域整備交付金事業(渡良地区)	渡良漁港(防風柵100m・簡易浮桟橋 200m)	市	
		海岸堤防等老朽化対策事業(吉岐地区)	箱崎前浦漁港海岸(護岸176m)、八 幡浦漁港海岸(護岸100m)	市	
		水産物供給基盤機能保全事業(吉岐地区)	箱崎前浦漁港(外郭施設10m・係留 施設75m)、山崎漁港(輸送施設 500m)、久喜漁港(輸送施設300m)	市	
		水産物供給基盤機能保全事業(吉岐地区)	定期点検(9漁港)	市	
		水産業競争力強化漁港機能増進事業	湯ノ本漁港(係留施設50m)	市	
		水産生産基盤整備事業	芦辺漁港(離岸堤100m・用地舗装 1000m)、大島漁港(護岸100m・ 用地舗装1000m)	県	
		水産業競争力強化漁港機能増進事業	芦辺漁港(車止め300m)、大島漁港 (車止め400m)	県	
		県単独修築事業	芦辺漁港(照明灯10基)	県	
		海岸関係自然災害防止事業	芦辺漁港(護岸50m)	県	
		芦辺港ターミナルビル改修事業	屋上防水補修	市	

持続的発展 施策区分	事業名 (施設名)		事業内容		事業 主体
2 産業の 振興	(3)経営 近代化	農業	ながさき水田農業生産強化支援事業（ハード分）	スマート農業機材、専用機械導入補助	市
			園芸ブランド力強化対策事業	施設園芸施設・機械整備	地元 (農家)
			ながさき型スマート産地確立支援事業	リノベーション、新改植	地元 (農家)
			ながさき農林業・農山村構造改善加速化事業	農業用機械・施設導入補助	地元 (農家)
			農業経営安定化支援事業	施設園芸施設整備	地元 (農家)
			肉用牛活性化プロジェクト推進事業	遊休施設利用推進、牛舎増改築等増頭対策	農協・ 農家
			園芸産地における事業継続強化対策事業	ハウスリノベーションに伴う補強事業	農協・ 地元
		水産業	漁船近代化機器導入事業	漁船機器整備	漁業者
			認定漁業者支援制度	新技術・機器導入・機関換装	漁業者
			持続可能な新水産業創造事業	漁船機器整備	漁業者
		(4)地場 産業の 振興	生産施設	畜産クラスター構築事業	牛舎建築・繁殖牛導入
	強い農業・担い手づくり総合支援交付金			農業用機械・施設導入事業	農協・ 地元
	担い手確保・経営強化支援事業			農業用機械・施設導入事業	農協・ 地元
	(5)企業誘致		企業誘致事業所整備事業	貸付施設整備（勝本学校給食共同調理場、久松芦辺保育所他）	市
	(7)商業	共同利用施設	商業施設整備事業	市有商工施設整備（マリンパル吉岐、印通寺共同店舗、シーフードセンター、朝市施設、朝市通り施設他）	市
	(9)観光又はレク リエーション		一支部博物館大規模改修工事		市
			岳の辻遊歩道手摺り設置工事		市
	(10)過 疎地域 持続的 発展特 別事業	第1次 産業	地域肉用牛緊急増頭対策事業 【目的】繁殖雌牛の増頭を図る。 【事業内容】吉岐市農業振興対策事業費補助金（定額8万円/頭） 【事業の必要性】家畜市場で購入・導入および自家保留により増頭される繁殖雌牛の導入経費を支援する。 【見込まれる事業効果】繁殖雌牛の頭数が確保され、吉岐市場へ安定的に子牛が供給される。 ※基金積立による事業実施を含む。		農協
			肉用牛活性化プロジェクト推進事業 【目的】肥育牛の増頭対策を支援する。補助金額：5千円（1万円以内）/頭 【事業内容】吉岐家畜市場での購入子牛および自家産子牛の肥育素牛導入経費に対し助成する。 【事業の必要性】全国的な繁殖雌牛の減少により子牛（肥育素牛）の価格が高騰しており肥育経営を圧迫していることから、このままでは、肥育農家の経営基盤が弱体化し、地域団体商標登録である『吉岐牛』の出荷が減少の一途をたどることとなる。 【見込まれる事業効果】肥育農家の経営安定により、吉岐牛ブランドの維持が図られる。 ※基金積立による事業実施を含む。		地元 (農家)
環境保全型農業直接支払交付金事業 【目的】農業分野でも地球温暖化防止や生物多様性保全に貢献するため、環境保全に効果が高い営農活動を支援する。 【事業内容】化学肥料・化学合成農薬を5割以上低減する取組とあわせて行う環境保全効果の高い営農活動に対して支援を行う。 ・有機農業 12,000円/10a ・IPM（総合的病害虫・雑草管理） 8,000円/10a 等 【事業の必要性】環境保全型農業を広く普及・推進していくにあたり、農業者の負担軽減を図るため、支援を行う必要がある。 【見込まれる事業効果】環境にやさしい農業の実践により消費者ニーズの拡大、ブランド価値向上、環境保全に効果がある営農活動に対しての支援によって、農業者の負担が軽減されることにより産地の維持が図られる。 ※基金積立による事業実施を含む。			農協・ 地元		

持続的発展 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業 主体
2 産業の 振興	(10)過 疎地域 持続的 発展特 別事業	第1次 産業	
		長崎県家畜導入事業 【目的】繁殖雌牛の維持・増頭を図る。 【事業内容】繁殖牛導入実績により補助金を交付（市：1頭当たり10万円、5万円） 【事業の必要性】家畜導入に対し補助することで、繁殖牛の維持・増頭を図る。 【見込まれる事業効果】繁殖雌牛の頭数が確保され、杵岐市場へ安定的に子牛が供給される。 ※基金積立による事業実施を含む。	農協
		ながさき水田農業生産強化支援事業（ソフト分） 【目的】米・麦・大豆の生産拡大やスマート農業技術等の導入による水田農業の所得最大化を図ることを目的とする。 【事業内容】JA・生産部会・集落営農組織等が策定する「水田経営計画」策定のために必要な取組を支援する。 ・無人ヘリオペレーター等研修、栽培技術マニュアル作成、研修会開催等への支援 【事業の必要性】水田農業所得向上のため、水稻の高温耐性品種作付拡大や麦・大豆の生産性向上など産地強化が必要である。 【見込まれる事業効果】水田経営計画に基づき、栽培技術の向上や効率的な防除体制・作付栽培体制の整備が図られる。 ※基金積立による事業実施を含む。	地元
		杵岐市新規就農者支援事業 【目的】担い手の育成・確保を図る。 【事業内容】就農計画の認定を受けた農家子弟である後継や及び新規就農予定者に対し、最大60万円を交付する。 【事業の必要性】農業の担い手を確保するため、経営が不安定な就農直後に資金を交付し、担い手の定着を図る必要がある。 【見込まれる事業効果】担い手を確保することにより、地域の農業が守られるとともに農地保全につながる。 ※基金積立による事業実施を含む。	地元 (農家)
		農業次世代人材投資事業 【目的】新規就農者の就農意欲の喚起と就農後の定着を図る。 【事業内容】新規就農・経営継承総合支援事業 【事業の必要性】経営が不安定な就農直後（5年以内）の所得を確保する資金を交付する。 【見込まれる事業効果】新規就農者が定着することにより、農業の活性化が図ることができ、更には農地保全につながる。 ※基金積立による事業実施を含む。	地元 (農家)
		農地流動化奨励事業 【目的】遊休農地及び耕作放棄地の解消を図る。 【事業内容】耕作放棄地解消及び農地の集団化を図るため、農地の利用権設定を行った賃貸人及び賃借人に補助金を交付する。 【事業の必要性】農業所得の低下、農業経営者の高齢化及び後継者不足による耕作放棄地の増加に対する対策が必要である。 【見込まれる事業効果】継続的な農地貸借により、農業の経営強化を図るとともに、集積による農業経営の効率化及び農地の有効利用、さらには、遊休農地及び耕作放棄地の解消も図られる。 ※基金積立による事業実施を含む。	市
		離島輸送コスト支援事業 【目的】生産者の生産意欲の向上を図る。 【事業内容】農畜産物の海上輸送費支援 【事業の必要性】輸送費の支援による出荷コストの低減を行い、より安全で高品質な生産拡大へと繋げる。 【見込まれる事業効果】輸送費が低減化されることにより、農家所得が向上され、経営基盤の強化や生産規模の拡大につながる。 ※基金積立による事業実施を含む。	農協・ 地元
		認定農業者協議会活動支援事業 【目的】農業の担い手の確保育成による農業活性化を図る。 【事業内容】認定農業者協議会の新規担い手（認定農業者）の掘り起こし活動、先進地農業研修、各種研修会への参加及び関係機関との意見交換会等の活動に対し補助する。 【事業の必要性】農業の後継者不足に対する対策が必要である。 【見込まれる事業効果】地域農業の担い手が確保されることにより、農産物の産地の維持・発展が図られるとともに、農業活動により農地保全が図られる。 ※基金積立による事業実施を含む。	地元
		実行組合長事業促進費 【事業内容】農事連絡謝礼金として各実行組合長に報償費（平等割+戸数割）を支払う。 【事業の必要性】実行組合長の事業推進 【見込まれる事業効果】謝礼金の支出により、農事連絡の円滑な実施が見込まれ適正かつ継続的な事業実施（転作確認）が図られる。 ※基金積立による事業実施を含む。	市

持続的発展 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業 主体
2 産業の 振興	(10)過 疎地域 持続的 発展特 別事業	第1次 産業	
		森林病虫害等防除事業 【目的】松くい虫防除 【事業内容】森林病虫害等防除事業費補助金 補助率 100% 【事業の必要性】松くい虫防除を目的に「特別防除（空中散布）、地上散布」を実施する。また、薬剤の樹幹注入（市単独事業）による松くい虫被害の予防を実施する。 【見込まれる事業効果】松くい虫防除を適期に実施することにより松枯れを防止し、飛砂防備、潮害防備等の国土保全に資する。 ※基金積立による事業実施を含む。	市
		森林保全造林事業 【目的】松林の緊急保護により森林の有する公益的機能の回復を図る。 【事業内容】造林事業費補助金 補助率 70% 【事業の必要性】造林事業を推進し健全な森林資源の造成を行い水源かん養機能、山地災害防止機能の維持増進を図る。 【見込まれる事業効果】森林保全造林事業の実施により、流域の保全を図る水源かん養、土砂流出防備、土砂崩壊防備等、多面的機能の増進が期待できる。 ※基金積立による事業実施を含む。	市
		吉岐地域栽培漁業推進協議会負担金 【事業内容】吉岐地域栽培漁業推進協議会が実施する事業費の1/2を市が負担し、吉岐市・漁協・漁業者が一体となり、沿岸海域の水産資源の維持増大を図るため、アワビ・アカウニ・ヒラメ・クエ・アオナマコ等の種苗を購入し、沿岸海域へ放流する。 【事業の必要性】沿岸漁業振興のためには、沿岸海域の水産資源の維持増大を図り、漁業生産の向上と漁家経営の安定を図るためには継続して実施する必要があると考えられる。 【見込まれる事業効果】吉岐地域栽培漁業推進協議会が実施する種苗放流事業等により、沿岸海域の水産資源の維持増大が図られ、漁業生産の向上と漁家経営の安定に繋がる。 ※基金積立による事業実施を含む。	地元
		漁業就業者確保育成総合事業 【事業内容】漁業就業者確保のため、漁業体験研修や新規就業者に対する技術習得支援、生活支援等を実施する。 【事業の必要性】基幹産業である漁業は、後継者不足による就業者の減少や高齢化が進み、持続的な漁業生産と漁村活力の維持を図るためには新規就業者の確保が重要であり、その対策が必要である。 【見込まれる事業効果】漁業新規就業者の定着を促進し、漁村活力の向上が図られる。 ※基金積立による事業実施を含む。	市・ 漁協・ 漁業者
		離島輸送コスト支援事業 【事業内容】水産物の海上輸送費支援 【事業の必要性】輸送費の支援による出荷コストの低減分を行い、より安全で高品質な生産拡大へと繋げる。 【見込まれる事業効果】生産者の生産意欲向上が図られる。 ※基金積立による事業実施を含む。	漁協・ 地元
		漁場監視活動事業 【事業内容】漁協自警船による漁場監視活動の人件費等に対し補助する。 【事業の必要性】対馬海峡に面する吉岐市近海は、好漁場として古くから一本釣漁業が盛んに行われているが、まき網・底びき網等の違反操業から漁場を守る必要がある。 【見込まれる事業効果】漁場保全による漁業活性化が図られる。 ※基金積立による事業実施を含む。	漁協
		水産資源調査事業 【事業内容】藻場形成事業実施漁場及びその周辺沿岸域における、アワビ資源調査等の事業効果調査を実施する。 【事業の必要性】海水温上昇による漁場環境変化や操業競合の激化等により、漁業資源が減少しており資源管理型漁業の推進が必要である。 【見込まれる事業効果】今後の資源管理型漁業施策に活用することで、さらなる漁業活性化が図られる。 ※基金積立による事業実施を含む。	漁協
		漁業用燃油対策事業 【事業内容】市内漁業協同組合の正組合員が使用する漁業用燃油の購入に対し、1リットルあたり10円の補助を行う。 【事業の必要性】燃油価格の上昇に伴い採算性が悪化している市内の沿岸漁業、漁家経営の安定を図る。 【見込まれる事業効果】漁家経営の安定と水産物の安定供給の維持及び確保に繋がる。 ※基金積立による事業実施を含む。	漁協
		漁獲安定共済事業 【事業内容】漁獲共済の自己負担額のうち、5%を補助する。 【事業の必要性】水産業は自然等の環境を受けやすく、水揚量の上下は避けがたいため、不漁の際の保証である漁獲共済については漁業者の生活安定に重要な役割を果たしている。 【見込まれる事業効果】漁業者の生活安定に繋がりを、漁村の維持が図られる。 ※基金積立による事業実施を含む。	漁協

持続的発展 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業 主体
2 産業の 振興	(10) 過疎地域 持続的 発展特 別事業	第1次 産業	
		漁業近代化資金等利子補給事業 【事業内容】 漁業近代化利子補給事業・沿岸漁業等振興資金利子補給事業・漁協プロパー利子補給事業・水産業振興資金利子補修事業・漁業経営維持安定資金利子補給事業の5事業に対して、支払利子の1.5%分以内を助成する（ただし、個人負担は0.3%分以上）。 【事業の必要性】 漁船等の高額な設備投資や不漁による収入源等、経営面で不安定になる事は避けがたいところであり、多くの場合長崎信漁連の金融制度を利用しているが、その際に発生する利子は漁業経営を圧迫し、制度の利用を躊躇する理由になっている。 【見込まれる事業効果】 各種の金融制度を利用しやすくする事で、漁家経営の安定化が図られる。 ※基金積立による事業実施を含む。	信漁連 ・漁協
		漁船損害補償事業 【事業内容】 漁船保険の掛金について、本人負担額の5%を補助する。 【事業の必要性】 漁業を安心して営むため、漁船保険は必要なものであるが、その掛金は漁家経営を圧迫している。 【見込まれる事業効果】 漁業者の生活が安定することで、漁村の維持が図られる。 ※基金積立による事業実施を含む。	漁協
		水産多面的機能発揮対策支援事業 【事業内容】 ①生態系の維持、環境保全又は国民が自由に使用することが出来る藻類・魚介類の放流を行う。 ②藻場の保全活動 ③水域の監視 ④海の監視ネットワーク強化 ⑤海難救助訓練 【事業の必要性】 漁業者の高齢化、漁村人口の減少等により水産業及び漁村が関わる問題が深刻化している。安全で新鮮な水産物を安定的に提供する役割に加え、国境監視、海難救助訓練により国民の生命・財産を守るなど、市民に幅広く便益をもたらすため、地域の漁業者、住民による活動を推進する必要がある。 【見込まれる事業効果】 漁業者等が行う多面的機能の効果的・効率的な発揮に資する地域の取組を支援することにより、水産業の再生・漁村の活性化が図られる。 ※基金積立による事業実施を含む。	団体
		離島漁業再生支援交付金 【事業内容】 漁業再生につながるような取組を行う漁業集落に対し交付金を交付する。 ①漁場の生産力の向上と利用に関する集落の会議を実施する。 ②漁場の生産力向上に関する取り組みを実施する。 ③集落の創意工夫を活かした新たな取組を実施する。 雇用を創出するための取組を行う被支援者に交付対象となる経費の一部（3/4）を支援する。（上限9,000千円/年） 【事業の必要性】 販売・生産面で不利な条件にある離島地域において、漁業再生活動の自立的かつ継続的な実施のためには、必要不可欠な事業である。 【見込まれる事業効果】 生産性の向上、付加価値の向上等により漁業収益を向上させ漁業再生活動の自立かつ継続的な実施が可能となり、漁業集落の活性化が図られる。雇用機会の拡充により国境離島地域の漁業集落の維持・発展が図られる。 ※基金積立による事業実施を含む。	団体・ 漁業者
		磯根資源回復促進事業 【事業内容】 漁業者へ、植食性魚類の捕獲数に応じた補助を行う。又、島外加工場への出荷を促進する。 海藻保護のための網について補助し、漁協や意欲ある漁業者たちの磯焼け対策活動を促進したい。 【事業の必要性】 磯焼けを解消し、採海藻漁業者・沿岸漁業者の所得向上・担い手不足の解消に繋げる 【見込まれる事業効果】 イスズミ等を積極的に駆除することで、海藻の生産量と魚の摂食圧とのバランスを取り、藻場の回復に繋がる。 ※基金積立による事業実施を含む。	漁協・ 漁業者
		吉崎市磯焼け対策協議会負担金 【事業内容】 吉崎市磯焼け対策推進計画に基づく磯焼け対策推進体制の一元化を行い、各漁協、県、市が一体となり、磯焼け対策を推進するため、吉崎市磯焼け対策協議会を設立し、各種磯焼け対策事業を行う。 【事業の必要性】 磯焼けを解消し、採海藻漁業者・沿岸漁業者の所得向上・担い手不足の解消に繋げる 【見込まれる事業効果】 各種磯焼け対策事業を行う事で、藻場の早期回復が図られる。 ※基金積立による事業実施を含む。	団体

持続的発展 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業 主体
2 産業の 振興	(10) 過疎地域 持続的 発展特 別事業	商工業・6 次産業 化	
		吉崎市戦略産品輸送経費支援事業 【事業内容】製品の移出及び原材料の移入に係る海上輸送経費の一部を支援することで、事業者の負担を軽減させ、新たな設備投資や雇用の拡充等につなげ、地場産業の活性化及び定住促進を図る。 【事業の必要性】吉岐は離島であるがゆえに本土と比較すると、製品の移出及び原材料の移入に係るコストが高く、経営圧迫の大きな要因となっているため、輸送経費に対する支援が強く求められている。 【見込まれる事業効果】海上輸送経費の一部を支援することで事業者の負担が軽減され、新たな設備投資や雇用の拡充等により、地場産業の活性化及び定住促進を図る。 ※基金積立による事業実施を含む。	民間
		吉岐焼酎知名度アップ事業 【事業内容】テレビのスポットCMの放映、フリーペーパーへの掲載、博多駅の人気居酒屋とのタイアップイベントの開催等で、福岡都市圏の在住者及び旅行者等に対して吉岐焼酎を広くPRし、吉岐焼酎の知名度アップと消費拡大を図る。 【事業の必要性】地域産業を支える吉岐焼酎の産地振興を図る必要がある。 【見込まれる事業効果】産地形成がなされた吉岐焼酎の販路拡大支援により、ブランド力やその高付加価値化に期待できる。 ※基金積立による事業実施を含む。	民間
		吉崎市地域商社事業 【事業内容】しまの地域商社を設立し、しまの商品の販路開拓等を行い、しまの活性化に寄与する。 【事業の必要性】吉岐の優れた農林水産品等について、県や各しまの商社が一体となって首都圏等で新たな市場や販路を開拓し、生産者の所得向上や雇用の促進を図る必要がある。 【見込まれる事業効果】地域商社の活動により、しまの事業者の生産拡大や加工品など新たな商品開発につなげ、事業拡大と雇用の場の創出に波及させ、しまの経済の好循環を生み出し、人口減少の抑制と地域社会の維持を図っていく。 ※基金積立による事業実施を含む。	民間
		吉崎市観光・物産プロモーション事業 【事業内容】首都圏及び関西圏において、吉岐市の観光・物産プロモーションを実施する。 【事業の必要性】吉岐ブランドの販路拡大と知名度アップ、誘客の推進のため、首都圏等での観光物産プロモーションの開催は必要である。 【見込まれる事業効果】吉岐産品の知名度アップと消費及び販路の拡大、さらには移住を含む誘客促進につながる。 ※基金積立による事業実施を含む。	市
		吉岐産品海外輸出支援事業 【事業内容】吉岐産品の製造及び取扱い事業者に対して、海外輸出に関するセミナーや海外商談会出展等を通じ、海外販路の開拓を支援する。 【事業の必要性】吉岐市には魅力的な産品があるものの、国内においては人口減少・少子高齢化により急速な市場減少は避けられず、新市場＝海外販路開拓の選択肢も必要である。 【見込まれる事業効果】吉岐産品のブランド化の一つの方向として海外展開を行なうことにより、吉岐市のPRはもとより、吉岐産品の消費と販路及びインバウンドの拡大に繋がる。 ※基金積立による事業実施を含む。	市
		商工祭等地域イベント開催助成事業 【事業内容】地域の消費喚起及び交流人口拡大を目的とし、地域団体が開催する商工祭等地域イベント経費に対する補助。 【事業の必要性】地元商工業の販売額減少等による地域活力の低下対策とし、消費者の消費意欲及び島内外交流人口の拡大を目的とする商工祭を開催することにより、地域の活性化を図る対策が必要である。 【見込まれる事業効果】市民と観光客等のふれあいの場の創出、交流人口の拡大、豊かなまちづくり・故郷愛への貢献を通じて、吉岐市の発展へ寄与することを目的に実施しており、特に、姉妹都市である朝来市の和田山有志によるステージイベントや物産展は市政施行前から続いていたものであり、また、職業体験ブースやSDGsのPR展示ブースの設置等、地域社会の持続的発展のための取組みも実施している。 ※基金積立による事業実施を含む。	民間
		雇用機会拡充事業 【事業の目的】新たな雇用を生む創業・事業拡大を行なう民間事業者に対して、設備投資資金や人件費、広告宣伝費などの運転資金を補助する。 【事業の必要性】島内における持続的な居住が可能とするため、その環境の整備と雇用の創出が必要である。 【見込まれる事業効果】地域社会の維持に欠かせない雇用創出効果が見込まれる。 ※基金積立による事業実施を含む。	民間

持続的発展 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業 主体
2 産業の 振興	(10)過 疎地域 持続的 発展特 別事業	商工 業・6 次産業 化 吉崎市商店街にぎわい整備事業費補助金 【事業内容】商店街において行う共同施設整備事業(環境整備事業、情報化推進事業及び特認事業)への助成。 【事業の必要性】にぎわいのある街づくりを創出するための環境改善が必要な商店街がある。 【見込まれる事業効果】商店街のにぎわいと、地域の特性を活かし快適で魅力的かつ人に優しい空間づくりを創出する。 ※基金積立による事業実施を含む。	団体
		吉崎市特定創業支援事業 【事業内容】経営、財務、人材育成、販路開拓など創業に関する基礎知識の習得に関するセミナーの開催。 【事業の必要性】地域資源等を活かした創業希望者の掘り起こしが必要である。 【見込まれる事業効果】地域資源を有効に活用する販売戦略や新商品開発などにより、地域内創業が実現する。 ※基金積立による事業実施を含む。	市
	観光	インバウンド推進事業 【事業内容】海外に向けたプロモーション、旅行商品造成、ニーズに訴求するコンテンツ作り等に取り組むとともに、外国人観光客に対する受入環境整備の強化。 【事業の必要性】日本の人口減少に伴い、国内観光客の誘客が厳しくなっている中、外国人観光客の誘客は必須となっている。 【見込まれる事業効果】本市に訪れる外国人観光客の増加、滞在日数の増加、観光消費額の増加 ※基金積立による事業実施を含む。	市・ 団体
		観光施設管理事業 【事業内容】観光客に対する観光施設の健全なサービスの提供。(観光地トイレの水洗化・洋式化、観光案内板整備及び修繕、重機購入、公園遊具の改修 等) 【事業の必要性】 良好な維持管理をすることは観光地域を活性化に繋がる。 【見込まれる事業効果】 交流人口拡大、観光客の満足度向上 ※基金積立による事業実施を含む。	市
		ウルトラマラソン 【事業内容】島内一周のマラソンコース(100km、50km)を設け、ランナーが吉崎の魅力を感じながら走ることができるよう、市民ボランティア等と体力向上、健康増進に繋げる。 【事業の必要性】R3年度で第5回を迎え、市民にも定着しつつあり、本市の地域活性化に寄与する大会である。 【見込まれる事業効果】交流人口の拡大、地域振興、観光客数増加、観光消費額増加など ※基金積立による事業実施を含む。	団体
		吉崎市イベント振興事業(吉崎サイクルフェスティバル) 【事業内容】サイクルフェスティバルを実施する実行委員会の大会運営費等に補助金を交付する。 【事業の必要性】サイクルフェスティバルは費用対効果が高いイベントで、今後も本市の活性化にとって必要なものとする。 【見込まれる事業効果】交流人口の拡大、観光消費額増加 ※基金積立による事業実施を含む。	団体
		吉崎市イベント振興事業(吉崎の島新春マラソン大会) 【事業内容】新春マラソン大会を実施する実行委員会の大会運営費等に補助金を交付する。 【事業の必要性】市内外から多くの参加が期待できるイベント、今後も本市の活性化にとって必要なものとする。 【見込まれる事業効果】交流人口の拡大、観光消費額増加 ※基金積立による事業実施を含む。	団体
		一支国博物館活用推進事業(しまごとプロジェクト推進事業) 【事業内容】観光客等をおもてなしする人材の育成、教育機関と連携した子供達への郷土の歴史・文化の継承、観光の仕組み・メニュー作り、活用、講演・講座、イベント、ガイド育成、情報発信を実施する。 【事業の必要性】交流人口拡大のため、観光客等の受入体制整備が必要である。 【見込まれる事業効果】交流人口の拡大による地域活性化 ※基金積立による事業実施を含む。	団体
		スポーツ大会等誘致補助金 【事業内容】市内へ宿泊を伴うスポーツ大会を誘致し、大会を主催する市内団体に対して補助金を交付 【事業の必要性】本市にとってスポーツ合宿は観光振興に寄与しており、市内の宿泊施設も影響を受けている。 【見込まれる事業効果】交流人口の拡大、宿泊施設の経営維持、市内経済の活性化 ※基金積立による事業実施を含む。	市

持続的発展 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業 主体
2 産業の 振興	(10)過 疎地域 持続的 発展特 別事業	島外スポーツ団体誘致事業補助金 【事業内容】合宿等スポーツ活動で市内宿泊施設に宿泊する島外スポーツ団体に対する助成、指定施設の施設使用料を減免する。 【事業の必要性】交流人口及び宿泊客の減少への対策が必要である。 【見込まれる事業効果】交流人口の拡大、宿泊客増加、観光消費額増加 ※基金積立による事業実施を含む。	市
		吉岐行き教育旅行手荷物配送支援事業補助金 【事業内容】手荷物配送に要する経費を助成（離島のため乗換での手荷物へのハンデを軽減し教育旅行を誘致） 【事業の必要性】来島実績の多い関西圏からの来島校を維持・増加させるためにも、移動時の負担を減らせる手荷物配送支援の補助金は必要。 【見込まれる事業効果】教育旅行の促進、将来的なりピーター確保 ※基金積立による事業実施を含む。	市
		吉岐行き教育旅行推進事業 【事業内容】修学旅行で吉岐市に訪れる生徒の人数及び工程内容に応じて補助 【事業の必要性】教育旅行は多くの業種に対しての経済波及効果がある重要な事業であるため、今後も積極的な誘致にのためにも当補助金は必要。 【見込まれる事業効果】教育旅行の促進、将来的なりピーター確保 ※基金積立による事業実施を含む。	市
		吉岐市観光連盟運営費補助金 【事業内容】本市の観光専門機関として、各種観光関連団体等と連携し国内外からの誘客施策を実施。 当補助金は、吉岐市観光連盟の全体運営費のうち、人件費を当補助金に充てている。 【事業の必要性】 本市において唯一の観光専門機関であり、本市と共に本市全域の観光振興に取り組んでいることから、当機関の存在は必須であり、運営への支援は必要である。 【見込まれる事業効果】観光交流人口拡大による地域経済の発展、地域活性化など ※基金積立による事業実施を含む。	団体
		吉岐市東京事務所運営費 【事業内容】首都圏に事務所を構え、首都圏をターゲットにした誘客営業をはじめ、物産振興、移住促進、ふるさと納税の推進、本市と中央官庁等と連絡調整等多岐にわたる役割を担っている。 【事業の必要性】東京事務所ができたことで、全国の自治体や旅行会社等との関わりが増えており、「吉岐市ふるさと商社」の売上や「ふるさと納税」による寄付、新規旅行会社との連携など目に見える実績がみられていることから、今後更なる効果を生み出すためにも必要な機関である。 【見込まれる事業効果】首都圏からの観光客誘客、観光消費額増加、販路開拓、ふるさと納税増額、企業誘致 ※基金積立による事業実施を含む。	市
		しま共通地域通貨発行事業 【事業内容】しま共通地域通貨発行委員会が発行する離島関係市町で共通に使用できるしま共通地域通貨（プレミアム付商品券）の発行に係る経費を負担するとともに、利用促進のため、PR事業を実施する。 【事業の必要性】平成26年度に開始し7年経過。一定の経済効果を生み出している。 【見込まれる事業効果】本市のPR及び誘客、観光客増加、観光消費額増加 ※基金積立による事業実施を含む。	市
		滞在型観光促進事業（有人国境離島交付金活用） 【事業内容】旅行者に「もう1泊」してもらうため、地域の特色を活かした朝・夜型を含む体験プログラムなどを開発。さらに、体験プログラムなどの滞在プランと宿泊、本土からの交通を組み合わせた旅行商品、滞在プランと食、島内交通などを組み合わせた周遊型の着地型旅行商品の開発・販売を行う。 【事業の必要性】吉岐の独自性のある滞在時間を延ばす効果のある着地型観光サービスの開発や磨き上げに取り組む必要がある。 【見込まれる事業効果】滞在時間の増加、観光消費額の増加 ※基金積立による事業実施を含む。	市・ 団体
		吉岐島デジタルプロモーション強化事業（離島活性化交付金活用） 【事業内容】国内外における観光情報の入手手段の主力がパソコン・スマホ・タブレット等に移行している傾向に対応し、誘客の戦略的ツールとなるようにH31年度にホームページをリニューアル。ホームページへ誘導し、視聴者を増やす取り組みを積極的に行う仕組みを作る。 【事業の必要性】旅行者にとって旅先の情報は必須であり、旅マエにおいては本市の印象にもつながる。時代に合わせた情報発信が必須である。 【見込まれる事業効果】本市のPR及び誘客 ※基金積立による事業実施を含む。	市

持続的発展 施策区分	事業名 (施設名)		事業内容	事業 主体
2 産業の 振興	(10)過 疎地域 持続的 発展特 別事業	観光	吉岐島観光需要安定化対策事業（離島活性化交付金） 【事業内容】島内外事業者と官民連携。誘客促進に向けた戦略的・効果的な営業、誘客促進に向けた戦略的・効果的な情報発信、誘客促進に向けたラッピングトラックによる吉岐市PR等。 【事業の必要性】観光客数の横ばい状態に伸び悩んでいる状況であり、今後、東京五輪、世界水泳大会、大阪万博を契機として国内外からの交流人口拡大を加速化させることが本市にとって必要。 【見込まれる事業効果】国内外からの交流人口拡大、島全体の経済活性化 ※基金積立による事業実施を含む。	団体
		企業誘致	吉岐市企業立地促進事業補助金 【事業内容】雇用機会の増大と地域経済の活性化を図るため、市内に事業所を新設又は増設して事業を行う企業に対し、その設備等に対し補助を行う。 【事業の必要性】新規雇用を含む事業計画に基づく設備投資等への助成。 【見込まれる事業効果】雇用機会の拡大と地域経済の活性化、若者等の定着により人口減少の低減に寄与する。 ※基金積立による事業実施を含む。	民間
	(11)その他	郷ノ浦港湾整備事業	浮棧橋、連絡通路、岸壁(改良)、道路(改良)他	県
		勝本港湾整備事業	物揚場、浮棧橋、道路(改良)、物揚場(改良)他	県
		印通寺港湾整備事業	岸壁(改良)、道路(改良)他	県
		自然災害防止事業（印通寺港）	護岸、護岸(改良)、浚渫	県
		郷ノ浦港整備事業	駐車場整備1式	市
		郷ノ浦港ターミナルビル改修事業	ターミナルビル改修1式	市
		勝本港埋立事業	埋立2500㎡	市

（４）産業振興促進事項

（ア）産業振興促進区域及び振興すべき業種

産業振興促進区域	業種	計画期間	備考
岐阜市全域	製造業、情報サービス業等、農林水産物等販売業、旅館業	令和３年４月１日～ 令和８年３月３１日	

（イ）当該業種の振興を促進するために行う事業の内容

上記、「（２）その対策」、「（３）事業計画」のとおり

（５）公共施設等総合管理計画等との整合

岐阜市公共施設等総合管理計画において、施設類型ごとに定めている数量、品質、コストに関する基本方針に基づき、整合性を図りながら、過疎対策に必要となる事業を適切に実施する。

尚、今後公共施設等総合管理計画の改訂を行った場合は、改訂後の方針に沿うものとする。

４ 地域における情報化

（１）現状と問題点

政府において「デジタル社会の実現に向けた改革の基本方針」が決定され、目指すべきデジタル社会のビジョンとして「デジタルの活用により、一人一人のニーズに合ったサービスを選ぶことができ、多様な幸せが実現できる社会～誰一人残さない、人にやさしいデジタル化～」が示された。

今後は行政サービスにおいて、デジタル技術やデータを活用して、住民の利便性を向上させるとともに、デジタル技術や AI の活用により、業務の効率化を図り、人的資源を行政サービスの更なる向上に繋げていく必要がある。

特に、現在のデジタル社会ではこれまでの単なるインターネット環境だけではなく、スマートフォンなどを活用が必要であり、デジタルデバイドの解消は必要不可欠となっており、その対策は行政サービスをデジタル化するうえで、重要な課題となることから、対策を講じる必要がる。

また、本市においては、国の補助事業により市内全家庭において光ケーブルが整備されており、超高速ブロードバンドのサービスが利用できる環境が整っているが、整備後 10 年を経過した施設の機器更新に多額の費用を要することから、今後の施設の改修を含む事業継続計画について、早期に策定し進めていく必要がある。

産業振興の分野においては、IoT や AI などの先進技術を積極的に活用して、基幹産業である 1 次産業から、就業者数の多い 3 次産業までの様々な領域をスマート化していくとともに、Industry4.0 を駆使した新たな 6 次産業モデルの構築に取り組んでいるところであるが、本市が目指す「吉岐活き対話型社会『吉岐（粋）な Society5.0』」の実現には、既存の市内高速情報通信インフラの性能の強化を図るとともに、高度専門人材の育成、先端技術により付加価値の高いサービス等を創出する企業の誘致やスタートアップ等の強化が必要である。

（２）その対策

○行政サービスにおいて、デジタル技術やデータを活用して、住民の利便性を向上させるとともに、デジタル技術や AI の活用により、業務の効率化を図り、人的資源を行政サービスの更なる向上に繋げていく必要がある。

○データが価値創造の源泉であることについて認識を共有し、データの様式の統一化を図りつつ、多様な主体によるデータの流通を促進することによって、行政の効率化・高度化を図るとともに、多様な主体と連携により民間のデジタル・ビジネスなど新たな価値等を創出する環境の整備が必要である。

○離島であり高齢化も進んでおり、デジタルデバイド対策が重要となる。今後、国の制度を活用しながらデジタル活用支援員やまちづくり協議会との連携による課題解決に取り組んでいく。

○変化しながら加速化するデジタル社会に対応するため、情報化及び保有する施設の事業継続のための計画を策定する。

○スマート農業（ICT等先端技術）の導入・普及により、生産現場の課題を解決し、省力化と高品質生産による収益性向上を図るとともに、同技術の応用による、適切な農薬散布や施肥、効率的な管理作業と収穫作業など、生産活動に係るデータの蓄積と分析による熟練技術の継承を推進する。【再掲】

○高度な IT リテラシーを有する人材や IT を活用した副業に従事できる人材等を育成するために、目的に応じた IT 教育プログラムの実施によるスキル獲得を行う。【再掲】

(3) 事業計画（令和3年度～7年度）

持続的発展 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業 主体
3 地域に おける情報 化	(1)電気 通信施 設等情 報化の ための 施設	有線テ レビ ジョン 放送施 設 地域情報通信基盤整備事業 【事業内容】地上デジタル放送の難視聴地域を解消するため各家庭まで光ケーブルによるケーブルテレビサービスを実施している。 【事業の必要性】市内の1/3以上が難視聴地域である。また、防災や行政情報を伝達する手段として有効である。 【見込まれる事業効果】地上デジタル放送を視聴するうえで必要な設備となっている。また、議会や行政の情報を伝達する有効な手段である。	市
	告知放 送施設	地域情報通信基盤整備事業 【事業内容】防災・災害の情報や行政情報を市内全域に伝達するため、市内全家庭・事務所、屋外拡声器に設置している放送施設である。 【事業の必要性】市民の生命を守るため、必要な設備である。 【見込まれる事業効果】市民の生命を守るため、情報を伝達する手段として、必要不可欠である。	市
	ブロー ドバン ド施設	地域情報通信基盤整備事業 【事業内容】光ケーブルによる、超高速インターネットサービス 【事業の必要性】民間事業者が不採算地域として参入の見込みがないため、公費負担によるサービスの提供が必要不可欠である。 【見込まれる事業効果】現在のデジタル社会において光ケーブルによる超高速インターネットサービスは必要不可欠である。	市
	その他 の情報 化のた めの施 設	観光防災WiFi整備事業 【事業内容】観光施設・災害時避難場所でのWiFiサービス 【事業の必要性】観光施設や災害時避難場所などに公共のWiFiサービスを提供することにより、観光客の利便性向上、災害時の情報取得手段を確保する。 【見込まれる事業効果】観光客や災害時などに情報を取得できる環境を提供することにより、利用者の安全安心につながる。	市
	その他	自治体情報システムの整備 【事業内容】自治体システム等の調達・維持管理 【事業の必要性】行政の業務を遂行する上で、必要不可欠である。また、今後は利用者視点から携帯端末との連携が必要である。 【見込まれる事業効果】行政の事務を効率的に処理していくため、情報システムの活用は有効である。	市
		コミュニティFM送信所整備 【事業内容】難聴地域のコミュニティFM送信所の増設 【事業の必要性】コミュニティFM放送は、災害時の情報提供施設としてその有効性は実証されている。現在、難聴地域があり、整備が求められている。 【見込まれる事業効果】災害時における情報伝達手段の一つとしてコミュニティFM放送は簡易な受信機で誰でも聞くことが出来る最も有効的な設備である。	市
	(2)過疎 地域持 続的発 展特別 事業	情報化 自治体情報化推進事業 【事業内容】住民サービスにおける情報化の推進 【事業の必要性】住民サービスを円滑に実施できるようシステムを活用する必要がある。 【見込まれる事業効果】住民サービスを提供するため ※基金積立による事業実施を含む。	市
	デジタ ル技術 活用	自治体DX推進事業 【事業内容】行政サービスを市民目線で改革する 【事業の必要性】行政システムのデジタル化を推進することで、行政改革による行政のスリム化・住民サービスの向上が必要となっている。 【見込まれる事業効果】市民が利用する行政窓口手続きの利便性が向上する。 ※基金積立による事業実施を含む。	市

(4) 公共施設等総合管理計画等との整合

吉野市公共施設等総合管理計画において、施設類型ごとに定めている数量、品質、コストに関する基本方針に基づき、整合性を図りながら、過疎対策に必要となる事業を適切に実施する。

尚、今後公共施設等総合管理計画の改訂を行った場合は、改訂後の方針に沿うものとする。

5 交通施設の整備、交通手段の確保

(1) 現状と問題点

本市の道路は、一般国道約19km、主要地方道約39km、一般県道約49km、市道約1,328km、合計1,435kmで構成しており、丘陵状の地形と平野部の散居型の集落形態や分散した農地を網羅している。なお、令和2年度末で舗装率は89.1%と高いが、改良率は50.8%にとどまっている。

以前は、フェリー等の入港時に、道路の混雑が生じていたが、郷ノ浦大橋や郷ノ浦トンネルなどの都市計画街路の開通により解消している。

生活道路については、改良や維持・補修に努め、機能性・利便性・快適性の向上を図り、生活に密着して安全で人に優しい道路として逐次整備を進める必要がある。

本市の道路、その多くが高度経済成長期に建設しており、老朽化が顕著になっているため、特に橋りょうなどの道路構造物については、改正道路法に基づいて年次的な点検や補修を計画的に実施して、長寿命化を図る必要がある。

さらに、付属島である三島（大島・長島・原島）の中で、唯一孤島となっている原島と大島を結び、さらに本島と大島との架橋に向けた国・県等への働きかけも続けていく必要がある。

《道路の整備状況》

(単位：m、%)

路線名		路線数	管理延長	改良			舗装延長	舗装率
				規格改良	未改良	改良率		
国 道		1	19,003	19,003	0	100.0	19,003	100.0
主要地方道		4	38,882	34,974	3,908	89.9	38,624	99.3
一般県道		6	48,867	31,198	17,669	63.8	48,634	99.5
市道	1 級	76	146,472	145,040	1,432	99.0	145,385	99.3
	2 級	104	145,501	144,221	1,280	99.1	145,255	99.8
	その他	3,737	1,035,829	385,221	650,608	37.2	892,553	86.2
	計	3,917	1,327,802	674,483	653,319	50.8	1,183,194	89.1
合計		3,928	1,434,554	759,658	674,896	52.9	1,289,455	89.8

令和3年4月1日現在 令和2年度道路現況表

定期航路は、本市と福岡市博多港や対馬市厳原港を結ぶフェリーと高速船、本市と唐津市を結ぶフェリー、郷ノ浦港と付属島三島（大島・長島・原島）を結ぶ公営のフェリーが就航している。

博多・壱岐・対馬間を運航する高速船については、老朽化による更新が課題となっており、高速船は、交流人口拡大等振興発展には欠かせないため、維持確保の取組を行っていく必要がある。

壱岐の属島である三島とのフェリーについても、利用者減少や燃料油などの費用高騰等により、事業者単独での航路維持は困難であり、国・県・市の一体となった支援が必要である。

また、現行船についても既に耐用年数が経過し老朽化しており、今後、船舶の更新が必要である。

市外への定期航路において利用されている各埠頭は、埋め立て地にターミナルビルや駐車場等を整備しているが、特に利用客数が多い郷ノ浦港においては、ジェットfoil用浮桟橋整備に伴う乗り場の変更による駐車場の見直しと併せ、慢性的な駐車場不足の解消を図るため駐車場等の再編整備を図る必要がある。また、各埠頭のターミナルビルについては、利便性・快適性の向上、老朽化に伴う長寿命化を図る必要がある。

航空路については、長崎空港と県内離島とを結ぶ航空路線を運航する、オリエンタルエアブリッジが、壱岐と長崎を結ぶ便を運航している。現在運航している機材の更新時期が近付いており、安定的な運航を確保するためには、航空事業者における今後の機材更新等を計画的に実施していく必要がある。また、壱岐と福岡間を結ぶ便が平成 15 年 1 月に廃止されており、島民の利便性向上と交流人口拡大のためにも、路線再開に向けた取組が必要である。

壱岐空港については、滑走路延長が 1200m で大型の旅客機の離着陸が困難な状況にあり、オリエンタルエアブリッジの機材更新やチャーター便の誘致などにおいても、機体が限定される状況にある。

島内の陸上交通については、地域住民に必要不可欠な生活交通である路線バスは民間事業者が運行しているが、人口減少等による輸送人員減少のため路線バス事業の経営は厳しくなっており、路線の維持確保対策が欠かせない状況にある。また、バス路線等のない空白地域や不便地域においては、乗合タクシー等の新たな公共交通確保を図るなど、住民のニーズに対応していく必要がある。

有人国境離島法の施行により島民の航路航空路運賃の低廉化は実現したが、島民以外の運賃低廉化の拡充や利用しやすい配便に対する住民の要望も多い。

（２）その対策

○一般国道 382 号、一般県道湯ノ本芦辺線、一般県道渡良浦初瀬線、一般県道湯ノ本勝本線、一般県道郷ノ浦芦辺線及び市内主要道路の拡幅や歩道等の整備を図り、道路交通の円滑化と安全性の向上に努める。

○幹線道路を補完する市道等の計画的な維持・補修に努めるとともに、狭隘道路等は地域の協力を得ながら、安全性・利便性の向上に努める。また、付属島や近距離にありながら、途中を海や山で隔てられていることにより、交通の不便な地区については、安全で最短の交通路を確保するため、橋りょう等の整備を検討する。

○路線バス運行体制の維持・確保に努めるため運営費の補助や関係機関等とのさらなる連携を図る。また、公共交通空白地域や不便地域において、乗合タクシー等を運行することなどにより、市民の移動手段の確保を図る。

○関係機関と連携を図り、利用率向上の取組や各種支援等を実施することで、航路航空路の安定的な運航の維持強化を推進する。

(3) 事業計画（令和3年度～7年度）

持続的発展 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業 主体
4 交通施設の整備、 交通手段の確保	(1)市町村道 道路	1 級市道黒崎線（道路改良） L=2,000m、W=7.0m	市
		1 級市道住吉湯ノ本線（道路改良） L=1,640m、W=7.0m	市
		1 級市道丘中田大久保線（交通安全） L=400m、W=7.0m	市
		市道辻1号線（交通安全） L=650m、W=5.5m	市
		1 級市道初山中央線（交通安全） L=200m、W=5.0m	市
		1 級市道片原若松線（交通安全） L=300m、W=7.0m	市
		1 級市道中山桜木線（交通安全） L=300m、W=6.0m	市
		1 級市道紺屋町線（交通安全） L=400m、W=9.5m	市
		1 級市道紺屋町線（防災安全） L=50m、W=7.0m	市
		1 級市道片原中央線（防災安全） L=200m、W=5.5m	市
		2 級市道片原梅津線（防災安全） L=200m、W=5.6m	市
		2 級市道半城里線（防災安全） L=200m、W=5.7m	市
		1 級市道中山干拓中央線（道路改良） L=365m、W=7.0m	市
		1 級市道銀台線（舗装補修） L=1,400m、W=6.0m	市
		1 級市道田ノ上線（道路改良） L=150m、W=6.0m	市
		2 級市道流湯岳線（道路改良） L=60m、W=5.0m	市
		1 級市道初山中央線（道路改良） L=300m、W=6.0m	市
		1 級市道住吉船橋線（道路改良） L=1,000m、W=6.5m	市
		1 級市道本村神里線（道路改良） L=2,600m、W=7.0m	市
		1 級市道山崎線（道路改良） L=800m、W=9.0m	市
		1 級市道深江筒城線（道路改良） L=800m、W=7.0m	市
		1 級市道商高国分線（道路改良） L=2,000m、W=7.0m	市
		1 級市道新城諸津線（道路改良） L=500m、W=7.0m	市
		市道前目1号線（道路改良） L=150m、W=5.0m	市
		市道郡線（道路改良） L=300m、W=5.0m	市
		市道小場2号線（道路改良） L=200m、W=4.0m	市
		市道鳥山手久多1号線（道路改良） L=120m、W=4.0m	市
		市道津保美1号線（道路改良） L=300m、W=4.0m	市

持続的発展 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業 主体
4 交通施設の整備、 交通手段の確保	(1)市町村道	市道先畑線（道路改良） L=75m、W=4.0m	市
		市道藤勢1号線（道路改良） L=280m、W=4.0m	市
		市道宇土4号線（道路改良） L=110m、W=4.0m	市
		市道水畑線（道路改良） L=400m、W=4.0m	市
		市道大石辻西ノ坂線（道路改良） L=150m、W=4.0m	市
		市道弁天崎線（道路改良） L=50m、W=4.0m	市
		2級市道刈田院線（道路改良） L=50m、W=4.0m	市
		市道平良石1号線（道路改良） L=200m、W=4.0m	市
		市道神ノ前1号線（道路改良） L=135m、W=5.5m	市
		市道住吉しめノ元線（道路改良） L=200m、W=4.0m	市
		1級市道赤土田線（道路改良） L=300m、W=5.5m	市
		市道維持補修事業 舗装・排水路等	市
		国・県道整備事業地元負担金	県
	橋りょう	杵岐市橋梁長寿命化修繕計画 青嶋大橋 他2橋	市
	(2)農道	市道鮎川若松線道路改良工事 L=1.2km W=5.0m	市
		県営農道整備事業（立石地区） L=950m W=4.0m	県
	(7)渡船施設	フェリー-みしま代替船舶建造事業	市
	(9)過疎地域持続的発展特別事業	乗合タクシー運行事業 【事業内容】路線バスの利便性が低い又は、路線バスが運行されていない地域において、地域住民主体の乗合タクシーを運行する。 【事業の必要性】対象区域内の住民の移動手段を確保し、利便性を向上するため運行する 【見込まれる事業効果】移動手段を確保することで、住民の利便性が向上する。また、地域住民が自ら運行することで、地域内の自助・共助の醸成につながる ※基金積立による事業実施を含む。	市
		杵岐病院連絡バス運行事業 【事業内容】三島フェリー発着所と杵岐病院を接続するバスを運行する。 【事業の必要性】三島には、医療機関や店舗等がないため、杵岐本島で通院や生活物資購入等がされている。三島航路と接続する杵岐本島内の公共交通がないため、接続するバスを運行し三島住民の利便性向上を図る必要がある。 【見込まれる事業効果】連絡バスを運行することで、三島住民の杵岐島内での移動手段の利便性が確保される。 ※基金積立による事業実施を含む。	市
	(10)その他	離島航空路線維持確保対策（機材更新及び機材整備）	航空事業者

（４）公共施設等総合管理計画等との整合

杵岐市公共施設等総合管理計画において、施設類型ごとに定めている数量、品質、コストに関する基本方針に基づき、整合性を図りながら、過疎対策に必要となる事業を適切に実施する。

尚、今後公共施設等総合管理計画の改訂を行った場合は、改訂後の方針に沿うものとする。

6 生活環境の整備

(1) 現況と問題点

(ア) 水道

本市の水道は、効率的な経営体制の確立を図るため、平成29年4月に簡易水道事業を水道事業に統合し、現在、事業の運営を行っている。

水道の普及率は令和2年度末で99.8%を達成し、これまでの拡張整備を前提とした時代から維持管理の時代に変化をしているが、人口減少に伴う料金収入の減少や節水型社会への移行等による水需要の減少のほか、施設の老朽化に伴う更新、耐震化、資産規模の適正化など、様々な課題に直面している。

《水道の現況》

住民台帳人口	給水人口	普及率	年間総配水量
25,626 人	25,564 人	99.8%	3,828,205 m

令和3年3月31日現在

(イ) 下水処理

生活排水による河川、海域の水質汚濁の防止はもちろん、豊かな自然環境の保全及び快適な生活環境の確保のため、生活雑排水を適切に処理することが重要となっている。また、令和2年度における市内の水洗化人口は12,056人、水洗化率にして47.04%であり、県内の水洗化率（令和元年度末81.7%）と比べて大きく下回っている。このため、合併処理浄化槽設置整備事業による助成制度を設け、し尿と生活雑排水が一体で処理できる合併処理浄化槽の設置の普及に取り組んでおり令和2年度末現在、本市における合併処理浄化槽の設置基数は2,559基となっている。

下水道事業（公共下水道・漁業集落排水）が将来にわたって持続可能な経営を確保するため、令和3年度から3箇年掛けて地方公営企業法適用業務を委託し、令和6年度から公営企業会計へ移行する。

《し尿処理の現況》

行政処理 人口	水洗化人口						
	下水道 人口	コミュニ ティプラ ント人口	浄化槽 人口	合併処理 浄化槽	単独 浄化槽	計	水洗化率
	ア	イ	ウ=エ+オ	エ	オ		(%)
25,626	3,189	0	8,867	8,414	453	12,056	47.04

令和２年度汚水処理人口の普及状況に係る調査

(ウ) 廃棄物処理

清潔で住みよい島づくりを目指す本市にとって、平成２４年３月、ごみ処理については、高性能のごみ処理機能を有する『壱岐市クリーンセンター』が完成し、資源の再生・再利用を行うリサイクル施設及び環境に負荷の少ないクローズドシステムの最終処分場を併設している。また同時に、し尿処理については、『壱岐市污泥再生処理センター』が完成し、リサイクルを推進する見地から、従来のし尿・浄化槽污泥の処理だけではなく、施設からの污泥に加え、下水道施設からの下水污泥も受け入れ、堆肥化することにより循環型社会を推進できる施設となっている。

稼働後１０年を迎えることから、ストックマネジメントの考え方による適切な運転管理と定期点検整備及び適時の延命化対策を実施することにより、施設の長寿命化を図ることが重要である。今後さらに、環境にやさしい効率的な運転管理に努め、地球温暖化防止をはじめ、環境保全・資源保護のため、廃棄物抑制の取組みを積極的に推進する。

《ごみ処理の現況》

(単位：トン)

処理総計 ①	内訳							自家 処理 ②	ごみ総処 理 ①+②
	焼却処理 直接処理	焼却以外の処理					埋立処理 (直接処 理)		
		粗大ごみ 処理施設	資源化等 を行う施 設	高速堆肥 化施設	その他の 処理	直接資源 化			
9,025	6,824	91	297	0	0		1,813	0	9,025

平成３０年度一般廃棄物処理事業実態調査

(エ) 消防

本市の消防体制は、広域行政機構である壱岐広域圏町村組合で運営をしていたが、平成１６年３月からは市で運営していくことになった。その組織概要は、１本部１署１支署２出張所で署・出張所とも消防ポンプ車、救急自動車等を配備している。

一方、非常備の消防団は各地区に分団があり、消防力も漸次整備されており、本市の消防

においては、非常備の消防団の活動も重要である。

なお、近年における各種災害の増加、建築物の高層化等諸般の情勢の変化に伴い、消防需要に対処できる装備の近代化及び消火施設の増設が必要となっている。

《消防団の現況》

団 名	分団数	団員数	ポンプ車	積載車	防火水槽
壱岐市消防団本部		3			
壱岐市消防団郷ノ浦地区	8	261	3	17	186
壱岐市消防団勝本地区	7	190	2	13	147
壱岐市消防団芦辺地区	11	292	2	11	207
壱岐市消防団石田地区	6	148	0	9	132
計	32	894	7	50	672

令和3年4月1日現在

（オ）住宅

公営住宅は、耐用年数を経過した建物が多く、老朽化・狭隘化しており、住民の住宅ニーズに対応していないのが現状である。今後、住宅ニーズを把握し、市としての住宅再配置を含め検討していく必要がある。

（カ）その他

生活関連施設としては、市内各地区に公園や運動公園等も整備されている。また、河川及び急傾斜地等の防災整備も年次的に実施している。今後は、各地区・各施設等との調整を図りながら目的にあった施設の拡充や古き良き昔ながらの街並みの保全・保存により住民の安心で快適な生活環境づくりが必要である。また、安全確保のための防災施設整備及び耐震対策を進める必要がある。

（２）その対策

（ア）水道

○今後も安全な水の安定供給を実施するために、適切な資産管理・資産更新計画策定が必要であり、その財源を確保するためには、コスト縮減などの経営努力を継続するとともに、将来にわたり安定的な経営を行うため、水道料金の最適化を図る。

（イ）下水処理

○生活排水対策として、公共下水道及び集落排水の老朽化した施設の更新を国庫補助事業にて実施する。また、公共下水道及び集落排水の共用区域における加入促進をはじめ、合併処理浄化槽の計画的な整備を促進することにより、河川の汚れを防ぎ、良好な生活環境の保持に努める。

（ウ）廃棄物処理

○ごみ処理施設・し尿処理場・最終処分場等施設の運営の効率化並びに、施設解体跡地整備を図る。一般廃棄物処理においては、資源循環型社会の構築に向け、ゴミの減量化と再生利用を促進する。

（エ）消防

○消防施設及び機器の維持補修、改築及び更新を実施し、安全で緊急時に迅速に対応できる消防体制整備を図るとともに、社会状況の変化に対応した消防施設及び組織の運用を行っていく。

（オ）住宅

○吉崎市公営住宅等長寿命化計画により公営住宅の計画的な改修を行い、公営住宅の長寿命化に努める。

（カ）その他

○生活関連施設整備によって、市街地や集落の活性化と市民の生活・文化・レクリエーション活動の充実・均衡を図る。

○安全安心で住みよいまちづくりのために、河川、公園、急傾斜地及びその他各種公共施設の整備や耐震化及び昔ながらの街並みの保全保存対策を推進する。

(3) 事業計画（令和3年度～7年度）

持続的発展 施策区分	事業名 (施設名)		事業内容		事業 主体
5 生活環境の整備	(1)水道施設	上水道	水道施設改修工事及び通常更新	市内水道施設の改修工事及び経年劣化による通常更新	市
			水道施設管理業務	市内浄水場及び配水池等の管理業務を一括して民間に委託	市
			水道事業運営基盤強化推進等事業	市内水道施設（遠隔監視機器等）の改良・更新	市
	(2)下水処理施設	公共下水道	公共下水道事業	施設の計画的な修繕及び改築工事（北部・中央処理区）	市
		その他	漁業集落環境整備事業	計画的な施設の改修（恵美須・山崎・瀬戸芦辺地区）	市
	(3)廃棄物処理施設	ごみ処理施設	吉崎市クリーンセンター補修工事		市
		し尿処理施設	吉崎市汚泥再生処理センター補修工事		市
	(5)消防施設		防火水槽建設	4基／年	市
			消防車両購入	救急車・タンク車・救助工作車等	市
			消防団格納庫改築工事	4施設	市
			小型動力消防ポンプ購入	消防団 15台	市
			小型動力消防ポンプ積載車購入	消防団 15台	市
			消防ポンプ自動車購入	消防団 3台	市
			指令台更新事業		市
	(6)公営住宅		地域住宅計画に基づく事業	公営住宅改修	市
	(8)その他		新町地区（急傾斜）	L=100m	市
			しめノ尾（2）地区（急傾斜）	L=50m	市
			準用河川物部川（河川浚渫）	L=600m	市
			普通河川原田川（河川浚渫）	L=600m	市
			普通河川椎ノ木川（河川浚渫）	L=600m	市
			普通河川七湊川（河川浚渫）	L=100m	市
			老朽危険家屋除却支援事業	老朽危険家屋除却補助金	地元
			安全・安心住まいづくり支援事業	木造住宅耐震化補助金	地元
			民間建築物耐震化支援事業	特定建築物耐震診断補助	地元
			民間建築物吹付アスベスト改修支援事業	建築物吹付アスベスト改修補助金	地元
			3世代同居・近居促進事業	3世代同居・近居住宅改修等補助金	地元

(4) 公共施設等総合管理計画等との整合

吉崎市公共施設等総合管理計画において、施設類型ごとに定めている数量、品質、コストに関する基本方針に基づき、整合性を図りながら、過疎対策に必要となる事業を適切に実施

する。

尚、今後公共施設等総合管理計画の改訂を行った場合は、改訂後の方針に沿うものとする。

7 子育て環境の確保、高齢者等の保健及び福祉の向上及び増進

(1) 現況と問題点

(ア) 子育て環境の確保

子育てをとりまく環境は、子どもを生み育てることのできる若者世代の流出や少子化、核家族化の進行、女性の社会進出による継続的な就労の増加、地域の連帯感等の希薄化などにより、子育て世代のライフスタイルを大きく変化させ、身近に相談できる相手がいないなど、家庭、地域における子育て機能が低下し、子育ての孤立や、育児不安、児童虐待や不登校等の問題が深刻化している。

また、子育て世帯の長時間労働などにより、保育所等においては3歳未満児の待機児童が依然として解消されない一方、少子化の影響から定員割れの幼稚園、保育所があるなど、地区によって大きく異なっており、子育て世帯をとりまく状況は多種多様化するとともに厳しさを増している。

令和2年から令和6年度までを計画期間として、「第2期子ども・子育て支援事業計画」を策定し、「第3期老岐市総合計画」のなかの「結婚・出産・子育て・教育の希望がかなう」という本市の目指す姿を基に、社会や地域で子どもを育てるという意識の醸成を図りながら、子育て世代の定住促進や、出生率を更に向上させるため、子育て世帯の経済的負担の軽減、親子が楽しくふれあうことができる空間の確保など、各種子育て支援策の充実や、地域ぐるみで子育てを支援する環境づくりが必要である。

民生児童委員、警察、学校、教育委員会、保健、医療、福祉などの関係機関が連携を図り、切れ目のない「妊娠・出産・子育て」支援や、要支援、要保護児童と支援を必要とする家庭の早期発見に努め、相談・支援業務の更なる充実を図りながら、より緊密な連携システムを構築する必要がある。さらに障がい児や、医師など関係機関から療育の必要性を認められた就学前の児童、発達に心配を抱える保護者などが、身近な地域でその家族を含めて相談できる体制や児童発達支援、地域生活支援拠点等の整備充実も必要である。

母子及び父子並びに寡婦世帯等の福祉対策として、福祉事務所等による実情把握や母子父子自立支援員による相談、助言、指導、母子及び父子並びに寡婦福祉資金の貸付、公営住宅の確保、福祉医療制度等が実施されているが、依然として社会的、経済的に恵まれていない状況におかれている例が多く、その生活の安定と向上など自立支援を図るために必要な措置を引き続き講ずる必要がある。

（イ）高齢者福祉

本市の65歳以上人口は、令和3年3月31日現在で9,773人、高齢化率38.1%となっている。要介護の認定率は22.2%で、全国（18.7%）、長崎県（20.3%）と比べると高い割合となっている。

高齢者の多くは、身体が不自由になっても住み慣れた地域で生活することを希望しており、今後の高齢者福祉行政は高齢者の在宅生活の維持向上を積極的に支援するという観点から進めていく必要がある。

介護予防、一人暮らしの高齢者対策、認知症予防、権利擁護など、ニーズが多様化しており、介護予防や日常生活支援などの公的サービスの提供とともに、地域住民による見守り体制の構築など、支え合いの地域づくりや高齢者の社会参加と生きがいくりに取り組むことが重要である。

また、「地域共生社会」を実現するために欠かせない仕組みとして、医療、介護、介護予防、住まい及び自立した日常生活の支援が包括的に確保される「地域包括ケアシステム」を地域の実情に応じて深化・推進することが求められている。

（ウ）障害者福祉

少子化や若者の島外流出による過疎化や、核家族化が進み、地域社会での人と人とのつながりが希薄になってきており、障害者など社会的に弱い立場の人々の生活維持、あるいは介護力の低下などの問題が発生している。

身体障害者数は、令和3年3月31日現在、1,577人で、総人口に占める割合は6.15%となっている。障害別に見ると肢体不自由812人（構成比51.5%）内部障害496人（同31.5%）、聴覚平衡機能障害156人（同9.9%）、視覚障害97人（同6.1%）、音声言語そしゃく機能障害16人（同1.01%）の順となっている。

知的障害者数は、令和3年3月31日現在、392人で、総人口に占める割合は1.53%となっている。障害程度別で見るとA1が84人（構成比21.4%）A2が60人（構成比15.3%）B1が79人（構成比20.2%）B2が169人（構成比43.1%）となっている。

精神障害者数は、令和3年3月31日現在、233人で、総人口に占める割合は0.91%となっている。等級別で見ると1級13人（構成比5.6%）2級151人（構成比64.8%）3級69人（構成比29.6%）となっている。

市内には、就労継続支援B型事業所、自立訓練事業所、障害者の相談支援施設である障害者地域活動支援センター、地域生活ホーム、放課後等デイサービスを行うこどもセンターなどの施設があり、居宅介護・日中一時支援事業を社会福祉協議会が展開している。教育機関として、長崎県立虹の原特別支援学校壱岐分校があり、市立小学校11校、中学校4校に特別支援学級が設置されている。

障害者総合支援法の施行に伴い、障害者支援施設等の整備は進みつつあるが、やむを得ず島外の施設利用となっている障害者への入所支援施設等の整備が望まれており、障害者の就労については、就労移行支援サービス・就労継続支援サービスなどの福祉的就労の場の充実を図り、十分な技能を習得した障害者が一般就労することで、社会的・経済的自立ができ、

障害の有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現に向け、より一層の福祉の推進を図ることが必要である。

（工）健康・保健

本市では平均寿命と健康寿命がともに国よりも短い状態にあり、標準化死亡比（SMR）でも、男性の死亡率が高い状態にある。死亡原因に関して血管に関係している心疾患・脳血管疾患はがんとともに県や国に対して死亡率が高く、年々徐々に増加している。

各種の健康診断受診や生活習慣改善に向けた啓発活動の充実など、健康づくりに関する意識啓発に取り組むことが必要である。

本市における自殺者数は平成24年から平成28年の合計で41人（男性32人、女性9人）であった（自殺統計（自殺日・住居地））。自殺死亡率は、平成24年から平成28年の地域ごとの推移をみると、県内でも高くなっている。また、全国・県と比較すると、平成28年には約2倍の数値であり、大幅に高くなっている。

（2）その対策

（ア）子育て環境の確保

○すべての子どもたちが健やかに、たくましく育つとともに、次代の“しま”の将来を担う子ども達が人間性豊かで、柔軟な社会性を備え、自立した親となるための取組を推進する。

○子ども・子育て支援法に基づき、第2期壱岐市子ども・子育て支援事業計画及び第3次壱岐市総合計画に副った、地域子育て支援サービス、保育サービスの充実や関係機関とのネットワークづくり、経済的支援など、社会連携による若者世代の定住促進と合計特殊出生率の向上などを図る。

○子育て支援拠点施設「壱岐こどもセンター」、「かざはやひろば（かざはや内）」「ぽかぽか（石田こども園内）」などを中心に、保健、医療、福祉、関係機関が連携して、「妊娠、出産、子育て」への切れ目ない支援体制の充実や経済的負担の軽減など、安心して生み育てることができるための地域子育て支援事業などの環境整備を図る。

○認定こども園の設立など、幼児教育・保育の質と量の拡充を図るとともに、育児と仕事の両立を支援する環境づくりや、育児ストレスや孤立化に対応できる支援体制などの充実を図る。

○貧困家庭やひとり親家庭が健全な家庭を築き、健康で自立した日常生活を営むための、よりきめ細やかな施策を推進し、貧困家庭やひとり親家庭の福祉向上を推進する。

- 「子育て世代包括支援センター」では妊娠期から子育て期を包括的かつ一体的な支援を行い、関係機関と連携し切れ目ない支援をおこなうことで、安心して産み育てることができる環境をつくる。
- 専門的人材を確保し、妊娠・出産・子育ての各種相談、保健・栄養・歯科指導等の支援体制の充実を図る。
- 特定不妊治療を行う夫婦の経済的負担を軽減するため県の助成に上乗せ助成を行う。

（イ）高齢者福祉

- シルバー人材センターの活動支援による高齢者の就業の場の確保や高齢者の働きやすい職場環境や能力の開発研究に努めるなど、高齢者が地域社会において積極的な役割を果たし、生きがいをもって生活できる環境作りを推進し、高齢者の豊富な知識や経験、技術を資産として地域の活性化を図る。
- 高齢者の介護は、高齢者のニーズにあったサービスを提供する必要がある、在宅介護サービス、施設介護サービスの充実を図るとともに、介護サービスに従事する人材の養成・確保や資質向上を図り、また、利用者のサービス選択機会の拡大にむけて事業者の参入促進や育成に努める。
- 高齢者福祉施設の施設整備及び機能拡大、サービス充実に努めるなどサービス供給基盤の充実を図り介護が必要な人を地域全体で支える社会の実現に努める。
- 老人クラブへの支援や各種予防事業等の実施により、高齢者等の健康の維持・増進及び生きがいづくりを図るとともに、在宅で安心して暮らせるよう、外出支援サービス及び生活支援サービスの充実に努める。
- 医療・介護の連携、認知症施策の推進や、介護予防・日常生活支援総合事業の充実を図り、高齢者が健康で生きがいを持って生活できる体制づくりを推進する。
- 県や吉岐圏域介護人材育成確保対策地域連絡協議会などの関係機関と連携し、介護サービスを支える人材の養成・確保や資質向上に努める。
- 認知症に対する理解の促進と適切な対応についての理解を促進するため、認知症サポーター養成講座の開催、認知症カフェを開設し、認知症予防（認知症になるのを遅らせる、進行を緩やかにする）についての理解を深め、早期対応が地域及び関係機関でできるよう連携を深める。

○社会福祉協議会等と連携し、地域福祉権利擁護事業や成年後見制度等の適正な運用に努める。

○公的サービスだけでなく住民同士のふれあいや助け合い、支えあいによる重層的な支援を受けながら生活することができるよう、住民による福祉活動に対して必要な支援や基盤づくりに努める。

（ウ）障害者福祉

○地域活動支援センターを中心とした相談支援体制の強化を図り、在宅障害者福祉サービスの充実を推進する。

○障害者自立支援協議会等の地域障害福祉機関でネットワークを構築し、要支援障害者に対する有効適切な支援が提供できる体制構築に努める。

○ハローワーク等との連携を深め、障害者の就労支援の推進に努める。

○地域住民に対し障害者・障害に対する理解を深め、障害のある人が地域行事等に参加し、交流できる環境づくりに努める。

○社会福祉協議会活動を支援し、住民ボランティアの参加による地域福祉推進体制の確立と学校教育・社会教育での福祉意識啓発に努める。また、学校でのボランティア体験を支援するボランティア指導者の発掘やボランティアの育成に努める。

○市内のボランティアグループでは、重度障害者の旅行の支援や、サマーキャンプの開催一人暮らしの高齢者への配食サービス、住宅補修サービス、理髪サービスなどの活動が行われている。これらの活動の継続に努め、また複数のグループの連携を図ること等により、ボランティア人口の増加を図る。

○全ての人にとって暮らしやすい、バリアフリーのまちづくりを推進する。

（エ）健康・保健

○吉岐市保健事業計画（第２次）を基に、市民の主体的な健康予防への取り組みを推進する。

○各種健康診断の受診や生活習慣改善について啓発活動の充実に努める。

○吉岐市食育推進計画（第２次）を基に、地域及び関連機関の連携を図りながら食生活改善推進員（ヘルスメイト）とともに食生活の改善を進める。

○生活習慣病の減少及び重症化予防対策に取り組み、増大する医療費の適正化を図るため、妊婦・乳幼児から高齢者にいたるまで、各年代に応じた健康診査の実施及びその後の保健指導・支援体制の整備と充実に努める。

○がんやメタボリックシンドロームなどの生活習慣病の予防や心の健康づくりのための健康教育・相談体制の充実を図る。

○吉崎市いのち支える自殺対策計画を庁内横断的に推進し、「誰も自殺に追い込まれることのない社会の実現」をめざす。

○AI やIoT などの先端技術を取り入れた健康づくりを推進する。

(3) 事業計画（令和3年度～7年度）

持続的発展 施策区分	事業名 (施設名)		事業内容	事業 主体
6 子育て 環境の確 保、高齢者 等の保健及 び福祉の向 上及び増進	(1)児童 福祉施 設	保育所	芦辺保育所便器取替工事	市
			保育所改修工事	保育所の統合及び施設の老朽化による整備 市
	(2)認定こども園	幼保連携施設整備事業	幼保連携型・幼稚園型認定こども園の建設・整備	市
			石田こども園給食調理室改修工事	保育所の統合による改修工事 市
	(3)高齢 者福祉	老人ホーム	老人ホーム給湯設備改修工事	市
	(8)過疎 地域持 続的発 展特別 事業	児童福 祉	出産祝金助成事業 【事業内容】従来の出産祝金支給事業対象児及び支給額を拡充し、第1子からの出産に対して出産祝金を支給する。 【事業の必要性】少子化及び人口減少の解消を図るための子育て支援対策が必要である。 【見込まれる事業効果】少子化及び人口減少の歯止めを図る。 ※基金積立による事業実施を含む。	市
			乳幼児・母子・父子福祉医療費（県補助1/2） 【事業内容】小学校入学前までの乳幼児及びひとり親家庭等の医療費助成（福祉医療） 【事業の必要性】小学校入学前までの乳幼児及びひとり親家庭等の医療費による負担を軽減するため一部負担金を超える医療費を助成する。 【見込まれる事業効果】医療費を助成することにより、出生率の向上に加えて、若い子育て家庭及びひとり親家庭の経済的な負担を軽減し、子育てしやすい環境を整備することで、若者の定住化を図る。 ※基金積立による事業実施を含む。	市
			こども・乳幼児・寡婦福祉医療費助成事業 【事業内容】県との合同事業である従来の福祉医療制度を拡充し、3歳未満の医療費無料化、及び小中学生までの年齢拡充により医療費助成を行う。 【事業の必要性】少子化及び人口減少の解消を図るための子育て支援対策が必要である。 【見込まれる事業効果】子育てしやすい環境を整備することで、少子化及び人口減少の歯止めを図る。 ※基金積立による事業実施を含む。	市
			児童・乳幼児予防接種事業 【事業内容】子育て家庭の経済負担軽減のため、中学生以下の児童・乳幼児のインフルエンザ予防接種費用を助成する。 【事業の必要性】インフルエンザの予防接種について、重症化しやすい乳幼児や集団生活を行っている児童の接種は任意接種（2回）となっているが、費用負担が大きいため十分な接種が行われていない。少子化及び人口減少の解消を図るため、若い子育て家庭の経済的な負担を軽減する支援対策が必要である。 【見込まれる事業効果】少子化及び人口減少の歯止めを図る。 ※基金積立による事業実施を含む。	市

持続的発展 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業 主体
6 子育て 環境の確 保、高齢者 等の保健及 び福祉の向 上及び増進	(8)過疎 地域持 続的発 展特別 事業	高齢者・障害者福祉 社会福祉法人施設整備費補助金 【事業内容】社会福祉法人施設において、利用者や入居者のニーズにあった環境整備・増設工事などにかかる費用について補助する。 【事業の必要性】社会福祉法人施設を適切な環境で運営していくために必要。 【見込まれる事業効果】施設の整備を行うことにより、利用者・入居者の利用促進が図られる。 ※基金積立による事業実施を含む。	団体
		老人クラブ活動支援事業 【事業内容】老人クラブ活動費に対し補助する。 【事業の必要性】若者の都市部流出等による高齢化率の増加に対応した、高齢者の生涯をとおしての健康、生きがいづくり及び社会活動参加が必要である。 【見込まれる事業効果】元気なお年寄りの地域活動への活発な参加により地域活性化が図られる。 ※基金積立による事業実施を含む。	団体
		外出支援サービス事業 【事業内容】在宅高齢者等の生活の自立を推進するため、送迎用車両により在宅と在宅福祉サービスの場や医療機関等との間を送迎する。 【事業の必要性】若者の都市部流出等による高齢化率の増加に対応した、高齢者の在宅生活での不安等を解消するため、外出支援の推進が必要である。 【見込まれる事業効果】在宅高齢者等の安全で安心な生活の確保が図られる。 ※基金積立による事業実施を含む。	団体
		障害者軽度生活援助事業 【事業内容】在宅障害者等の軽易な日常生活上の支援を行う。 社会福祉協議会に委託。 【事業の必要性】在宅の独り暮らしの障害者の在宅生活での不安等を解消するため、日常生活の支援が必要である。 【見込まれる事業効果】在宅障害者等の生活の自立を推進することで、安全で安心な在宅生活の確保が図られる。 ※基金積立による事業実施を含む。	団体
		障害者配食サービス事業 【事業内容】在宅障害者等の生活の自立を推進するため、栄養バランスの取れた食事を訪問により定期的に提供する。 【事業の必要性】在宅の独り暮らしの障害者の在宅生活での不安等を解消するため、日常生活の支援が必要である。 【見込まれる事業効果】在宅障害者等の生活の自立推進、併せて健康維持、疾病予防、安否確認及び孤独感の解消に繋がる。 ※基金積立による事業実施を含む。	団体
		シルバー人材センター活動助成事業 【事業内容】シルバー人材センター活動費に対し補助する。 【事業の必要性】高齢者が地域社会において積極的な役割を果たし、高齢者の豊富な知識や経験、技術を資産として地域の活性化を図るための就業機会の提供が必要である。 【見込まれる事業効果】高齢者の生涯を通しての健康づくり、生きがいづくり、また、高齢者の社会参加が促進される。 ※基金積立による事業実施を含む。	団体
		社会福祉協議会活動助成事業 【事業内容】活動費等に対し補助する。 【事業の必要性】社会福祉協議会の事務局設置費、心配ごと相談事業及びボランティアセンター活動費等に対し補助する。 【見込まれる事業効果】市民の福祉、健康の増進、社会福祉活動の向上に繋がる。 ※基金積立による事業実施を含む。	団体
		はり・きゅう・あん摩等施術料金助成事業 【事業内容】施術費に対し助成する。 【事業の必要性】はり、きゅう、あん摩又はマッサージに関する施術費に対し助成する。 【見込まれる事業効果】高齢者等の健康増進に繋がる。 ※基金積立による事業実施を含む。	市
		三島航路乗船カード交付事業 【事業内容】75歳以上の三島航路利用料をワンコイン100円にする。 【事業の必要性】若者の都市部流出等による高齢化率の増加に対応した、高齢者の閉じこもり防止等のための外出支援が必要である。 【見込まれる事業効果】在宅高齢者等の外出支援及び健康増進に繋がる。 ※基金積立による事業実施を含む。	市
		敬老事業補助金 【事業内容】長寿を祝い各地域で開催される敬老行事主催者に対し、70歳以上の高齢者一人につき1,000円を限度とする補助金を支給する。 【事業の必要性】市民の敬老意識の高揚を図る。 【見込まれる事業効果】地域の活性化や地域づくりに繋がる。 ※基金積立による事業実施を含む。	団体

持続的発展 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業 主体
6 子育て 環境の確 保、高齢者 等の保健及 び福祉の向 上及び増進	(8)過疎 地域持 続的発 展特別 事業	介護人材確保対策事業 【事業内容】介護福祉士養成校開設者および養成校の生徒に対し、補助金を交付する。 【事業の必要性】介護福祉士の人材確保のため 【見込まれる事業効果】介護福祉士の人材確保や若者の島外流出の防止、島外からの人口流入。 ※基金積立による事業実施を含む。	市
		吉岐市地域包括ケア人材確保支援事業 【事業内容】吉岐市が指定する資格を取得し、卒業後吉岐市に居住し就労した場合において、奨学金の返還金額及び家賃等の一部について補助金を交付する。 【事業の必要性】医療及び福祉に係る人材確保のため 【見込まれる事業効果】医療及び福祉に係る人材確保と若者の島外流出の防止、島外からの人口流入。 ※基金積立による事業実施を含む。	市

(4) 公共施設等総合管理計画等との整合

吉岐市公共施設等総合管理計画において、施設類型ごとに定めている数量、品質、コストに関する基本方針に基づき、整合性を図りながら、過疎対策に必要となる事業を適切に実施する。

尚、今後公共施設等総合管理計画の改訂を行った場合は、改訂後の方針に沿うものとする。

8 医療の確保

(1) 現況と問題点

本市には、中核となる長崎県吉岐病院を含め、病院5施設、診療所12施設、歯科診療所9施設、計26施設の医療機関があり、地域医療体制は、長崎県吉岐病院を中心に構築されているが、市外への患者の流出が続いている。住民の医療ニーズは今後とも増大することが予測されるため、保健・医療・福祉との密接な連携のもと、国が進める地域医療構想に基づいた各医療機関の役割分担の明確化、連携体制の強化を図って、包括的な地域医療体制の確立を目指す必要がある。

また、長崎県吉岐病院を中核に、乳幼児から高齢者、急性期から慢性期までの切れ目のない地域医療体制の構築と持続可能で質の高い医療サービスを提供するための医療人材の育成・確保が必要である。

新たな感染症の現状と課題としては、新型コロナウイルス感染症の感染拡大が続き、家庭生活、社会生活に大きな影響を及ぼしている。離島という地理的なものや医療体制の面からも、予防対策が重要である。

（２）その対策

- 長崎県病院企業団と連携し「長崎県壱岐病院」を中核とした高度医療体制の確立に努める。
- きめ細かい医療提供体制の充実のため行政と各医療機関の連携を図り、乳幼児から高齢者、急性期から慢性期までの切れ目のない地域医療体制の確立に努める。
- 医療・保健・福祉・介護の連携による在宅医療・介護の環境づくりを推進し、医療と介護の迅速な情報共有を推進するため「あじさいネット」の普及促進に取り組む。
- 県などの関係機関と連携し、持続可能な地域医療を担う看護師などの医療人材の確保・育成を強化する。
- 新たな感染症対策としては、感染症危機管理対策本部の方針にもとづき、感染予防についての市民への啓発や情報提供に努める。
- 新型コロナウイルス感染症対策の大きな要として期待されているワクチン接種を、壱岐医師会と協議しながら、円滑に進める。

（３）公共施設等総合管理計画等との整合

壱岐市公共施設等総合管理計画において、施設類型ごとに定めている数量、品質、コストに関する基本方針に基づき、整合性を図りながら、過疎対策に必要となる事業を適切に実施する。

尚、今後公共施設等総合管理計画の改訂を行った場合は、改訂後の方針に沿うものとする。

9 教育の振興

(1) 現況と問題点

(ア) 学校教育

本市には、令和3年5月1日現在、小学校18校、中学校4校の計22校の小中学校があり、児童生徒が2,136名在籍しているが、近年の過疎化・少子化により年々減少している。

今日の学校教育においては、幅広い知識と教養を身につけ、真理を求める態度を養い、豊かな情操と道徳心を培うとともに、健やかな身体を養うことが求められている。また、本市の課題である人口減少や少子高齢化の進行を抑制するため、学校と地域が連携し、郷土や伝統文化、豊かな自然環境等に関する学習を充実させるなど、将来のＵターンや定住につながるふるさと教育の推進が必要である。合わせて、これからの情報化、国際化、環境問題など新しい時代に対応できる力を養う教育も必要となっている。

その一つとして、令和3年度から、国が進めるGIGAスクール構想により児童生徒一人一台のタブレット端末を整備し、ICT教育の更なる推進を行っている。今後は、授業における端末の有効活用を図る必要があることから、ソフトの充実や指導者の技術向上等も必要である。

施設面では、安全・安心な教育環境が整った学校づくりを目指すため、老朽化した校舎の改修や修繕を計画的に進めている。

幼稚園教育については、少子化により入園希望者が減少し、定員の3割程度に留まっていることから、幼稚園の効率的な運営及び幼稚園教育の充実を図るため、統合を含めた規模の適正化を行う必要がある。併せて、子ども子育て支援法改正に伴い幼稚園の認定こども園への移行についても担当部署とも連携を強め認定こども園への移行整備を検討する。

また、いじめ・不登校に加え、青少年の凶悪犯罪が後を絶たない昨今、親や教師、地域の人達で子どもを見守り、相互の信頼関係を築いていくことが重要である。

(イ) 社会教育

学びあう心を育てる生涯学習の推進を基盤に活力ある人づくりと潤いある環境づくりのため、公民館教室を開設している。夏休みを利用して親子で参加できる教室や地区公民館を主体とした教室、市民提案型の教室に取り組んでいる。

青少年の健全育成活動は、地区青少年健全育成協議会や関係機関、学校・地域が協力して様々な活動が展開されている。非行事案もなく経過しているが、今後も注意深く子どもたちを見守る必要がある。

また、集会施設等の老朽化により、施設の統廃合など計画的な実施が必要である。

地域コミュニティが崩壊しつつある現在、団体活動は地域づくりに欠かすことのできない

ものであることを再認識する必要がある、併せて自己実現のため、共に生き、共に学ぶ生涯学習に取り組む意欲を喚起する施策を推進しなければならない。

（ウ）社会体育

生涯スポーツの推進では、各種団体の主催によるスポーツ大会のほとんどが延期、中止となっている。新型コロナウイルス感染症の影響による本市のスポーツ活動は非常に厳しい状況であり、コロナ禍における人の移動や接触を控えざるを得ない状況下でスポーツ活動をどう存続させ、どのように進展させていくかが課題である。

また、今後は競技スポーツの強化を図るとともに、生涯スポーツの観点から、幼児から高齢者までが楽しめる総合型地域スポーツクラブの振興に努めなければならない。

（２）その対策

（ア）学校教育

○安全・安心な学校づくりのための教育施設の老朽改修整備を図る。

○OGIGAスクール構想によるICT教育の推進等、新しい教育内容に対応した教育環境の整備に努める。

○基礎・基本を重視した教育を進め、主体的・対話的で深い学びの視点で、アクティブに学ぶ意欲や習慣を身につける教育の実践と、「生きる力」を身に付ける教育を推進する。

○新しい時代に求められる教育の実施に努めるとともに、ボランティア体験など福祉教育を推進する。

○学校、家庭はもとより地域住民や各団体との協力関係をより強化し、児童・生徒と家族や地域社会とのふれあい、絆を深めるとともに、地域全体で児童・生徒を育成する環境づくりを進める。（ふるさと教育）

○教育の振興・充実及び学校・地域の活性化を図るため、離島留学制度を推進する。

○幼稚園の効率的な運営及び幼稚園教育の充実を図るため、統合を含めた規模の適正化を進める。

また、認定こども園への移行等検討するとともに、担当部署との連携体制整備を図る。

（イ）社会教育

○市民がそれぞれの生き方に応じて、自己の能力の向上や自己実現を図るとともに、自らが住む地域への関心を高め、まちづくりを進めることができるよう社会教育の充実を進める。

○余暇と生きがいの充実を図るため、成人者を対象とした各種活動や市民が気軽に学べる場の提供や施設の充実を図る。

○集会施設等の老朽化により、施設の計画的に施設の統廃合を図る。

○家庭・学校・地域社会が一体となって青少年の健全育成を推進するとともに、青少年育成団体の活動強化、社会教育関係団体との連携を図る。

○今日の情報化や国際化といった時代の流れに対応できる専門的な知識をもった人材の育成に取り組む。

(ウ) 社会体育

○市民の健康増進、スポーツ振興を図るため環境整備に取り組む。

○スポーツ大会の誘致について、新型コロナウイルス感染症拡大防止に努めながら、公式競技が行える施設の統廃合を視野に入れ、整備を進めるとともに、生涯スポーツを実践していくためスポーツ団体・指導者の育成等を行い、誰でも楽しめる市民スポーツづくりや総合型地域スポーツクラブの育成を進めていく。

(3) 事業計画（令和3年度～7年度）

持続的発展 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業 主体
8 教育の 振興	(1) 学校 教育関 連施設	校舎 筒城小学校校舎外壁及び屋上防水改修工事	市
		小中学校校舎改修事業	市
		田河小学校多目的トイレ設置工事	市
		石田中学校パソコン室等空調設備改修事業	市
	屋内運 動場	田河小学校屋内運動場外壁及び屋根防水改修等工事	市
		芦辺中学校屋内運動場外壁及び屋根防水改修等工事	市
		小中学校屋内運動場改修工事	市
	屋外運 動場	瀬戸小学校グラウンド改修工事	市
		志原小学校バックネット改修工事	市
		郷ノ浦中学校バックネット改修工事	市
	(2) 幼稚園	幼稚園改修工事	市

持続的発展 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業 主体
	(3)集会 施設、体 育施設 等	集会施設	市
		市	市
		市	市
		市	市
		市	市
	(4)過疎 地域持 続的発 展特別 事業	義務教 育	市
		市	市
		市	市
		市	市
		市	市
	高等学校	市	団体
	生涯学 習・ス ポーツ	市	団体
		市	個人
	その他	市	市

(4) 公共施設等総合管理計画等との整合

市公共施設等総合管理計画において、施設類型ごとに定めている数量、品質、コストに関する基本方針に基づき、整合性を図りながら、過疎対策に必要となる事業を適切に実施する。

尚、今後公共施設等総合管理計画の改訂を行った場合は、改訂後の方針に沿うものとする。

10 集落の整備

(1) 現況と問題点

本市の集落状況は、主に港の周辺に人口が集中する過密型漁村地域とその他の地域に集落が散在するという散在型農村地域の複合的地域構造にある。そのため道路については、漁村地域は密集地の中を、また農村地域は点在する集落を結ぶ網目状に発達している。地形的にも市内を短時間で移動できることから、集落間の交流も行われている。

近年、人口減少や少子高齢化が進む一方、ライフスタイルや価値観の多様化など、社会状況は大きく変化し、地域が抱える課題も複雑、多様化しており、防災・防犯をはじめ、地域住民が連帯してお互いに助け合うことの重要性がますます高まっている。このような中で、市民一人ひとりが誇りをもって安心して幸せに暮らしていくためには、市民自らが「自分たちのまち自分たちで創る」という意識を持ち、市民がまちづくりへ積極的に参画することが必要になる。また、地域を支える様々なコミュニティ組織と行政が共通の目的に向かって、情報の共有を図り、お互いの立場や意見を尊重しながら、それぞれの役割と責任を明確にし、課題解決に向けて連携・協力してまちづくりに取り組む必要がある。

農山漁村においても、農林水産業の就業者の減少と高齢化が進む中、「産業の担い手（認定農業者、認定漁業者、新規就業者、集落営農組織など）」の確保により、集落の維持・活性化を図る必要がある。

(2) その対策

○ 壱岐市自治基本条例に基づき、地域住民の福祉の増進、連携の強化及び市とまちづくり協議会との協働によるまちづくりを推進することを目的とした「壱岐市まちづくり協議会設置条例」が平成31年4月1日に施行した。

このような中、地域課題解決に向けて、自治公民館や消防団、NPO など地域コミュニティ組織が一同に会して情報や課題を共有し、連携して活動を行う「まちづくり協議会」の設立をすべての小学校区で推進していく。

○ 地域の魅力あるまちづくりを実現するために、人（地域担当職員や集落支援員の配置）、場所（既存公共施設の有効活用）、資金（まちづくり交付金）の3つの視点から、まちづくり協議会の活動を支援する。

○ 農林業の生産性向上等により産地の維持・拡大を実現する「産地対策」と、多様な担い手が活躍し、支えあう持続可能な集落を実現する「集落対策」を“車の両輪”とし、認定農業者、農業法人及び集落営農組織、新規就農者や女性農業者など、あらゆる担い手の取組への支援を行い、農林業を通じた地域の雇用と所得の確保を図る。

○ 漁業就業支援フェア等に積極的に参加し就業希望者を確保する。また、漁業体験・研修を

実施し、島外からの UI ターン者の受け入れ態勢の充実を図るとともに、漁業後継者等で就業定着の意欲と能力があると認められた者の、技術研修期間中の生活費や漁業資材購入費等に対し支援を行い、新規漁業就業者の確保を図る。

(3) 事業計画（令和3年度～7年度）

持続的発展 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業 主体
9 集落の 整備	(1)過疎地域集落 再編整備	過疎地域集落再編整備事業 空き家改修	市
	(2)過疎 地域持 続的発 展特別 事業	SDGs 推進事業 【事業内容】小学生－海洋教育、中学生－住みつけたいまちづくり運動、高校－イノベーション教育、大人－SDGs 対話会 【事業の必要性】地球温暖化やコロナ禍など先の見えない社会情勢の中、地域を維持するためには、自ら考え、主体性をもって行動する市民の育成が必要不可欠である。 【見込まれる事業効果】本事業を通して、子どもから大人まで切れ目なく、SDGs 教育を実施することにより、地域に対する誇りや愛着を醸成するとともに、壱岐の輝かしい未来を創造し、市の持続的な地域発展の実現に繋がる。 ※基金積立による事業実施を含む。	市
		まちづくり協議会運営事業 【事業内容】市内18小学校区を単位として、公民館、PTA、NPOなど地域内にある既存の組織が互いに理解を深め、協力できる仕組みを作り、地域による地域振興事業等の実施を促す。体制整備及び事業実施に対する補助。 【事業の必要性】人口減少や高齢化が進み、地域コミュニティの停滞、個人の価値観ライフスタイルの多様化に伴う住民のコミュニティの意識の希薄化が懸念される。今後、市民が主体となるまちづくりの推進が必要である。 【見込まれる事業効果】地域課題の解決や地域住民の交流の促進、福祉及び生活環境の向上、安全な生活の確保等が図られる。 ※基金積立による事業実施を含む。	地元
		コミュニティ施設改修費補助金 【事業内容】自治公民館が行うコミュニティ施設のバリアフリー化並びに耐久性向上に要する経費に対する補助。 【事業の必要性】自治公民館員の高齢化等に伴うコミュニティ施設のバリアフリー化や施設の老朽化等による耐久性の向上及び安全性の確保が必要である。 【見込まれる事業効果】高齢者・障がい者等の利便性向上が図られ、地域コミュニティの活性化につながる。 ※基金積立による事業実施を含む。	地元

(4) 公共施設等総合管理計画等との整合

壱岐市公共施設等総合管理計画において、施設類型ごとに定めている数量、品質、コストに関する基本方針に基づき、整合性を図りながら、過疎対策に必要となる事業を適切に実施する。

尚、今後公共施設等総合管理計画の改訂を行った場合は、改訂後の方針に沿うものとする。

1 1 地域文化の振興等

(1) 現況と問題点

本市は、東アジア地域と日本列島を結ぶ動線上に位置することから古代より大陸との深い関わりがあり、歴史的にも重要な意味を持つ交流拠点として現在に至っている。

このような特性から本市には、「日本遺産『国境の島 壱岐・対馬・五島～古代からの架け橋～』」の構成文化財である国指定特別史跡の「原の辻遺跡」、国指定史跡の「壱岐古墳群」、「勝本城跡」をはじめとする数多くの歴史的文化遺産が存在している。それらを保存・公開し、考古学の研究や観光振興と交流促進の拠点として活用するため、その保存整備が求められている。令和3年7月16日、日本遺産の重点支援地域に指定され、更なる文化財の保護及び日本遺産を活用した誘客推進が求められる。

芸術・文化活動については、文化ホールなどの施設を活用し、文化協会をはじめサークル・団体等が地域に根ざした特色ある活動を行ってきている。地域の伝統的文化については国指定重要無形民俗文化財の「壱岐神楽」や「郷ノ浦祇園山笠」などの保存会を中心に受け継がれ、地域づくりに大きな役割を果たしてきているが、伝承していく後継者の不足が顕在化している。地域への愛着や誇りを持ち、豊かで魅力あるまちづくりを推進するためにも「壱岐ならではの」文化を次世代に伝えていくことが重要であり、優れた芸術・文化・芸能に触れる機会や活動の場を増やし、個性的な文化環境を創出することが必要である。また、文化ホールは経年による老朽が目立ち、音響設備等の改修が必要であるが、事業費が多額となるため、その他の文化施設整備も含めた計画的な整備が必要である。

(2) その対策

○文化遺産の適正な保存及び保護に努め、市民共通の財産として未来に継承するため啓発活動に取り組む。

○歴史的文化遺産である原の辻遺跡を復元整備した「原の辻一支国王都復元公園」を体験型の教育や観光の拠点施設として活用する。

○芸術・文化団体等の活動と交流の場を提供し、芸術・文化に触れる機会を創出し、心豊かな人が育つまちづくりを進める。

○文化施設の計画的な整備を実施し、施設の安全確保及び有効利用を図る。

○一支国博物館を核とする文化施設・設備の充実と積極的な活用促進を図り、観光振興に繋げる。

○第一号に認定された「日本遺産『国境の島 壱岐・対馬・五島～古代からの架け橋～』」(重

点支援地域）を観光資源等として活用することにより、雇用の確保や人的交流の発展に繋げる。

（３）事業計画（令和３年度～７年度）

持続的発展 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業 主体	
10 地域文化の振興等	(1)地域文化振興施設等	その他 重要文化財保存処理事業	原の辻遺跡、双六古墳、笹塚古墳出土品	市
		国指定史跡保存整備事業	原の辻遺跡、勝本城跡、沓岐古墳群	市
		指定、登録文化財等修繕	資料、説明版等修繕	市
		指定文化財保存整備費等補助金		地元
		市内遺跡発掘調査		市
		沓岐島内出土品等再整理事業		市
		文化財展示施設再編事業	小金丸記念館、松永記念館等	市
		沓岐遺産総合活用事業	文化財保存活用地域計画策定	市
	(2)過疎地域持続的発展特別事業	地域文化振興	優秀芸術招聘事業 【事業概要】沓岐市文化団体協議会主催による国内外の優秀な芸術家や芸術団体を招聘する事業に補助金を交付することにより、優れた芸術・文化を鑑賞する機会を市民に提供する。 【事業の必要性】離島である地理的不利条件のため、他地域との交流が少なく、交流機会の増進に向けた取り組みが必要である。 【見込まれる事業効果】地域の文化向上や、芸術・文化の香り豊かな人・地域を育むことで交流人口の増大を図る。事業の効果は地域の様々な世代に影響を及ぼしていき、ひいては次世代にも引き継がれていく。 ※基金積立による事業実施を含む。	団体

（４）公共施設等総合管理計画等との整合

沓岐市公共施設等総合管理計画において、施設類型ごとに定めている数量、品質、コストに関する基本方針に基づき、整合性を図りながら、過疎対策に必要となる事業を適切に実施する。

尚、今後公共施設等総合管理計画の改訂を行った場合は、改訂後の方針に沿うものとする。

1 2 再生可能エネルギーの利用の促進

(1) 現況と問題点

本市では、平成21年に岐阜市地球温暖化対策実行計画を策定し、主に公共部門でのCO₂排出抑制に努めてきた。また、地球温暖化防止対策協議会を設置し、省エネやCO₂排出抑制についての市民への啓発活動も行ってきた。しかし、地球温暖化は、ますます深刻さを増しており、世界規模での対応が必要となっている。本市としても、近年の危機的ともいえる状況に鑑み、令和元年9月に国内自治体で初となる「気候非常事態宣言」を発出し、地域の脱炭素化のための再生可能エネルギーの導入拡大、利用促進について強い決意を示している。

本市においては、第三セクターにより風力発電事業を実施しており、民間事業者の大規模太陽光発電施設が整備されるなど、再生可能エネルギー導入の取組はあるものの、本土との系統連系がない現状においては、風力や太陽光など変動の大きい再生可能エネルギーの導入拡大について困難な状況が続いている。

一方で、東日本大震災以降、再生可能エネルギーの活用拡大は、国のエネルギー施策においても非常に重要な位置を占めており、令和2年10月に国としての2050年カーボンニュートラルが宣言されたことを契機に、再生可能エネルギーの主力電源化に向けた動きが本格化しているところである。

本市でも、本土との系統連系がない状況下で、より一層の再生可能エネルギー導入拡大の推進を図る必要がある。

さらに、再生可能エネルギーの活用促進を図ることで、脱炭素社会の実現はもとより、本市における新たな産業の創出や、雇用の場の確保など、地域振興にもつながる事業展開を目指すことも必要となる。

(2) その対策

○本土との系統連系がない状況下において、太陽光発電や風力発電といった不安定な再生可能エネルギーを、蓄電池や水素化による貯蔵などエネルギーを蓄える技術と組み合わせることにより安定的に利活用するための実証事業等に取り組む。

○洋上風力などの再生可能エネルギーとして活用可能な地域資源等について、実現可能性の調査研究に取り組むとともに、周辺環境への影響等も配慮して、地産地消型の再生可能エネルギーの活用促進を図る。

○再生可能エネルギーの導入拡大及び活用促進に向けて、市民の理解を得るため、地球温暖化による危機的な状況や再生可能エネルギーの必要性についての啓発活動を積極的に行い、再生可能エネルギーの活用促進に向けた地域の合意形成に努める。

○再生可能エネルギーの導入のメリットを市民が享受し実感できるような社会を実現するために、行政をはじめ様々なステークホルダーが参画する地域新電力事業の体制整備を図る。

○各庁舎や小中学校校舎等に太陽光発電システム等を導入し、CO2 排出抑制に取り組む。

(3) 事業計画（令和3年度～7年度）

持続的発展 施策区分	事業名 (施設名)		事業内容	事業 主体
11 再生可 能エネル ギーの利用 の推進	(1)再生可能エネ ルギー利用施設		公共施設太陽光発電システム導入事業 (PPAモデル)	市役所各庁舎ほか 市
			各小中学校太陽光発電システム導入事業 (PPAモデル)	市内各小中学校 市
	(2)過疎 地域持 続的発 展特別 事業	再生可 能エネ ルギー 利用	洋上風力発電導入可能性検討事業 【事業概要】本市周辺海域での洋上風力発電の導入に関する実現可能性検討並びに先行利 用者・市民等との合意形成を図る。 【事業の必要性】本市の脱炭素実現のために必要な洋上風力発電の円滑な導入に向けて、 本市の基幹産業でもある漁業を担う先行利用者や地域住民等との合意形成は大前提である。 【見込まれる事業効果】漁業や地域との共生が可能な洋上風力発電の導入実現により、本 市の脱炭素実現に加え、地域経済にも様々な波及効果が見込まれる。 ※基金積立による事業実施を含む。	市
			地域再エネ事業実施・運営体制構築事業 【事業概要】地域新電力事業化に向けた体制を整備し、事業体を設立する。 【事業の必要性】地域再エネの地産地消とそこで得られた収益を地域再エネ電源の開発等 に還元することによって、地域の脱炭素化と地域活性化に貢献し、地域エネルギー収支の 改善する。 【見込まれる事業効果】再エネの導入拡大や安定的な供給を図るとともに、エネルギー収 支の域内循環により地域経済の活性化につながる。 ※基金積立による事業実施を含む。	第三セ クター

(4) 公共施設等総合管理計画等との整合

壱岐市公共施設等総合管理計画において、施設類型ごとに定めている数量、品質、コストに関する基本方針に基づき、整合性を図りながら、過疎対策に必要となる事業を適切に実施する。

尚、今後公共施設等総合管理計画の改訂を行った場合は、改訂後の方針に沿うものとする。

事業計画（令和3年度～7年度）過疎地域持続的発展特別事業分【再掲】

持続的発展 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業 主体	備考 (事業効果が将来持続的に及ぶ説明等)
1 移住・ 定住・地域 間交流の促 進、人材育 成	(4)過疎 地域持 続的発 展特別 事業	移住・ 定住		
		ふるさと就職支援事業 【事業内容】若者等の地元就職及び定着を促進するため、事業主が若者等を雇い入れた場合の人材育成費用及び、市内企業の雇用の促進を図るため、市内における就職者に対し就職奨励金を交付する。 【事業の必要性】若者等の地元定着を促進する必要がある。 【見込まれる事業効果】雇用人材の確保やU・Iターン者の創出により地域社会の維持に寄与する。 ※基金積立による事業実施を含む。	民間	人口減少に歯止めをかけ、地域活性化に資するものであり、事業効果は将来に持続的に及ぶものである。
		移住・定住促進プロジェクト 【事業内容】移住希望者の相談体制をはじめ、住居環境の整備、経済支援等により、移住希望者のニーズに沿う魅力ある島づくりを目指す。併せて、都市圏に向けた情報発信を強化する。 【事業の必要性】人口が年々減少し高齢化が急速に進んでいる中で、地域の活力を維持向上させるため、移住定住を促進する施策が必要である。 【見込まれる事業効果】移住定住の促進により、人口減少抑制及び地域活性化に繋がる。 ※基金積立による事業実施を含む。	市	人口減少に歯止めをかけ、地域活性化に資するものであり、事業効果は将来に持続的に及ぶものである。
		杵岐市結婚支援事業 【事業内容】婚活イベントの実施、結婚新生活に対する経済支援等により、若者の結婚を奨励する。また、成婚奨励事業により市民全体で若年層の結婚を後押しする機運を醸成する。 【事業の必要性】少子高齢化が急速に進む中、地域の活力を維持向上させるため、嫁不足の解消及び若者の定住を促進する施策が必要である。 【見込まれる事業効果】若者の定住を促進し、少子化対策にも繋がる。 ※基金積立による事業実施を含む。	市	未婚化及び晩婚化に歯止めをかけ、人口増加や地域活性化に資するものであり、事業効果は将来に持続的に及ぶものである。
2 産業の 振興	(10)過 疎地域 持続的 発展特 別事業	第1次 産業		
		地域肉用牛緊急増頭対策事業 【目的】繁殖雌牛の増頭を図る。 【事業内容】杵岐市農業振興対策事業費補助金（定額8万円/頭） 【事業の必要性】家畜市場で購入・導入および自家保留により増頭される繁殖雌牛の導入経費を支援する。 【見込まれる事業効果】繁殖雌牛の頭数が確保され、杵岐市場へ安定的に子牛が供給される。 ※基金積立による事業実施を含む。	農協	1戸当りの飼養頭数は増頭傾向にあり、増頭を希望する農家は増えつつあるものの、子牛の高値傾向のため導入に多額の費用が必要のため規模拡大が困難なケースも見られる。産地間競争に耐えうる子牛生産地を維持するために、増頭対策を行うことにより繁殖牛の減少に歯止めをかける。
		肉用生活性化プロジェクト推進事業 【目的】肥育牛の増頭対策を支援する。補助金額：5千円（1万円以内）/頭 【事業内容】杵岐家畜市場での購入子牛および自家産子牛の肥育素牛導入経費に対し助成する。 【事業の必要性】全国的な繁殖雌牛の減少により子牛（肥育素牛）の価格が高騰しており肥育経営を圧迫していることから、このままでは、肥育農家の経営基盤が弱体化し、地域団体商標登録である『杵岐牛』の出荷が減少の一途をたどることとなる。 【見込まれる事業効果】肥育農家の経営安定により、杵岐牛ブランドの維持が図られる。 ※基金積立による事業実施を含む。	地元 (農家)	杵岐市場での肥育素牛導入に対して定額補助を行うことで杵岐牛の生産基盤の強化を図り、畜産業の維持・発展が図られる。

持続的発展 施策区分	事業名 (施設名)		事業内容	事業 主体	備考 (事業効果が将来持続的に及び説明等)
2 産業の 振興	(10) 過 疎地域 持続的 発展特 別事業	第1次 産業	環境保全型農業直接支払交付金事業 【目的】農業分野でも地球温暖化防止や生物多様性保全に貢献するため、環境保全に効果が高い営農活動を支援する。 【事業内容】化学肥料・化学合成農薬を5割以上低減する取組とあわせて行う環境保全効果の高い営農活動に対して支援を行う。 ・有機農業 12,000円/10a ・IPM (総合的病害虫・雑草管理) 8,000円/10a 等 【事業の必要性】環境保全型農業を広く普及・推進していくにあたり、農業者の負担軽減を図るため、支援を行う必要がある。 【見込まれる事業効果】環境にやさしい農業の実践により消費者ニーズの拡大、ブランド価値向上、環境保全に効果がある営農活動に対しての支援によって、農業者の負担が軽減されることにより産地の維持が図られる。 ※基金積立による事業実施を含む。	農協・ 地元	環境にやさしい農業の実践により消費者ニーズの拡大、ブランド価値向上、環境保全に効果がある営農活動に対しての支援によって、農業者の負担が軽減されることにより産地の維持・発展が図られる。
			長崎県家畜導入事業 【目的】繁殖雌牛の維持・増頭を図る。 【事業内容】繁殖牛導入実績により補助金を交付(市:1頭当たり10万円、5万円) 【事業の必要性】家畜導入に対し補助することで、繁殖牛の維持・増頭を図る。 【見込まれる事業効果】繁殖雌牛の頭数が確保され、杵岐市場へ安定的に子牛が供給される。 ※基金積立による事業実施を含む。	農協	優良な繁殖雌牛群への更新を図り市場性の高い子牛を生産するとともに、一定規模の年間販売頭数を確保することによって市場性を有利にしていけることによって、子牛産地としての継続的な維持・発展が図られる。
			ながさき水田農業生産強化支援事業(ソフト分) 【目的】米・麦・大豆の生産拡大やスマート農業技術等の導入による水田農業の所得最大化を図ることを目的とする。 【事業内容】JA・生産部会・集落営農組織等が策定する「水田経営計画」策定のために必要な取組を支援する。 ・無人ヘリオペレーター等研修、栽培技術マニュアル作成、研修会開催等への支援 【事業の必要性】水田農業所得向上のため、水稻の高温耐性品種作付拡大や麦・大豆の生産性向上など産地強化が必要である。 【見込まれる事業効果】水田経営計画に基づき、栽培技術の向上や効率的な防除体制・作付栽培体制の整備が図られる。 ※基金積立による事業実施を含む。	地元	水田経営計画に基づき、栽培技術の向上や効率的な防除体制・作付栽培体制の整備が図られることによって、産地の維持・発展が図られる。
			杵岐市新規就農者支援事業 【目的】担い手の育成・確保を図る。 【事業内容】就農計画の認定を受けた農家子弟である後継や及び新規就農予定者に対し、最大60万円を交付する。 【事業の必要性】農業の担い手を確保するため、経営が不安定な就農直後に資金を交付し、担い手の定着を図る必要がある。 【見込まれる事業効果】担い手を確保することにより、地域の農業が守られるとともに農地保全につながる。 ※基金積立による事業実施を含む。	地元 (農家)	担い手を確保することにより、地域の農業が守られるとともに農地保全につながる。
			農業次世代人材投資事業 【目的】新規就農者の就農意欲の喚起と就農後の定着を図る。 【事業内容】新規就農・経営継承総合支援事業 【事業の必要性】経営が不安定な就農直後(5年以内)の所得を確保する資金を交付する。 【見込まれる事業効果】新規就農者が定着することにより、農業の活性化が図ることができ、更には農地保全につながる。 ※基金積立による事業実施を含む。	地元 (農家)	新規就農者が定着することにより、農業の活性化が図ることができ、更には農地保全につながる。
			農地流動化奨励事業 【目的】遊休農地及び耕作放棄地の解消を図る。 【事業内容】耕作放棄地解消及び農地の集団化を図るため、農地の利用権設定を行った賃貸人及び賃借人に補助金を交付する。 【事業の必要性】農業所得の低下、農業経営者の高齢化及び後継者不足による耕作放棄地の増加に対する対策が必要である。 【見込まれる事業効果】継続的な農地貸借により、農業の経営強化を図るとともに、集積による農業経営の効率化及び農地の有効利用、さらには、遊休農地及び耕作放棄地の解消も図られる。 ※基金積立による事業実施を含む。	市	継続的な農地貸借により、農業の経営強化を図るとともに、集積による農業経営の効率化及び農地の有効利用、さらには、遊休農地及び耕作放棄地の解消も図られるため、一過性である事業に要する経費ではない。

持続的発展 施策区分	事業名 (施設名)		事業内容	事業 主体	備考 (事業効果が将来持続的に及ぶ説明等)
2 産業の 振興	(10)過 疎地域 持続的 発展特 別事業	第1次 産業	離島輸送コスト支援事業 【目的】生産者の生産意欲の向上を図る。 【事業内容】農畜産物の海上輸送費支援 【事業の必要性】輸送費の支援による出荷コストの低減分を行い、より安全で高品質な生産拡大へと繋げる。 【見込まれる事業効果】輸送費が低減化されることにより、農家所得が向上され、経営基盤の強化や生産規模の拡大につながる。 ※基金積立による事業実施を含む。	農協・ 地元	輸送費が低減化されることにより農家所得が向上され、経営基盤の強化や生産規模の拡大につながる。
			認定農業者協議会活動支援事業 【目的】農業の担い手の確保育成による農業活性化を図る。 【事業内容】認定農業者協議会の新規担い手（認定農業者）の掘り起こし活動、先進地農業研修、各種研修会への参加及び関係機関との意見交換会等の活動に対し補助する。 【事業の必要性】農業の後継者不足に対する対策が必要である。 【見込まれる事業効果】地域農業の担い手が確保されることにより、農産物の産地の維持・発展が図られるとともに、農業活動により農地保全が図られる。 ※基金積立による事業実施を含む。	地元	地域農業の担い手が確保されることにより、農産物の産地の維持・発展が図られるとともに、農業活動により農地保全が図られる。
			実行組合長事業促進費 【事業内容】農事連絡謝礼金として各実行組合長に報償費（平等割+戸数割）を支払う。 【事業の必要性】実行組合長の事業推進 【見込まれる事業効果】謝礼金の支出により、農事連絡の円滑な実施が見込まれ適正かつ継続的な事業実施（転作確認）が図られる。 ※基金積立による事業実施を含む。	市	謝礼金の支出により、農事連絡の円滑な実施が見込まれ適正かつ継続的な事業実施（転作確認）が図られる。
			森林病虫害等防除事業 【目的】松くい虫防除 【事業内容】森林病虫害等防除事業費補助金 補助率 100% 【事業の必要性】松くい虫防除を目的に「特別防除（空中散布）、地上散布」を実施する。また、薬剤の樹幹注入（市単独事業）による松くい虫被害の予防を実施する。 【見込まれる事業効果】松くい虫防除を適期に実施することにより松枯れを防止し、飛砂防備、潮害防備等の国土保全に資する。 ※基金積立による事業実施を含む。	市	松くい虫防除を適期に実施することにより松枯れを防止し、飛砂防備、潮害防備等の国土保全に資する。
			森林保全造林事業 【目的】松林の緊急保護により森林の有する公益的機能の回復を図る。 【事業内容】造林事業費補助金 補助率 70% 【事業の必要性】造林事業を推進し健全な森林資源の造成を行い水源かん養機能、山地災害防止機能の維持増進を図る。 【見込まれる事業効果】森林保全造林事業の実施により、流域の保全を図る水源かん養、土砂流出防備、土砂崩壊防備等、多面的機能の増進が期待できる。 ※基金積立による事業実施を含む。	市	森林保全造林事業の実施により、流域の保全を図る水源かん養、土砂流出防備、土砂崩壊防備等、多面的機能の増進が期待できる。
			舌岐地域栽培漁業推進協議会負担金 【事業内容】舌岐地域栽培漁業推進協議会が実施する事業費の1/2を市が負担し、舌岐市・漁協・漁業者が一体となり、沿岸海域の水産資源の維持増大を図るため、アワビ・アカウニ・ヒラメ・クエ・アオナマコ等の種苗を購入し、沿岸海域へ放流する。 【事業の必要性】沿岸漁業振興のためには、沿岸海域の水産資源の維持増大を図り、漁業生産の向上と漁家経営の安定を図るためには継続して実施する必要があると考えられる。 【見込まれる事業効果】舌岐地域栽培漁業推進協議会が実施する種苗放流事業等により、沿岸海域の水産資源の維持増大が図られ、漁業生産の向上と漁家経営の安定に繋がる。 ※基金積立による事業実施を含む。	地元	沿岸海域水産資源の維持増大及び漁業生産の向上と持続的な漁家経営の安定のためには、計画的・継続的な種苗放流を行う必要がある。

持続的発展 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業 主体	備考 (事業効果が将来持続的に及ぶ説明等)
2 産業の 振興	(10)過 疎地域 持続的 発展特 別事業	第1次 産業		
		漁業就業者確保育成総合事業 【事業内容】漁業就業者確保のため、漁業体験研修や新規就業者に対する技術習得支援、生活支援等を実施する。 【事業の必要性】基幹産業である漁業は、後継者不足による就業者の減少や高齢化が進み、持続的な漁業生産と漁村活力の維持を図るためには新規就業者の確保が重要であり、その対策が必要である。 【見込まれる事業効果】漁業新規就業者の定着を促進し、漁村活力の向上が図られる。 ※基金積立による事業実施を含む。	市・ 漁協・ 漁業者	持続的な漁業生産と漁村活力の維持を図るためには新規就業者の確保が重要である。
		離島輸送コスト支援事業 【事業内容】水産物の海上輸送費支援 【事業の必要性】輸送費の支援による出荷コストの低減分を行い、より安全で高品質な生産拡大へと繋げる。 【見込まれる事業効果】生産者の生産意欲向上が図られる。 ※基金積立による事業実施を含む。	漁協・ 地元	出荷コストを低減することで、漁業者の生産意欲の拡大が図られ、漁村活力の維持・持続的な漁家経営に繋げられる。
		漁場監視活動事業 【事業内容】漁協自警船による漁場監視活動の人件費等に 対し補助する。 【事業の必要性】対馬海峡に面する壱岐市近海は、好漁場として古くから一本釣り漁業が盛んに行われているが、まき網・底びき網等の違反操業から漁場を守る必要がある。 【見込まれる事業効果】漁場保全による漁業活性化が図られる。 ※基金積立による事業実施を含む。	漁協	密漁・違反操業を防ぐことで、資源管理に取り組み漁業者の持続的で安定した漁獲量の確保に繋げられる。
		水産資源調査事業 【事業内容】藻場形成事業実施漁場及びその周辺沿岸域における、アワビ資源調査等の事業効果調査を実施する。 【事業の必要性】海水温上昇による漁場環境変化や操業競合の激化等により、漁業資源が減少しており資源管理型漁業の推進が必要である。 【見込まれる事業効果】今後の資源管理型漁業施策に活用することで、さらなる漁業活性化が図られる。 ※基金積立による事業実施を含む。	漁協	資源管理型漁業を推進することで、今後の持続的な漁家経営に繋げられる。
		漁業用燃油対策事業 【事業内容】市内漁業協同組合の正組合員が使用する漁業用燃油の購入に対し、1リットルあたり10円の補助を行う。 【事業の必要性】燃油価格の上昇等に伴い採算性が悪化している市内の沿岸漁業、漁家経営の安定を図る。 【見込まれる事業効果】漁家経営の安定と水産物の安定供給の維持及び確保に繋がる。 ※基金積立による事業実施を含む。	漁協	採算性が悪化している市内の沿岸漁業、漁家経営の安定を図ることは、持続的な漁家経営に繋げられる。
		漁獲安定共済事業 【事業内容】漁獲共済の自己負担額のうち、5%を補助する。 【事業の必要性】水産業は自然等の環境を受けやすく、水揚量の上下は避けがたいため、不漁の際の保証である漁獲共済については漁業者の生活安定に重要な役割を果たしている。 【見込まれる事業効果】漁業者の生活安定に繋がり、漁村の維持が図られる。 ※基金積立による事業実施を含む。	漁協	漁業者の生活安定に繋がり、漁村の維持が図られる。
		漁業近代化資金等利子補給事業 【事業内容】漁業近代化利子補給事業・沿岸漁業等振興資金利子補給事業・漁協プロパー利子補給事業・水産業振興資金利子補修事業・漁業経営維持安定資金利子補給事業の5事業に対して、支払利子の1.5%分以内を助成する（ただし、個人負担は0.3%分以上）。 【事業の必要性】漁船等の高額な設備投資や不漁による収入源等、経営面で不安定になる事は避けがたいところであり、多くの場合長崎信漁連の金融制度を利用しているが、その際に発生する利子は漁業経営を圧迫し、制度の利用を躊躇する理由になっている。 【見込まれる事業効果】各種の金融制度を利用しやすくする事で、漁家経営の安定化が図られる。 ※基金積立による事業実施を含む。	信漁連 ・漁協	漁業者へ各金融制度を利用しやすく、機器整備を躊躇なく実施することが漁業者の生活安定に繋がり、漁村の維持が図られる。

持続的発展 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業 主体	備考 (事業効果が将来持続的に及び説明等)
2 産業の 振興	(10) 過 疎地域 持続的 発展特 別事業	第1次 産業		
		漁船損害補償事業 【事業内容】 漁船保険の掛金について、本人負担額の5%を補助する。 【事業の必要性】 漁業を安心して営むため、漁船保険は必要なものであるが、その掛金は漁家経営を圧迫している。 【見込まれる事業効果】 漁業者の生活が安定することで、漁村の維持が図られる。 ※基金積立による事業実施を含む。	漁協	漁業者の生活安定に繋がり、漁村の維持が図られる。
		水産多面的機能発揮対策支援事業 【事業内容】 ①生態系の維持、環境保全又は国民が自由に使用することが出来る藻類・魚介類の放流を行う。 ②藻場の保全活動 ③水域の監視 ④海の監視ネットワーク強化 ⑤海難救助訓練 【事業の必要性】 漁業者の高齢化、漁村人口の減少等により水産業及び漁村が関わる問題が深刻化している。安全で新鮮な水産物を安定的に提供する役割に加え、国境監視、海難救助訓練により国民の生命・財産を守るなど、市民に幅広く便益をもたらすため、地域の漁業者、住民による活動を推進する必要がある。 【見込まれる事業効果】 漁業者等が行う多面的機能の效果的・効率的な発揮に資する地域の取組を支援することにより、水産業の再生・漁村の活性化が図られる。 ※基金積立による事業実施を含む。	団体	漁業者等が行う多面的機能の效果的・効率的な発揮に資する地域の取組を支援することにより、水産業の再生・漁村の活性化が図られ、持続的な漁村の維持に繋がる
		離島漁業再生支援交付金 【事業内容】 漁業再生につながるような取組を行う漁業集落に対し交付金を交付する。 ①漁場の生産力の向上と利用に関する集落の会議を実施する。 ②漁場の生産力向上に関する取り組みを実施する。 ③集落の創意工夫を活かした新たな取組を実施する。 雇用を創出するための取組を行う被支援者に交付対象となる経費の一部(3/4)を支援する。(上限9,000千円/年) 【事業の必要性】 販売・生産面で不利な条件にある離島地域において、漁業再生活動の自立的かつ継続的な実施のためには、必要不可欠な事業である。 【見込まれる事業効果】 生産性の向上、付加価値の向上等により漁業収益を向上させ漁業再生活動の自立かつ継続的な実施が可能となり、漁業集落の活性化が図られる。雇用機会の拡充により国境離島地域の漁業集落の維持・発展が図られる。 ※基金積立による事業実施を含む。	団体・ 漁業者	販売・生産面で不利な条件にある離島地域において、漁業集落の問題を自立的かつ継続的に解決を図ることは、漁業集落の維持・発展には必要不可欠である
		磯根資源回復促進事業 【事業内容】 漁業者へ、植食性魚類の捕獲数に応じた補助を行う。又、島外加工場への出荷を促進する。 海藻保護のための網について補助し、漁協や意欲ある漁業者たちの磯焼け対策活動を促進したい。 【事業の必要性】 磯焼けを解消し、採介藻漁業者・沿岸漁業者の所得向上・担い手不足の解消に繋げる 【見込まれる事業効果】 イスズミ等を積極的に駆除することで、海藻の生産量と魚の摂食圧とのバランスを取り、藻場の回復に繋がる。 ※基金積立による事業実施を含む。	漁協・ 漁業者	磯焼けの解消は、採介藻漁業者・沿岸漁業者の所得向上・担い手不足の解消に繋がり、継続した漁村の維持が期待できる。
		吉岐市磯焼け対策協議会負担金 【事業内容】 吉岐市磯焼け対策推進計画に基づく磯焼け対策推進体制の一元化を行い、各漁協、県、市が一体となり、磯焼け対策を推進するため、吉岐市磯焼け対策協議会を設立し、各種磯焼け対策事業を行う。 【事業の必要性】 磯焼けを解消し、採介藻漁業者・沿岸漁業者の所得向上・担い手不足の解消に繋げる 【見込まれる事業効果】 各種磯焼け対策事業を行う事で、藻場の早期回復が図られる。 ※基金積立による事業実施を含む。	団体	磯焼けの解消は、採介藻漁業者・沿岸漁業者の所得向上・担い手不足の解消に繋がり、継続した漁村の維持が期待できる。

持続的発展 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業 主体	備考 (事業効果が将来持続的に及ぶ説明等)
2 産業の 振興	(10)過 疎地域 持続的 発展特 別事業	商工 業・6 次産業 化	民間	海上輸送経費の一部を支援することで事業者の負担が軽減され、新たな設備投資や雇用の拡充等により、地場産業の活性化及び定住促進を図る。 【事業の必要性】 吉岐は離島であるがゆえに本土と比較すると、製品の移出及び原材料の移入に係るコストが高く、経営圧迫の大きな要因となっているため、輸送経費に対する支援が強く求められている。 【見込まれる事業効果】 海上輸送経費の一部を支援することで事業者の負担が軽減され、新たな設備投資や雇用の拡充等により、地場産業の活性化及び定住促進を図る。 ※基金積立による事業実施を含む。
		吉岐焼酎知名度アップ事業 【事業内容】 テレビのスポットCMの放映、フリーパーへの掲載、博多駅の人気居酒屋とのタイアップイベントの開催等で、福岡都市圏の在住者及び旅行者等に対して吉岐焼酎を広くPRし、吉岐焼酎の知名度アップと消費拡大を図る。 【事業の必要性】 地域産業を支える吉岐焼酎の産地振興を図る必要がある。 【見込まれる事業効果】 産地形成がなされた吉岐焼酎の販路拡大支援により、ブランド力やその高付加価値化に期待できる。 ※基金積立による事業実施を含む。	民間	産地形成がなされた吉岐焼酎の販路拡大支援により、ブランド力やその高付加価値化に期待でき、その事業効果は将来に持続的に及ぶものである。
		吉岐市地域商社事業 【事業内容】 しまの地域商社を設立し、しまの商品の販路開拓等を行い、しまの活性化に寄与する。 【事業の必要性】 吉岐の優れた農林水産品等について、県や各しまの商社が一体となって首都圏等で新たな市場や販路を開拓し、生産者の所得向上や雇用の促進を図る必要がある。 【見込まれる事業効果】 地域商社の活動により、しまの事業者の生産拡大や加工品など新たな商品開発につなげ、事業拡大と雇用の場の創出に波及させ、しまの経済の好循環を生み出し、人口減少の抑制と地域社会の維持を図っていく。 ※基金積立による事業実施を含む。	民間	地域商社の活動により、しまの事業者の生産拡大や加工品など新たな商品開発につなげ、事業拡大と雇用の場の創出に波及させ、しまの経済の好循環を生み出し、人口減少の抑制と地域社会の維持が図られ、その事業効果は将来に持続的に及ぶものである。
		吉岐市観光・物産プロモーション事業 【事業内容】 首都圏及び関西圏において、吉岐市の観光・物産プロモーションを実施する。 【事業の必要性】 吉岐ブランドの販路拡大と知名度アップ、誘客の推進のため、首都圏等での観光物産プロモーションの開催は必要である。 【見込まれる事業効果】 吉岐製品の知名度アップと消費及び販路の拡大、さらには移住を含む誘客促進につながる。 ※基金積立による事業実施を含む。	市	吉岐製品の知名度アップと消費及び販路の拡大、さらには移住を含む誘客促進につながる。 ※基金積立による事業実施を含む。
		吉岐産品海外輸出支援事業 【事業内容】 吉岐産品の製造及び取扱い事業者に対して、海外輸出に関するセミナーや海外商談会出展等を通じ、海外販路の開拓を支援する。 【事業の必要性】 吉岐市には魅力的な産品があるものの、国内においては人口減少・少子高齢化により急速な市場減少は避けられず、新市場＝海外販路開拓の選択も必要である。 【見込まれる事業効果】 吉岐産品のブランド化の一つの方向として海外展開を行なうことにより、吉岐市のPRはもとより、吉岐産品の消費と販路及びインハウンドの拡大に繋がる。 ※基金積立による事業実施を含む。	市	吉岐産品のブランド化の一つの方向として海外展開を行なうことにより、吉岐市のPRはもとより、吉岐産品の消費と販路及びインハウンドの拡大に繋がり、その事業効果は将来に持続的に及ぶものである。
		商工祭等地域イベント開催助成事業 【事業内容】 地域の消費喚起及び交流人口拡大を目的とし、地域団体が開催する商工祭等地域イベント経費に対する補助。 【事業の必要性】 地元商工業の販売額減少等による地域活力の低下対策とし、消費者の消費意欲及び島内外交流人口の拡大を目的とする商工祭を開催することにより、地域の活性化を図る対策が必要である。 【見込まれる事業効果】 市民と観光客等のふれあいの場の創出、交流人口の拡大、豊かなまちづくり・故郷愛への貢献を通じて、吉岐市の発展へ寄与することを目的に実施しており、特に、姉妹都市である朝来市の和田山有志によるステージイベントや物産展は市政施行前から続いていたものであり、また、職業体験ブースやSDGsのPR展示ブースの設置等、地域社会の持続的発展のための取組みも実施している。 ※基金積立による事業実施を含む。	民間	本事業は、市民と観光客等のふれあいの場の創出、交流人口の拡大、豊かなまちづくり・故郷愛への貢献を通じて、吉岐市の発展へ寄与することを目的に実施している。 特に、姉妹都市である朝来市の和田山有志によるステージイベントや物産展は市政施行前から続いていたものであり、また、職業体験ブースやSDGsのPR展示ブースの設置等、地域社会の持続的発展のための取組みも実施している。

持続的発展 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業 主体	備考 (事業効果が将来持続的に及ぶ説明等)
2 産業の 振興	(10)過 疎地域 持続的 発展特 別事業	商工業・6 次産業 化 雇用機会拡充事業 【事業の目的】新たな雇用を生む創業・事業拡大を行なう民間事業者に対して、設備投資資金や人件費、広告宣伝費などの運転資金を補助する。 【事業の必要性】島内における持続的な居住が可能とするため、その環境の整備と雇用の創出が必要である。 【見込まれる事業効果】地域社会の維持に欠かせない雇用創出効果が見込まれる。 ※基金積立による事業実施を含む。	民間	地域社会の維持に欠かせない雇用創出効果が見込まれ、その事業効果は将来に持続的に及ぶものである。
		吉岐市商店街にぎわい整備事業費補助金 【事業内容】商店街において行う共同施設整備事業(環境整備事業、情報化推進事業及び特認事業)への助成。 【事業の必要性】にぎわいのある街づくりを創出するための環境改善が必要な商店街がある。 【見込まれる事業効果】商店街のにぎわいと、地域の特性を活かし快適で魅力的かつ人に優しい空間づくりを創出する。 ※基金積立による事業実施を含む。	団体	商店街のにぎわいと、地域の特性を活かし快適で魅力的かつ人に優しい空間づくりが創出され、その事業効果は将来に持続的に及ぶものである。
		吉岐市特定創業支援事業 【事業内容】経営、財務、人材育成、販路開拓など創業に関する基礎知識の習得に関するセミナーの開催。 【事業の必要性】地域資源等を活かした創業希望者の掘り起こしが必要である。 【見込まれる事業効果】地域資源を有効に活用する販売戦略や新商品開発などにより、地域内創業が実現する。 ※基金積立による事業実施を含む。	市	地域資源を有効に活用する販売戦略や新商品開発などにより、地域内創業が実現し、その事業効果は将来に持続的に及ぶものである。
	観光	インバウンド推進事業 【事業内容】海外に向けたプロモーション、旅行商品造成、ニーズに訴求するコンテンツ作り等に取り組むとともに、外国人観光客に対する受入環境整備の強化。 【事業の必要性】日本の人口減少に伴い、国内観光客の誘客が厳しくなっている中、外国人観光客の誘客は必須となっている。 【見込まれる事業効果】本市に訪れる外国人観光客の増加、滞在日数の増加、観光消費額の増加 ※基金積立による事業実施を含む。	市・ 団体	国内人口が減少して行く中、外国人観光客をターゲットとした誘客施策は必須である。また、海外だけでなく国内在留外国人をターゲットとした施策を展開していくことで、離島というハンデを補うこともできる。
		観光施設管理事業 【事業内容】観光客に対する観光施設の健全なサービスの提供。(観光地トイレの水洗化・洋式化、観光案内板整備及び修繕、重機購入、公園遊具の改修 等) 【事業の必要性】良好な維持管理をすることは観光地域を活性化に繋がる。 【見込まれる事業効果】交流人口拡大、観光客の満足度向上 ※基金積立による事業実施を含む。	市	良好な維持管理をすることは観光地域の活性化に繋がる。
		ウルトラマラソン 【事業内容】島内一周のマラソンコース(100km、50km)を設け、ランナーが吉岐の魅力を感じながら走ることができるよう、市民ボランティア等と体力向上、健康増進に繋げる。 【事業の必要性】R3年度で第5回を迎え、市民にも定着しつつあり、本市の地域活性化に寄与する大会である。 【見込まれる事業効果】交流人口の拡大、地域振興、観光客数増加、観光消費額増加など ※基金積立による事業実施を含む。	団体	大会開催に伴う島外参加者誘客による宿泊業者の誘致活動の促進・もてなしの心の醸成に繋がり、リピーターの獲得(持続的発展)につながる。
		吉岐市イベント振興事業(吉岐サイクルフェスティバル) 【事業内容】サイクルフェスティバルを実施する実行委員会の大大会運営費等に補助金を交付する。 【事業の必要性】サイクルフェスティバルは費用対効果が高いイベントで、今後も本市の活性化にとって必要なものとする。 【見込まれる事業効果】交流人口の拡大、観光消費額増加 ※基金積立による事業実施を含む。	団体	大会開催に伴う島外参加者誘客による宿泊業者の誘致活動の促進・もてなしの心の醸成に繋がり、リピーターの獲得(持続的発展)につながる。
		吉岐市イベント振興事業(吉岐の島新春マラソン大会) 【事業内容】新春マラソン大会を実施する実行委員会の大大会運営費等に補助金を交付する。 【事業の必要性】市内外から多くの参加が期待できるイベント、今後も本市の活性化にとって必要なものとする。 【見込まれる事業効果】交流人口の拡大、観光消費額増加 ※基金積立による事業実施を含む。	団体	大会開催に伴う島外参加者誘客による宿泊業者の誘致活動の促進・もてなしの心の醸成に繋がり、リピーターの獲得(持続的発展)につながる。

持続的発展 施策区分	事業名 (施設名)		事業内容	事業 主体	備考 (事業効果が将来持続的に及ぶ説明等)
2 産業の 振興	(10)過 疎地域 持続的 発展特 別事業	観光	一支部博物館活用推進事業（しまごとプロジェクト推進事業） 【事業内容】観光客等をおもてなしする人材の育成、教育機関と連携した子供達への郷土の歴史・文化の継承、観光の仕組み・メニュー作り、活用、講演・講座、イベント、ガイド育成、情報発信を実施する。 【事業の必要性】交流人口拡大のため、観光客等の受入体制整備が必要である。 【見込まれる事業効果】交流人口の拡大による地域活性化※基金積立による事業実施を含む。	団体	島内の歴史遺産や自然環境、文化や産業などの情報発信は地域・観光の振興に寄与する取り組みであり、吉岐市の経済基盤を維持するためにも必要な取り組みである。
			スポーツ大会等誘致補助金 【事業内容】市内へ宿泊を伴うスポーツ大会を誘致し、大会を主催する市内団体に対して補助金を交付 【事業の必要性】本市にとってスポーツ合宿は観光振興に寄与しており、市内の宿泊施設も影響を受けている。 【見込まれる事業効果】交流人口の拡大、宿泊施設の経営維持、市内経済の活性化 ※基金積立による事業実施を含む。	市	市内のスポーツ振興はもとより、大会開催に伴う島外参加者誘客による宿泊業者の誘致活動の促進・もてなしの心の醸成に繋がり、リピーターの獲得（持続的発展）につながる。
			島外スポーツ団体誘致事業補助金 【事業内容】合宿等スポーツ活動で市内宿泊施設に宿泊する島外スポーツ団体に対する助成、指定施設の施設使用料を減免する。 【事業の必要性】交流人口及び宿泊客の減少への対策が必要である。 【見込まれる事業効果】交流人口の拡大、宿泊客増加、観光消費額増加 ※基金積立による事業実施を含む。	市	補助金を活用してもらうことで宿泊業者の誘致活動の促進・もてなしの心の醸成に繋がり、リピーターの獲得（持続的発展）につながる。
			吉岐行き教育旅行手荷物配送支援事業補助金 【事業内容】手荷物配送に要する経費を助成（離島のため乗換での手荷物へのハンデを軽減し教育旅行を誘致） 【事業の必要性】来島実績の多い関西圏からの来島校を維持・増加させるためにも、移動時の負担を減らせる手荷物配送支援の補助金は必要。 【見込まれる事業効果】教育旅行の促進、将来的なリピーター確保 ※基金積立による事業実施を含む。	市	補助金を活用してもらうことで宿泊業者の誘致活動の促進・もてなしの心の醸成に繋がり、リピーターの獲得（持続的発展）につながる。
			吉岐行き教育旅行推進事業 【事業内容】修学旅行で吉岐市に訪れる生徒の人数及び工程内容に応じて補助 【事業の必要性】教育旅行は多くの業種に対しての経済波及効果がある重要な事業であるため、今後も積極的な誘致にのためにも当補助金は必要。 【見込まれる事業効果】教育旅行の促進、将来的なリピーター確保 ※基金積立による事業実施を含む。	市	補助金を活用してもらうことで宿泊業者の誘致活動の促進・もてなしの心の醸成に繋がり、リピーターの獲得（持続的発展）につながる。
			吉岐市観光連盟運営費補助金 【事業内容】本市の観光専門機関として、各種観光関連団体等と連携し国内外からの誘客施策を実施。 当補助金は、吉岐市観光連盟の全体運営費のうち、人件費を当補助金に充てている。 【事業の必要性】本市において唯一の観光専門機関であり、本市と共に本市全域の観光振興に取り組んでいることから、当機関の存在は必須であり、運営への支援は必要である。 【見込まれる事業効果】観光交流人口拡大による地域経済の発展、地域活性化など ※基金積立による事業実施を含む。	団体	吉岐市唯一の観光専門機関であり、他機関や海外との繋がりを活かした誘客施策を展開ができるのは吉岐市観光連盟だけである。今後も市と連盟の連携施策を展開していく必要がある。
			吉岐市東京事務所運営費 【事業内容】首都圏に事務所を構え、首都圏をターゲットにした誘客営業をはじめ、物産振興、移住促進、ふるさと納税の推進、本市と中央官庁等と連絡調整等多岐にわたる役割を担っている。 【事業の必要性】東京事務所ができたことで、全国の自治体や旅行会社等との関わりが増えており、「吉岐市ふるさと商社」の売上や「ふるさと納税」による寄付、新規旅行会社との連携など目に見える実績がみられていることから、今後更なる効果を生み出すためにも必要な機関である。 【見込まれる事業効果】首都圏からの観光客誘客、観光消費額増加、販路開拓、ふるさと納税増額、企業誘致 ※基金積立による事業実施を含む。	市	関東圏における当市の認知度は高くないが、継続的な活動をすることで認知度は高まり、新たな観光客誘客や関係人口拡大等に繋がっていく。

持続的発展 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業 主体	備考 (事業効果が将来持続的に及び説明等)
2 産業の 振興	(10)過疎地域 持続的 発展特 別事業	観光 しま共通地域通貨発行事業 【事業内容】しま共通地域通貨発行委員会が発行する離島関係市町で共通に使用できるしま共通地域通貨（プレミアム付商品券）の発行に係る経費を負担するとともに、利用促進のため、PR事業を実施する。 【事業の必要性】平成26年度に開始し7年経過。一定の経済効果を生み出している。 【見込まれる事業効果】本市のPR及び誘客、観光客増加、観光消費額増加 ※基金積立による事業実施を含む。	市	しまとく通貨をきっかけとして、観光事業者にとっておもてなし対応の醸成に繋がるとともに、リピーターの獲得（持続的発展）に繋がっている。
		滞在型観光促進事業（有人国境離島交付金活用） 【事業内容】旅行者に「もう1泊」してもらうため、地域の特色を活かした朝・夜型を含む体験プログラムなどを開発。さらに、体験プログラムなどの滞在プランと宿泊、本土からの交通を組み合わせた旅行商品、滞在プランと食、島内交通などを組み合わせた周遊型の着地型旅行商品の開発・販売を行う。 【事業の必要性】杓岐の独自性のある滞在時間を延ばす効果のある着地型観光サービスの開発や磨き上げに取り組む必要がある。 【見込まれる事業効果】滞在時間の増加、観光消費額の増加 ※基金積立による事業実施を含む。	市・ 団体	滞在時間の延長は、観光消費額の増加に繋がる。人口減少に伴い観光客数の減少が危ぶまれるなか、いかに質、満足度の高いコンテンツを提供できるかが課題となっており、当事業を通して課題解決に繋がっている。
		杓岐島デジタルプロモーション強化事業（離島活性化交付金活用） 【事業内容】国内外における観光情報の入手手段の主力がパソコン・スマホ・タブレット等に移行している傾向に対応し、誘客の戦略的ツールとなるようにH31年度にホームページをリニューアル。ホームページへ誘導し、視聴者を増やす取り組みを積極的に行う仕組みを作る。 【事業の必要性】旅行者にとって旅先の情報は必須であり、旅マエにおいては本市の印象にもつながる。時代に合わせた情報発信が必須である。 【見込まれる事業効果】本市のPR及び誘客 ※基金積立による事業実施を含む。	市	時代に合わせた情報発信が必須であり、旅マエにおけるの高い情報は、本市への誘客効果の一つとなっている。また、リピーター確保のため、今後も質の高い情報発信は不可欠である。
		杓岐島観光需要安定化対策事業（離島活性化交付金） 【事業内容】島内外事業者と官民連携。誘客促進に向けた戦略的・効果的な営業、誘客促進に向けた戦略的・効果的な情報発信、誘客促進に向けたラッピングトラックによる杓岐市PR等。 【事業の必要性】観光客数の横ばい状態に伸び悩んでいる状況であり、今後、東京五輪、世界水泳大会、大阪万博を契機として国内外からの交流人口拡大を加速化させることが本市にとって必要。 【見込まれる事業効果】国内外からの交流人口拡大、島全体の経済活性化 ※基金積立による事業実施を含む。	団体	観光客を送客する手段である交通事業者との連携事業は、新たな観光客誘客や関係人口拡大等に繋がっている。
		企業誘致 杓岐市企業立地促進事業補助金 【事業内容】雇用機会の増大と地域経済の活性化を図るため、市内に事業所を新設又は増設して事業を行う企業に対し、その設備等に対し補助を行う。 【事業の必要性】新規雇用を含む事業計画に基づく設備投資等への助成。 【見込まれる事業効果】雇用機会の拡大と地域経済の活性化、若者等の定着により人口減少の低減に寄与する。 ※基金積立による事業実施を含む。	民間	雇用機会の拡大と地域経済の活性化、若者等の定着により人口減少の低減に寄与するものであり、その事業効果は将来に持続的に及びものである。
3 地域に おける情報 化	(2)過疎 地域持 続的発 展特 別事業	情報化 自治体情報化推進事業 【事業内容】住民サービスにおける情報化の推進 【事業の必要性】住民サービスを円滑に実施できるようシステムを活用する必要がある。 【見込まれる事業効果】住民サービスを提供するため ※基金積立による事業実施を含む。	市	自治体の情報化は民間に比べ取り組みが遅れており、今後の住民サービスへの利便性向上は継続していく必要がある。
		デジタル技術 活用 自治体DX推進事業 【事業内容】行政サービスを市民目線で改革する 【事業の必要性】行政システムのデジタル化を推進することで、行政改革による行政のスリム化・住民サービスの向上が必要となっている。 【見込まれる事業効果】市民が利用する行政窓口手続きの利便性が向上する。 ※基金積立による事業実施を含む。	市	国は2040問題に対応するため新たなデジタル改革を進めており、自治体もデジタル化に向けて行政改革を継続していく必要がある。

持続的発展 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業 主体	備考 (事業効果が将来持続的に及び説明等)
4 交通施設の整備、 交通手段の確保	(9)過疎 地域持 続的発 展特別 事業	公共交通 乗合タクシー運行事業 【事業内容】路線バスの利便性が低い又は、路線バスが運行されていない地域において、地域住民主体の乗合タクシーを運行する。 【事業の必要性】対象区域内の住民の移動手段を確保し、利便性を向上するため運行する 【見込まれる事業効果】移動手段を確保することで、住民の利便性が向上する。また、地域住民が自ら運行することで、地域内の自助・共助の醸成につながる ※基金積立による事業実施を含む。	市	区域内の住民の利便性が向上するとともに、地域住民主体の運行を行うことで、地域内の自助・共助の醸成につながり、持続的な移動手段の確保が図られる。
		吉岐病院連絡バス運行事業 【事業内容】三島フェリー発着所と吉岐病院を接続するバスを運行する。 【事業の必要性】三島には、医療機関や店舗等がないため、吉岐本島で通院や生活物資購入等がされている。三島航路と接続する吉岐本島内の公共交通がないため、接続するバスを運行し三島住民の利便性向上を図る必要がある。 【見込まれる事業効果】連絡バスを運行することで、三島住民の吉岐島内での移動手段の利便性が確保される。 ※基金積立による事業実施を含む。	市	三島住民にとって利便性のある安全で安心な交通体系を確保することに加えて、本市の中核病院である吉岐病院としても、患者数の増加及び医療収益の向上による経営状況の安定にも繋がり、離島医療の確保が図られる。
6 子育て環境の確保、高齢者等の保健及び福祉の向上及び増進	(8)過疎 地域持 続的発 展特別 事業	児童福祉 出産祝金助成事業 【事業内容】従来の出産祝金支給事業対象児及び支給額を拡充し、第1子からの出産に対して出産祝金を支給する。 【事業の必要性】少子化及び人口減少の解消を図るための子育て支援対策が必要である。 【見込まれる事業効果】少子化及び人口減少の歯止めを図る。 ※基金積立による事業実施を含む。	市	出生率の減少を抑制するために、多子出産を奨励することは当市の持続的な人口活性化のための効果的施策である。
		乳幼児・母子・父子福祉医療費（県補助1/2） 【事業内容】小学校入学前までの乳幼児及びひとり親家庭等の医療費助成（福祉医療） 【事業の必要性】小学校入学前までの乳幼児及びひとり親家庭等の医療費による負担を軽減するため一部負担金を超える医療費を助成する。 【見込まれる事業効果】医療費を助成することにより、出生率の向上に加えて、若い子育て家庭及びひとり親家庭の経済的な負担を軽減し、子育てしやすい環境を整備することで、若者の定住化を図る。 ※基金積立による事業実施を含む。	市	若い子育て家庭の経済的な負担を軽減し、子育てしやすい環境を整備することで、若者の定住化を図る。
		こども・乳幼児・寡婦福祉医療費助成事業 【事業内容】県との合同事業である従来の福祉医療制度を拡充し、3歳未満の医療費無料化、及び小中学生までの年齢拡充により医療費助成を行う。 【事業の必要性】少子化及び人口減少の解消を図るための子育て支援対策が必要である。 【見込まれる事業効果】子育てしやすい環境を整備することで、少子化及び人口減少の歯止めを図る。 ※基金積立による事業実施を含む。	市	若い子育て家庭の経済的な負担を軽減し、子育てしやすい環境を整備することで、若者の定住化を図る。
		児童・乳幼児予防接種事業 【事業内容】子育て家庭の経済負担軽減のため、中学生以下の児童・乳幼児のインフルエンザ予防接種費用を助成する。 【事業の必要性】インフルエンザの予防接種について、重症化しやすい乳幼児や集団生活を行っている児童の接種は任意接種（2回）となっているが、費用負担が大きいため十分な接種が行われていない。少子化及び人口減少の解消を図るため、若い子育て家庭の経済的な負担を軽減する支援対策が必要である。 【見込まれる事業効果】少子化及び人口減少の歯止めを図る。 ※基金積立による事業実施を含む。	市	接種費用の一部助成をすることで、若い子育て家庭の経済的な負担を軽減し、子育てしやすい環境を整備することで、若者の定住化を図り、人口の増加につなげることができる。また、接種しやすい環境を整えることで、感染症の拡大や次世代に思い症状がでる感染症の予防にも期待ができる。
		高齢者・障害者福祉 社会福祉法人施設整備費補助金 【事業内容】社会福祉法人施設において、利用者や入居者のニーズにあった環境整備・増設工事などにかかる費用について補助する。 【事業の必要性】社会福祉法人施設を適切な環境で運営していくために必要。 【見込まれる事業効果】施設の整備を行うことにより、利用者・入居者の利用促進が図られる。 ※基金積立による事業実施を含む。	団体	継続してこの事業を実施することで、利用者・入居者の利用促進が図られる。

持続的発展 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業 主体	備考 (事業効果が将来持続的に及び説明等)
6 子育て 環境の確 保、高齢者 等の保健及 び福祉の向 上及び増進	(8)過疎 地域持 続的発 展特別 事業	高齢者・障 害者福 祉		
		老人クラブ活動支援事業 【事業内容】老人クラブ活動費に対し補助する。 【事業の必要性】若者の都市部流出等による高齢化率の増加に対応した、高齢者の生涯をとおしての健康、生きがいづくり及び社会活動参加が必要である。 【見込まれる事業効果】元気なお年寄りの地域活動への活発な参加により地域活性化が図られる。 ※基金積立による事業実施を含む。	団体	継続してこの事業を実施することで、元気なお年寄りの地域活動への活発な参加により健康づくり及び生きがいづくり並びに地域活性化が図られる。
		外出支援サービス事業 【事業内容】在宅高齢者等の生活の自立を推進するため、送迎用車両により在宅と在宅福祉サービスの場や医療機関等との間を送迎する。 【事業の必要性】若者の都市部流出等による高齢化率の増加に対応した、高齢者の在宅生活での不安等を解消するため、外出支援の推進が必要である。 【見込まれる事業効果】在宅高齢者等の安全で安心な生活の確保が図られる。 ※基金積立による事業実施を含む。	団体	継続してこの事業を実施することで、病院受診等の利便性を図り、利用者の健康増進や気分転換につながり、さらには家族にとっても金銭面・精神面・体力面での負担軽減にもつながるため、効果が一過性である事業に要する経費ではない。
		障害者軽度生活援助事業 【事業内容】在宅障害者等の軽易な日常生活上の支援を行う。 社会福祉協議会に委託。 【事業の必要性】在宅の独り暮らしの障害者の在宅生活での不安等を解消するため、日常生活の支援が必要である。 【見込まれる事業効果】在宅障害者等の生活の自立を推進することで、安全で安心な在宅生活の確保が図られる。 ※基金積立による事業実施を含む。	団体	継続してこの事業を実施することで、在宅独り暮らし障害者の不安解消や安全で安心な在宅生活の確保が図られる。
		障害者配食サービス事業 【事業内容】在宅障害者等の生活の自立を推進するため、栄養バランスの取れた食事を訪問により定期的に提供する。 【事業の必要性】在宅の独り暮らしの障害者の在宅生活での不安等を解消するため、日常生活の支援が必要である。 【見込まれる事業効果】在宅障害者等の生活の自立推進、併せて健康維持、疾病予防、安否確認及び孤独感の解消に繋がる。 ※基金積立による事業実施を含む。	団体	継続してこの事業を実施することで、利用者の健康維持、疾病予防、安否確認及び孤独感の解消、障害者の福祉の増進を図ることができるため、効果が一過性の事業に要する経費ではない。
		シルバー人材センター活動助成事業 【事業内容】シルバー人材センター活動費に対し補助する。 【事業の必要性】高齢者が地域社会において積極的な役割を果たし、高齢者の豊富な知識や経験、技術を資産として地域の活性化を図るための就業機会の提供が必要である。 【見込まれる事業効果】高齢者の生涯を通しての健康づくり、生きがいづくり、また、高齢者の社会参加が促進される。 ※基金積立による事業実施を含む。	団体	継続してこの事業を実施することで、シルバー人材センターの活動を通して、高齢者の生きがいづくりや就業機会の提供ができるため、効果が一過性の事業に要する経費ではない。
		社会福祉協議会活動助成事業 【事業内容】活動費等に対し補助する。 【事業の必要性】社会福祉協議会の事務局設置費、心配ごと相談事業及びボランティアセンター活動費等に対し補助する。 【見込まれる事業効果】市民の福祉、健康の増進、社会福祉活動の向上に繋がる。 ※基金積立による事業実施を含む。	団体	この事業を継続することで、市民の福祉、健康の増進、社会福祉活動の向上が図られる。
		はり・きゅう・あん摩等施術料金助成事業 【事業内容】施術費に対し助成する。 【事業の必要性】はり、きゅう、あん摩又はマッサージに関する施術費に対し助成する。 【見込まれる事業効果】高齢者等の健康増進に繋がる。 ※基金積立による事業実施を含む。	市	この事業を継続することで、高齢者の保健福祉の充実が図られる。
		三島航路乗船カード交付事業 【事業内容】75歳以上の三島航路利用料をワンコイン100円にする。 【事業の必要性】若者の都市部流出等による高齢化率の増加に対応した、高齢者の閉じこもり防止等のための外出支援が必要である。 【見込まれる事業効果】在宅高齢者等の外出支援及び健康増進に繋がる。 ※基金積立による事業実施を含む。	市	継続してこの事業を実施することで、ライフラインの確保、外出支援及び健康増進を図り、また、本市内の高齢者福祉の地域格差を解消することができるため、効果が一過性の事業に要する経費ではない。

持続的発展 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業 主体	備考 (事業効果が将来持続的に及ぶ説明等)
6 子育て 環境の確 保、高齢者 等の保健及 び福祉の向 上及び増進	(8)過疎 地域持 続的発 展特別 事業	高齢 者・障 害者福 祉 敬老事業補助金 【事業内容】長寿を祝い各地域で開催される敬老行事主催者に対し、70歳以上の高齢者一人につき1,000円を限度とする補助金を支給する。 【事業の必要性】市民の敬老意識の高揚を図る。 【見込まれる事業効果】地域の活性化や地域づくりに繋がる。 ※基金積立による事業実施を含む。	団体	継続してこの事業を実施することで、高齢者が地域社会の中で安心して暮らし続けることができる環境づくりを行い、これまでの地域貢献に対して感謝し高齢者を敬う気運を醸成するとともに、高齢者の閉じこもりの防止、地域での交流など、高齢者福祉の向上を図ることができ、健康増進にも繋がる。
		介護人材確保対策事業 【事業内容】介護福祉士養成校開設者および養成校の生徒に対し、補助金を交付する。 【事業の必要性】介護福祉士の人材確保のため 【見込まれる事業効果】介護福祉士の人材確保や若者の島外流出の防止、島外からの人口流入。 ※基金積立による事業実施を含む。	市	介護人材不足の解消に繋がるとともに、若者の島外流出の防止、島外からの人口流入が図られ、その事業効果は将来持続的に及ぶものである。
		吉岐市地域包括ケア人材確保支援事業 【事業内容】吉岐市が指定する資格を取得し、卒業後吉岐市に居住し就労した場合において、奨学金の返還金額及び家賃等の一部について補助金を交付する。 【事業の必要性】医療及び福祉に係る人材確保のため 【見込まれる事業効果】医療及び福祉に係る人材確保と若者の島外流出の防止、島外からの人口流入。 ※基金積立による事業実施を含む。	市	医療・福祉人材不足の解消に繋がるとともに、若者の島外流出の防止、島外からの人口流入が図られ、その事業効果は将来持続的に及ぶものである。
8 教育の 振興	(4)過疎 地域持 続的発 展特別 事業	義務教 育 吉岐市いきっく留学制度 【事業内容】市内の小・中学校に入学又は転学を希望する児童及び生徒を受け入れ、市の教育の振興及び充実並びに学校及び地域の活性化を図る。 【事業の必要性】少子高齢化が進み市内小中学校の児童生徒が減少しているため、島外から留学生を受け入れ、複式学級の解消や部活動等の充実を図る必要がある。 【見込まれる事業効果】島内及び学級の人口増により、教育の振興及び充実並びに地域の活性化が図れる。また、子どもたちの交流体験を通して成長していくことが見込まれる。 ※基金積立による事業実施を含む。	市	留学生を受け入れることで、子どもたちが交流体験を通して島内外の文化・風土を知ることや人とのつながりを学ぶことで成長できるとともに、将来的にふるさとの良さを全国へ広げる広告塔となり島外との交流の拡大につながる。
		高等学 校 吉岐市高等学校離島留学生ホームステイ事業 【事業内容】長崎県の離島留学制度を実施する高等学校に組織する離島留学運営委員会に対し、予算の定めるところにより、吉岐市離島留学生ホームステイ費等補助金を交付する。 【事業の必要性】長崎県離島留学制度の趣旨に基づき、島外からホームステイをしながら就学している子どもの就学機会を確保する必要がある。 【見込まれる事業効果】留学生が成長し、本市を第二のふるさととして、将来的に島内外との交流の懸け橋となり、交流人口の拡大が見込まれる。 ※基金積立による事業実施を含む。	団体	島外から受け入れた留学生が成長し、本市を第二のふるさととして、将来的に島内外との交流の懸け橋となり、交流人口の拡大につながる。
		生涯学 習・ス ポーツ 青少年スポーツ大会等出場補助金 【事業内容】市外で開催される各種県大会等青少年スポーツ大会参加旅費の一部を助成する。 【事業の必要性】離島である地理的不利条件のための他地域との交流が少ないため、交流機会の増進に向けた取り組みが必要である。 【見込まれる事業効果】島外スポーツ大会参加時の地理的不利条件の解消が図られ、青少年のスポーツ振興に寄与する。 ※基金積立による事業実施を含む。	団体	スポーツ大会の出場に係る経費を一部補助することにより、他の地域の青少年団体との交流機会を増やし、競技力の向上、スポーツ・文化振興および健全育成を図り、地域間格差を是正することで、その効果は次世代に引き継がれていく。
		子ども夢 プラン 子ども夢プラン応援補助金 【事業内容】将来の夢に向かって熱心に活動する青少年に対し、その意欲及び能力を認められて選抜され、市外における強化練習、大会等に参加する場合、旅費の一部を助成する。 【事業の必要性】離島である地理的不利条件のため、交流機会の増進に向けた取り組みが必要である。 【見込まれる事業効果】市外における強化練習、大会等参加時の地域的不利条件の解消が図られ、青少年のスポーツ振興に寄与する。 ※基金積立による事業実施を含む。	個人	将来の夢に向かって活動する青少年を応援することは、離島である地理的条件不利の是正、競技力の向上、交流機会の増進等につながり、青少年のスポーツ振興に寄与するものであり、その効果は将来持続的に及ぶものである。

持続的発展 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業 主体	備考 (事業効果が将来持続的に及ぶ説明等)
8 教育の 振興	(4)過疎 地域持 続的発 展特別 事業	その他 放課後子ども教室推進事業 【事業内容】放課後、学校の空き教室等で地域住民の協力を得ながら各種教室を実施するなど、小学児童のための活動の場所づくりを行う。 【事業の必要性】放課後、子どもが家に帰ってもまだ家族がいない家庭が増えているため、放課後の子どもの居場所確保対策が必要である。 【見込まれる事業効果】学校・家庭・地域が連携・協働して「地域ぐるみの子育て」を推進することで、平日や土曜学習の充実が図られる。 ※基金積立による事業実施を含む。	市	学校・家庭・地域が連携・協働して「地域ぐるみの子育て」を推進することは、安心して子育てができる環境の創出につながり、その効果は将来持続的に及ぶものである。
9 集落の 整備	(2)過疎 地域持 続的発 展特別 事業	集落整備 SDGs推進事業 【事業内容】小学生－海洋教育、中学生－住みつけたいまちづくり運動、高校－イノベーション教育、大人－SDGs対話会 【事業の必要性】地球温暖化やコロナ禍など先の見えない社会情勢の中、地域を維持するためには、自ら考え、主体性をもって行動する市民の育成が必要不可欠である。 【見込まれる事業効果】本事業を通して、子どもから大人まで切れ目なく、SDGs教育を実施することにより、地域に対する誇りや愛着を醸成するとともに、吉岐の輝かしい未来を創造し、市の持続的な地域発展の実現に繋がる。 ※基金積立による事業実施を含む。	市	SDGsについては世界中で取り組むものであるため、概念が抽象的かつ広範囲である上、新しい取り組みでもあるため、長期に及ぶ普及及び教育が不可欠である。さらにSDGsを通して、地域の持つ魅力や歴史、可能性等について、各年代に合わせて理解の促進を図ることで、継続的な人口の維持につながる。
		まちづくり協議会運営事業 【事業内容】市内18小学校区を単位として、公民館、PTA、NPOなど地域内にある既存の組織が互いに理解を深め、協力できる仕組みを作り、地域による地域振興事業等の実施を促す。体制整備及び事業実施に対する補助。 【事業の必要性】人口減少や高齢化が進み、地域コミュニティの停滞、個人の価値観ライフスタイルの多様化に伴う住民のコミュニティの意識の希薄化が懸念される。今後、市民が主体となるまちづくりの推進が必要である。 【見込まれる事業効果】地域課題の解決や地域住民の交流の促進、福祉及び生活環境の向上、安全な生活の確保等が図られる。 ※基金積立による事業実施を含む。	地元	今後の行政運営の流れとして「小さな行政」を心掛ける必要がある中、コミュニティの活性化に資する事業は必須である。このような状況の中、地域に密着したまちづくり協議会の活動が活発化することで、住民のウェルビーイングが直接的に向上するとともに主体性の醸成にもつながるなど、地域の持続的な発展の礎となる。
		コミュニティ施設改修費補助金 【事業内容】自治公民館が行うコミュニティ施設のバリアフリー化並びに耐久性向上に要する経費に対する補助。 【事業の必要性】自治公民館員の高齢化等に伴うコミュニティ施設のバリアフリー化や施設の老朽化等による耐久性の向上及び安全性の確保が必要である。 【見込まれる事業効果】高齢者・障がい者等の利便性向上が図られ、地域コミュニティの活性化につながる。 ※基金積立による事業実施を含む。	地元	地域コミュニティの活性化に資するものであり、事業効果は将来に持続的に及ぶものである。
10 地域文 化の振興等	(2)過疎 地域持 続的発 展特別 事業	地域文化振興 優秀芸術招聘事業 【事業概要】吉岐市文化団体協議会主催による国内外の優秀な芸術家や芸術団体を招聘する事業に補助金を交付することにより、優れた芸術・文化を鑑賞する機会を市民に提供する。 【事業の必要性】離島である地理的不利条件のため、他地域との交流が少なく、交流機会の増進に向けた取り組みが必要である。 【見込まれる事業効果】地域の文化向上や、芸術・文化の香り豊かな人・地域を育むことで交流人口の増大を図る。事業の効果は地域の様々な世代に影響を及ぼしていき、ひいては次世代にも引き継がれていく。 ※基金積立による事業実施を含む。	団体	豊かな感性・情操や、創造力・想像力を養う上で大きな効果が期待でき、地域文化の向上を推進し、文化・芸術の香り豊かな人・地域を育むとともに交流人口の増大を図ることができるため、効果が一過性である事業に要する経費ではない。また、この事業の効果は地域の様々な世代に影響を及ぼしていき、ひいては次世代にも引き継がれていく。
11 再生可 能エネル ギーの利 用の推 進	(2)過疎 地域持 続的発 展特別 事業	再生可 能エネル ギー利 用 洋上風力発電導入可能性検討事業 【事業概要】本市周辺海域での洋上風力発電の導入に関する実現可能性検討並びに先行利用者・市民等との合意形成を図る。 【事業の必要性】本市の脱炭素実現のために必要な洋上風力発電の円滑な導入に向けて、本市の基幹産業でもある漁業を担う先行利用者や地域住民等との合意形成は大前提である。 【見込まれる事業効果】漁業や地域との共生が可能な洋上風力発電の導入実現により、本市の脱炭素実現に加え、地域経済にも様々な波及効果が見込まれる。 ※基金積立による事業実施を含む。	市	気候変動（危機）対策としての脱炭素化は全世界規模の喫緊の課題であり、再エネの主力電源化に向けて、洋上風力発電は非常に有望であることから、国も導入を推進している。再エネ海域利用法により、30年間の占有期間が確保されており、脱炭素化だけでなく、地域にも長期間の経済的な波及効果が期待できる。

持続的発展 施策区分	事業名 (施設名)		事業内容	事業 主体	備考 (事業効果が将来持続的に及ぶ説明等)
1.1 再生可 能エネル ギーの利用 の推進	(2)過疎 地域持 続的発 展特別 事業	再生可 能エネル ギー利 用	地域再エネ事業実施・運営体制構築事業 【事業概要】地域新電力事業化に向けた体制を整備し、事業体を設立する。 【事業の必要性】地域再エネの地産地消とそこで得られた収益を地域再エネ電源の開発等に還元することによって、地域の脱炭素化と地域活性化に貢献し、地域エネルギー収支の改善する。 【見込まれる事業効果】再エネの導入拡大や安定的な供給を図るとともに、エネルギー収支の域内循環により地域経済の活性化につながる。 ※基金積立による事業実施を含む。	第三セ クター	脱炭素実現に向けた再エネの主力電源化にあたり、地域に根差した事業主体が、地域の再エネを活用した事業を担う体制を整備することで、域内でのエネルギー収支の改善や雇用の場の創出による地域活性化の効果が、長期間持続的に発揮できるものと期待される。

議案第47号

壱岐市附属機関設置条例の一部改正について

壱岐市附属機関設置条例の一部を改正する条例を別紙のとおり定める。

令和3年9月7日提出

壱岐市長 白 川 博 一

(提案理由)

市長の附属機関として、壱岐市入札監視委員会を新設する必要があるため、
所要の改正を行うものである。

壱岐市附属機関設置条例の一部を改正する条例

壱岐市附属機関設置条例（平成１８年壱岐市条例第９号）の一部を次のように改正する。

別表ア 市長の附属機関の部壱岐市庁舎建設検討委員会の項の次に次のように加える。

壱岐市入札監視委員会	入札及び契約手続における公正性、客観性及び透明性の向上を図るために必要な事項を調査審議すること。
------------	--

附 則

（施行期日）

- この条例は、令和３年１０月１日から施行する。

（壱岐市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正）

- 壱岐市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例（平成１６年壱岐市条例第３５号）の一部を次のように改正する。

別表中

「

１７	特別職報酬等審議会	会長	日額	６，１００
		委員	日額	５，７００
１８	交通安全対策会議委員		日額	５，７００
１９	消防組織審議会	会長	日額	６，１００
		委員	日額	５，７００

2 0	防災会議委員		日額	5, 7 0 0
2 1	国民保護協議会委員		日額	5, 7 0 0
2 2	公民館運営審議会	会長	日額	6, 1 0 0
		委員	日額	5, 7 0 0
2 3	固定資産評価員		日額	1 0, 0 0 0
2 4	固定資産評価補助員		日額	1 0, 0 0 0
2 5	壱岐島開発総合センター運営協議会	会長	日額	6, 1 0 0
		委員	日額	5, 7 0 0
2 6	介護保険事業計画作成委員会委員		日額	5, 7 0 0
2 7	障害支援区分認定審査会委員	医師	日額	1 6, 0 0 0
		委員	日額	9, 9 0 0
2 8	民生委員推薦会委員		日額	5, 7 0 0
2 9	三島航路事業運営委員会		日額	5, 7 0 0
3 0	介護保険認定審査会委員	医師	日額	1 6, 0 0 0
		委員	日額	9, 9 0 0
3 1	国民健康保険運営協議会	会長	日額	6, 1 0 0
		委員	日額	5, 7 0 0
3 2	農業振興地域整備促進協議会委員		日額	5, 7 0 0
3 3	港湾・漁港整備促進委員会		日額	5, 7 0 0
3 4	住宅入居者委員会委員		日額	5, 7 0 0
3 5	都市計画審議会委員		日額	5, 7 0 0
3 6	社会教育委員		日額	5, 7 0 0
3 7	文化財保護審議会	会長	日額	6, 1 0 0
		委員	日額	5, 7 0 0

3 8	老岐市歴史文化基本構想策定委員会	委員	日額	6, 1 0 0
		長		
		委員	日額	5, 7 0 0
3 9	老岐市文化財展示施設再編計画検討委員会	委員	日額	6, 1 0 0
		長		
		委員	日額	5, 7 0 0
4 0	スポーツ推進委員		日額	5, 7 0 0
4 1	奨学生選考委員		日額	5, 7 0 0
4 2	いきっこ留学制度運営委員		日額	5, 7 0 0
4 3	学校給食運営委員		日額	5, 7 0 0
4 4	盈科小学校学校医、石田小学校学校医、郷ノ浦中学校学校医、芦辺中学校学校医		年額	1 9 2, 0 0 0
4 5	前項以外の市内小中学校学校医		年額	1 2 8, 0 0 0
4 6	盈科小学校学校歯科医、石田小学校学校歯科医、郷ノ浦中学校学校歯科医、芦辺中学校学校歯科医		年額	1 8 3, 0 0 0
4 7	前項以外の市内小中学校学校歯科医		年額	1 2 2, 0 0 0
4 8	学校薬剤師		年額	3 0, 0 0 0
4 9	幼稚園園長		年額	7 7, 0 0 0
5 0	郷ノ浦幼稚園嘱託医		年額	1 2 8, 0 0 0
5 1	前項以外の市内幼稚園嘱託医		年額	4 2, 6 0 0
5 2	郷ノ浦幼稚園嘱託歯科医		年額	1 2 2, 0 0 0
5 3	前項以外の市内幼稚園嘱託歯科医		年額	3 7, 3 0 0

5 4	幼稚園薬剤師	年額	1 8, 7 0 0
5 5	武生水保育所嘱託医	年額	1 2 8, 0 0 0
5 6	前項以外の市内公立認可保育所、へき 地保育所及び認可外保育施設（事業所 内保育施設を除く。）嘱託医	年額	4 2, 6 0 0
5 7	武生水保育所嘱託歯科医	年額	1 2 2, 0 0 0
5 8	前項以外の市内公立認可保育所、へき 地保育所及び認可外保育施設（事業所 内保育施設を除く。）嘱託歯科医	年額	3 7, 3 0 0
5 9	石田こども園嘱託医	年額	1 2 8, 0 0 0
6 0	石田こども園嘱託歯科医	年額	1 2 2, 0 0 0
6 1	石田こども園薬剤師	年額	1 8, 7 0 0
6 2	生活保護嘱託医	月額	5 2, 0 0 0
6 3	生活保護嘱託精神科医	月額	3 3, 0 0 0
6 4	認知症地域支援嘱託医	月額	2 0, 0 0 0
6 5	産業医	年額	1 2 0, 0 0 0
6 6	その他の附属機関の構成員及び非常勤 職員	予算の範囲内で市長が定 める額	

」を

「

1 7	壱岐市入札監視委員会	委員 長	日額	1 0, 0 0 0
		委員	日額	5, 7 0 0
1 8	特別職報酬等審議会	会長	日額	6, 1 0 0

		委員	日額	5, 7 0 0
1 9	交通安全対策会議委員		日額	5, 7 0 0
2 0	消防組織審議会	会長	日額	6, 1 0 0
		委員	日額	5, 7 0 0
2 1	防災会議委員		日額	5, 7 0 0
2 2	国民保護協議会委員		日額	5, 7 0 0
2 3	公民館運営審議会	会長	日額	6, 1 0 0
		委員	日額	5, 7 0 0
2 4	固定資産評価員		日額	1 0, 0 0 0
2 5	固定資産評価補助員		日額	1 0, 0 0 0
2 6	壱岐島開発総合センター運営協議会	会長	日額	6, 1 0 0
		委員	日額	5, 7 0 0
2 7	介護保険事業計画作成委員会委員		日額	5, 7 0 0
2 8	障害支援区分認定審査会委員	医師	日額	1 6, 0 0 0
		委員	日額	9, 9 0 0
2 9	民生委員推薦会委員		日額	5, 7 0 0
3 0	三島航路事業運営委員会		日額	5, 7 0 0
3 1	介護保険認定審査会委員	医師	日額	1 6, 0 0 0
		委員	日額	9, 9 0 0
3 2	国民健康保険運営協議会	会長	日額	6, 1 0 0
		委員	日額	5, 7 0 0
3 3	農業振興地域整備促進協議会委員		日額	5, 7 0 0
3 4	港湾・漁港整備促進委員会		日額	5, 7 0 0
3 5	住宅入居者委員会委員		日額	5, 7 0 0

3 6	都市計画審議会委員		日額	5, 7 0 0
3 7	社会教育委員		日額	5, 7 0 0
3 8	文化財保護審議会	会長	日額	6, 1 0 0
		委員	日額	5, 7 0 0
3 9	壱岐市歴史文化基本構想策定委員会	委員	日額	6, 1 0 0
		長		
		委員	日額	5, 7 0 0
4 0	壱岐市文化財展示施設再編計画検討委員会	委員	日額	6, 1 0 0
		長		
		委員	日額	5, 7 0 0
4 1	スポーツ推進委員		日額	5, 7 0 0
4 2	奨学生選考委員		日額	5, 7 0 0
4 3	いきっこ留学制度運営委員		日額	5, 7 0 0
4 4	学校給食運営委員		日額	5, 7 0 0
4 5	盈科小学校学校医、石田小学校学校医、郷ノ浦中学校学校医、芦辺中学校学校医		年額	1 9 2, 0 0 0
4 6	前項以外の市内小中学校学校医		年額	1 2 8, 0 0 0
4 7	盈科小学校学校歯科医、石田小学校学校歯科医、郷ノ浦中学校学校歯科医、芦辺中学校学校歯科医		年額	1 8 3, 0 0 0
4 8	前項以外の市内小中学校学校歯科医		年額	1 2 2, 0 0 0
4 9	学校薬剤師		年額	3 0, 0 0 0
5 0	幼稚園園長		年額	7 7, 0 0 0

5 1	郷ノ浦幼稚園嘱託医	年額	1 2 8, 0 0 0
5 2	前項以外の市内幼稚園嘱託医	年額	4 2, 6 0 0
5 3	郷ノ浦幼稚園嘱託歯科医	年額	1 2 2, 0 0 0
5 4	前項以外の市内幼稚園嘱託歯科医	年額	3 7, 3 0 0
5 5	幼稚園薬剤師	年額	1 8, 7 0 0
5 6	武生水保育所嘱託医	年額	1 2 8, 0 0 0
5 7	前項以外の市内公立認可保育所、へき 地保育所及び認可外保育施設（事業所 内保育施設を除く。）嘱託医	年額	4 2, 6 0 0
5 8	武生水保育所嘱託歯科医	年額	1 2 2, 0 0 0
5 9	前項以外の市内公立認可保育所、へき 地保育所及び認可外保育施設（事業所 内保育施設を除く。）嘱託歯科医	年額	3 7, 3 0 0
6 0	石田こども園嘱託医	年額	1 2 8, 0 0 0
6 1	石田こども園嘱託歯科医	年額	1 2 2, 0 0 0
6 2	石田こども園薬剤師	年額	1 8, 7 0 0
6 3	生活保護嘱託医	月額	5 2, 0 0 0
6 4	生活保護嘱託精神科医	月額	3 3, 0 0 0
6 5	認知症地域支援嘱託医	月額	2 0, 0 0 0
6 6	産業医	年額	1 2 0, 0 0 0
6 7	その他の附属機関の構成員及び非常勤 職員	予算の範囲内で市長が定 める額	

」に

改める。

議案第 48 号

壱岐市固定資産税の課税免除に関する条例の一部改正について

壱岐市固定資産税の課税免除に関する条例の一部を改正する条例を別紙のとおり定める。

令和 3 年 9 月 7 日提出

壱岐市長 白 川 博 一

(提案理由)

過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法が施行されたことに
伴い、所要の改正を行うものである。

壱岐市固定資産税の課税免除に関する条例の一部を改正する条例

壱岐市固定資産税の課税免除に関する条例（平成18年壱岐市条例第5号）の一部を次のように改正する。

第1条中「。以下「法」という。」を削り、「離島振興対策実施地域内」の次に「又は過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法（令和3年法律第19号。以下「法」という。）第2条第1項に規定する過疎地域内」を加え、「法第20条」を「離島振興法第20条又は法第24条」に改める。

第2条中「第2号又は第45条第2項の表の第2号」を「第3号若しくは第45条第2項の表の第3号又は第12条第3項の表の第1号若しくは第45条第2項の表の第1号」に改め、「第2条第3号」の次に「又は過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法第24条の地方税の課税免除又は不均一課税に伴う措置が適用される場合等を定める省令（令和3年総務省令第31号）第1条第3号」を加える。

第5条に次の1号を加える。

(3) その他市長が公益上課税免除することが適当でないと認めたとき。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(適用区分)

2 この条例による改正後の壱岐市固定資産税の課税免除に関する条例の規定は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後に新設され、又は増設される固定資産について適用し、施行日前に新設され、又は増設された

固定資産については、なお従前の例による。

議案第49号

壱岐市過疎地域自立促進特別事業基金条例の一部改正について

壱岐市過疎地域自立促進特別事業基金条例の一部を改正する条例を別紙のとおり定める。

令和3年9月7日提出

壱岐市長 白 川 博 一

(提案理由)

過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法が施行されたことに
伴い、所要の改正を行うものである。

壱岐市過疎地域自立促進特別事業基金条例の一部を改正する条例

壱岐市過疎地域自立促進特別事業基金条例（平成24年壱岐市条例第38号）の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

壱岐市過疎地域持続的発展特別事業基金条例

第1条中「過疎地域自立促進特別措置法（平成12年法律第15号）第12条第2項」を「過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法（令和3年法律第19号）第14条第2項」に、「壱岐市過疎地域自立促進特別事業基金」を「壱岐市過疎地域持続的発展特別事業基金」に改める。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、公布の日から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例の施行の日の前日までに、改正前の壱岐市過疎地域自立促進特別事業基金条例の規定により積み立てられた現金及びその運用により取得した有価証券は、改正後の壱岐市過疎地域持続的発展特別事業基金条例の規定により積み立てられた基金とみなす。
- 3 この条例による改正前の壱岐市過疎地域自立促進特別事業基金条例第6条に規定する処分については、なお従前の例による。